

# ナイジェリアにおける財政連邦主義の歴史的展開

室井 義雄\*

(目次)

はじめに

- I 英領植民地時代：1900～1959年
  - 1 英領ナイジェリアの成立と植民地統治の基本原則
  - 2 植民地時代における歳入配分問題
- II 第一共和政時代：1960～1966年
  - 1 第一共和政の成立と1963年共和国憲法
  - 2 ビーンズ委員会の発足
- III 前期軍政時代：1966～1979年
  - 1 軍事クーデターとビアフラ戦争の勃発
  - 2 12州体制への移行とダイナ暫定委員会の発足
  - 3 連邦軍事政権による「布告」と歳入配分
- IV 第二共和政時代：1979～1983年
  - 1 アボヤデ専門委員会の発足
  - 2 1979年総選挙とシャガリ文民政権の成立
  - 3 1979年共和国憲法とオキグボ委員会の発足
  - 4 シャガリ大統領による修正案と国会論争
  - 5 1983年総選挙と第二次シャガリ文民政権の成立
- V 後期軍政時代：1984～1999年
  - 1 シャガリ大統領による南北融和策
  - 2 軍事クーデターと反クーデターの勃発
  - 3 「石油グラット」と経済危機
  - 4 ババンギダ連邦軍事政権と国家歳入配分委員会
  - 5 民政移管と軍事クーデターの勃発

---

\*専修大学経済学部教授

## VI 第四共和政時代：1999～2014年

- 1 第四共和政と総選挙
- 2 1999年共和国憲法と歳入配分
- 3 第四共和政下の歳入配分問題

結びにかえて——財政連邦主義の功罪——

JEL区分：JEL-F54, H77, N17, N47, O55, Q34

キーワード：ナイジェリア, 財政連邦主義, 石油収入の配分, 政府間対立, 国家と部族

## はじめに

アフリカ最大の産油国であるナイジェリア連邦共和国は、連邦首都領、36の州、および774の地方政府から成る「連邦国家」である。連邦国家である以上、多かれ少なかれ中央政府による連邦構成単位への歳入配分が行なわれることになるが、しかし、ナイジェリアの場合には、連邦政府による各州政府、各地方政府、各共同体、そして連邦首都領への歳入配分それ自体が、経済システムというよりはむしろ、一つの政治システムになっている。そしてこの政治システムは、ナイジェリアの国民的統合を促進するというよりはむしろ、あからさまな利害対立の場と化している。それ故に、ナイジェリアにおける国家歳入の配分政策やそれに対する連邦構成単位の反応を考察する場合には、どうしても「政治経済学」(Political Economy) 的なアプローチが必要になってくる。

本稿では、石油大国ナイジェリアにおける「財政連邦主義」(Fiscal Federalism) ——換言すれば、「石油収入の配分問題」——の功罪について、各々の時代の政治・経済状況を考慮しながら、歴史的に探ってみたい。

以下では、植民地時代から今日に至るまでの時代を、おおよそ、(1)英領植民地時代(1900～1959年)、独立後の(2)第一共和政時代(1960～1966年)、(3)前期軍政時代(1966～1979年)、(4)第二共和政時代(1979～1983年)、(5)後期軍政時代(1984～1999年)、および(6)第四共和政時代(1999～2014年)に時期区分しながら、歴代連邦政権による歳入配分政策を見ていきたい。

なお、1993年8月26日に、ラゴス州出身のヨルバ(Yoruba)人実業家でキリスト教徒のE.A.O. ショネカン(Ernest Adegunle Oladeinde Shonekan)が大統領に就任して第三共和政が発足したが、北部カノ州出身のハウサ(Hausa)人でイスラーム教徒のS.アバチャ(Sani Abacha)陸軍大将による軍事クーデターによって、わずか3ヵ月後の11月18日に崩壊しているの——考察の対象としては——、この時期は後期軍政時代に含めることにした。

## I 英領植民地時代：1900～1959年

### 1 英領ナイジェリアの成立と植民地統治の基本原則

ナイジェリアは、おおよそ北緯4～14度、東経3～15度に位置し、国土面積は92万3768km<sup>2</sup>(日本の約2.4倍)である。海岸部から北部の国境線に至る南北の距離は1,120km、ギニア湾に位置する海岸部の国境線は東西に800kmに及んでいる<sup>1)</sup>。そしてナイジェリアは、西部は旧仏領ベナン、

東部は旧独領カメルーン、および北部は旧仏領ニジェールと国境を接している。

また、ナイジェリアは、北部のハウサ-フラニ (Hausa-Fulani) 人<sup>2)</sup>、南西部のヨルバ人、そして南東部のイボ (Ibo) 人の「三大部族」を初めとして、395にも及ぶ言語集団を抱えている<sup>3)</sup>。宗教的分布は、おおよそ北部がイスラーム教、南部がキリスト教、中央部がアミニズムなどの伝統的宗教となっており、2006年の推定人口数は1億4043万人で、世界第8位の人口規模である。

このような、広大な地理的領域と文化的にも多様な人々を抱えるナイジェリアの国境線は、19世紀後半の帝国主義の時代に、イギリス、フランス、およびドイツの間における「植民地分割協定」によって画定された。当時のナイジェリアは、王立ナイジャー会社 (Royal Niger Company, Chartered & Ltd., RNC) によって実質的に支配されていたが——同社は、一方では統治権を持つ「ナイジャー政府」として、他方では企業利潤を追求する「有限株式会社」として、二重の組織体として君臨していた——、1898年6月にフランスとの間で最後の「分割協定」が締結されると、イギリス政府はRNCに対する王立特許を廃棄し、ナイジェリアの統治に自ら向かうことになった。

1900年1月1日午前7時30分、RNCの行政本部が置かれていたアサバと、同じく軍事本部のあったロコジャの両地で、新体制への移行の式典が行われた。RNC旗が降ろされ、代わりに「ユニオン・ジャック」が掲揚された。王立特許の返還に伴い、RNCはナイジャー会社 (Niger Company Ltd.) に改組され、その後は他の植民地企業と同等の法的枠組みの中で企業活動を続けることになる。その後身会社であるナイジェリアUAC社 (UAC of Nigeria Plc.) は、1世紀以上を経た今日でも、ナイジェリア最大級の複合企業として存続している——ちなみに、上述の第三共和政の大統領に就任したショネカンは、同社の社長を務めていた——<sup>4)</sup>。

新体制への移行に伴い、イダー以北の旧RNC領が新設された「北部ナイジェリア保護領」に、また、イダー以南の旧RNC領と旧ナイジャー海岸保護領が同じく新設された「南部ナイジェリア保護領」に編入された。両保護領の初代高等弁務官には、RNC軍の指揮官を務めていたF.J.D.ルガード (Frederick John Dealtry Lugard) と、ナイジャー海岸保護領の弁務官を務めていたR.D.R.ムーア (Ralph Denham Rayment Moor) が各々就任した。

しばらくの間、ナイジェリアは、ラゴス直轄植民地に上記の南部ナイジェリア保護領と北部ナイジェリア保護領を加えた、三つの地域に分断統治されていたが、1906年5月にラゴス直轄植民地と南部ナイジェリア保護領が併合されて「南部ナイジェリア植民地・保護領」が成立した。すなわち、南北に大きく二分割されたのである。

ところが、そうした中で、植民地経営に係わる二つの経済的問題が浮上してきた。その一つは、

1) 地理的状況については、Adalemo, I.A. and J.M.Baba, eds., *Nigeria : Giant in the Tropics*, Vol. 1, Lagos, Gabumo Publishing, 1993, pp. 45-52; Areola, O., "Vegetation," in Barbour, K.M., et al., eds., *Nigeria in Maps*, London, Hodder and Stoughton, 1982, pp. 24-25に詳しい。

2) ハウサ人とフラニ人は、元来は別個の言語集団であるが、両者の混血・文化融合が歴史的に進んできたので——遊牧フラニを除き——、本稿では、一般的な呼称としてはハウサ-フラニ人という呼び名を用いることにする。

3) 言語集団については、Bendor-Samuel, J., "Languages," in Barbour, K.M., et al., eds., *op.cit.*, pp. 46-49を参照。

4) なお、筆者は、1986年11月にラゴスのナイジェリアUAC本社を訪れた時、ショネカン社長から同氏の著書や貴重な社内資料などを入手する機会を得た。

第1表 ナイジェリア植民地・保護領の財政収支：1900/1～1913年

(単位：1,000ポンド)

年 <sup>2)</sup>	ラゴス植民地			南部ナイジェリア保護領 <sup>1)</sup>			北部ナイジェリア保護領					
	歳入	歳出	収支	歳入	歳出	収支	歳入	補助金 <sup>3)</sup>	借入 <sup>4)</sup>	歳入計	歳出	収支
1900/1	211	187	+24	381	306	+75	2	89	45	136	96 <sup>8)</sup>	+40
1901/2	275	235	+40	361	331	+30	4	280	34	318	299	+19
1902/3	360	254	+106	441	455	-14	16	290	34	357 <sup>7)</sup>	389	-32
1903/4	335	303	+32	471	478	-7	54	405	50	509	499	+10
1904	338	325	+13	550	539	+11	94	405	60 <sup>5)</sup>	559	521	+38
1905	380	415	-35	571	582	-11	111	320	75 <sup>6)</sup>	506	498	+8
1906	—	—	—	1,089	1,056	+33	142	325	75	542	499	+43
1907	—	—	—	1,460	1,217	+243	143	295	70	508	498	+10
1908	—	—	—	1,388	1,358	+30	178	290	70	538	541	-3
1909	—	—	—	1,362	1,649	-287	213	237	70	520	567	-47
1910	—	—	—	1,933	1,990	-57	275	275	70	620	566	+54
1911	—	—	—	1,956	1,717	+239	545	347	70	962	828	+134
1912	—	—	—	2,235	2,110	+125	476	95	53	624	711	-87
1913	—	—	—	2,668	2,096	+572	658	136	0	794	820	-26

(注) 1) 1906年5月以降、ラゴス植民地と併合して南部ナイジェリア植民地・保護領を形成する。2) 複数年に互る年の会計期間は4月1日～翌年3月31日まで。単年の場合は1月1日～12月31日まで(以下、同じ)。北部ナイジェリア保護領の1904～1911年については、会計期間は4月1日～翌年3月31日まで。3) 帝国財源からの補助金。4) 南部ナイジェリア保護領からの借入れ。5) ラゴス植民地からの借入れ10,000ポンドを含む。6) ラゴス植民地からの借入れ15,000ポンドを含む。7) 西アフリカ国境軍への支払い据置き分など16,693ポンドを含む。8) 市民サービスへの支出分のみ。

(出所) (1) His Majesty's Stationary Office, *Colonial Reports, Lagos*, London, No. 348, 1902, pp. 4, 20-22; No. 400, 1903, pp. 4-7; No. 427, 1904, pp. 5-6, 16; No. 470, 1905, pp. 4, 7; No. 507, 1906, pp. 4, 7.

(2) Do., *Southern Nigeria*, London, No. 381, 1903, pp. 5, 22-23; No. 405, 1903, pp. 6-8; No. 433, 1904, pp. 3, 5; No. 459, 1905, pp. 6, 8; No. 512, 1906, pp. 4, 7; No. 554, 1908, pp. 4-7; No. 583, 1908, pp. 4-6; No. 630, 1910, pp. 4-5; No. 665, 1911, pp. 4-5; No. 695, 1911, pp. 4-5; No. 735, 1912, pp. 4-5; No. 782, 1914, pp. 5-7; No. 825, 1915, pp. 7-8.

(3) Do., *Northern Nigeria*, London, No. 377, 1903, pp. 17-19; No. 551, 1907, pp. 93-94; No. 594, 1909, pp. 15, 76-77; No. 633, 1910, pp. 4-5; No. 674, 1911, pp. 7-8; No. 704, 1912, pp. 9-10; No. 738, 1912, pp. 5-6; No. 785, 1914, pp. 6-7; No. 821, 1914, pp. 4-5より作成。

財政問題である。南部ナイジェリア植民地・保護領では、とりわけ酒類に対する輸入税などの多様な税収源によって植民地行政費を賄うことができたのに対して、北部ナイジェリア保護領ではそうした域内の税収源がほとんどなく、帝国歳入からの持出しがイギリス本国の大きな財政負担になっていた。第1表に見られるように、南部では域内の独自歳入によって歳出をほぼ賄うことが可能であり、とりわけ1911年以降には大幅な財政黒字を計上している。これに対して、北部の独自財源は極めて少なく、帝国歳入からの多額の補助金と南部からの借入れによってようやく歳出を賄っていた。前者の補助金は、1900/1～13年までの累計で378万9000ポンド(年平均で27万ポンド強)にも達していた。換言すれば、南北を統合して単一の財政制度を導入するならば、南部の余剰歳入を北部に移転させ、イギリス本国の財政負担を大きく軽減することができることになる。

もう一つの問題は、鉄道網の整備・運営と密接に関連している。ナイジェリアにおける鉄道の建

設は海岸部と内陸部でほぼ同時に開始されたが、大きく見て、①ラゴスを起点として北上する西部鉄道、②ポート・ハーコートから北上する東部鉄道、および③内陸部の北部鉄道の三路線に分けることができる<sup>5)</sup>。これらのうち、主な路線を見てみると、1896年3月に建設が開始された通称「ラゴス鉄道」が、1909年1月にナイジャー川岸のジェッパ（ラゴスから303マイル）まで開通した。また北部では、1907年8月にナイジャー川岸のバロから建設が始まった路線が、1911年3月にミンナを経由してカノにまで開通した。この通称「カノ鉄道」（353マイル）と合流すべくジェッパ―ミンナ間（160マイル）の路線も同年3月に開通し、翌1912年1月以降、ラゴス―カノ間（705マイル）の全線で営業が開始された。東部では、内陸部のウディにおける石炭の発見を契機として、1913年12月にポート・ハーコートからの建設がようやく開始されたが、ベヌエ川岸のマクルディ経由でカドゥナにまで（571マイル）到達して北部鉄道と合流するのは、1926年7月になってからのことである。こうして、ほぼ1930年までに、全長1,893マイルに及ぶ「ナイジェリア植民地鉄道」が完成している。

こうした海岸部と内陸部を結ぶ鉄道網は、とりわけ内陸部の農産物や鉱産物を海岸部にまで搬出するという意味において、植民地ナイジェリアの経済発展に不可欠であったが、「包括的かつ賢明な鉄道政策」<sup>6)</sup>の遂行のためにも、南北の統合が模索され始めたのである。

こうして1912年6月、植民地相のL.V.ハーコート（Lewis Vernon Harcourt）が、南北の植民地・保護領の統合案をイギリスの下院に提出し、それと同時に、この統合事業を現地で実行する人物として、1900～07年にかけて北部ナイジェリア保護領の初代高等弁務官を務め、その後ナイジェリアを離れて香港の総督に就任していたルガードを呼び寄せたことを明らかにした<sup>7)</sup>。翌1913年3月にイギリス議会の承認を得て、1914年1月1日、南部ナイジェリア植民地・保護領と北部ナイジェリア保護領が統合されて、「ナイジェリア植民地・保護領」（いわゆる「英領ナイジェリア」）が成立し、ルガードが初代総督に就任した。

だが、ルガード自身の言葉によると、「南北の統合（amalgamating）と、総督の統括下での南北の組分け（grouping）あるいは連邦（federation）とは、全く別の問題である」<sup>8)</sup>というのである。彼は、退役（1919年）後に出版した自著の中で、おおよそ次の様に語っている。すなわち、「大英帝国の使命は、ただ一つ、自由と自己発展である。だがそれは、規格化された道程において達成されるものではない。自由と自己発展は、植民地の諸法律と行政政策に従いつつも、土着の人々が、自分たちの支配層を通じて、自分たちの諸問題に対処することによって達成される。……それ故、南北の統合後も、各々の地域の司法制度や一般的政策が融合されることはなく、各々の総督代理の下において、ラゴス植民地を含めて、南北の旧保護領は元のままの状態に置かれる」<sup>9)</sup>と。

これは、イギリスによるナイジェリア統治の二大原則、すなわち、①可能な限り伝統的権威を温存して利用するという「間接統治」方式と、②南北の「分離発展」を志向するという方式を端的に

5) 以下の鉄道網の建設については、室井義雄『連合アフリカ会社の歴史：1879～1979年——ナイジェリア社会経済史序説——』同文館、1992年、103～106頁を参照。

6) Lugard, F., *The Dual Mandate in British Tropical Africa*, London, Frank Cass, 1922 (5<sup>th</sup> ed., 1965), p. 99を参照。

7) Cook, A.N., *British Enterprise in Nigeria*, London, Frank Cass, 1964, p. 192を参照。

8) Lugard, F., *op.cit.*, p. 179を参照。

9) *Ibid.*, p. 94を参照。

表現している。地理的に広大で文化的にも多様なナイジェリアを、統一国家として如何に統治していくのか、ということが、植民地行政官の——そして、独立後のナイジェリア人統治者の——最大の課題であった。前者の「間接統治」方式が採用されたのは、広大な保護領に対して、ラゴスのようなイギリス王室直轄型の統治を行なうことは、財政的にも人的資源の点でも難しく、また、少なくとも北部のイスラーム社会には、ソコトのスルタンを頂点とする土着の統治機構が存在していたからである。

後者の「分離発展」が模索された理由は、南北の相違・格差があまりにも大きかったからである。すなわち、①北部のイスラーム教と南部のキリスト教という、宗教観の相違、②かなり強固な中央政府を持つ北部とそれを持たない南部という、土着の政治組織の相違、それに応じた、③「パトロン=クライアント関係」に束縛されていた北部と、比較的自由な人格が形成された南部という、人々のアイデンティティーの拠り所の相違、あるいはまた、④南部では英語、北部ではハウサ語という、植民地行政や教育制度に係わる使用言語の相違など、およそあらゆる局面において状況を異にしていた。

ただし、少し付言しておく、北部ではかなり成功した間接統治方式も、南部ではそうではなかった。西部のヨルバ人社会のオバやチーフは、北部のスルタンやエミールのような絶対的権威を有しておらず、また、東部のイボ人社会などでは、そうした土着の権威機構それ自体が存在しなかったからである。このため東部では、植民地政府が当該地域の首長をいわば一方的に選任する「任命首長制」が導入されたが、これは人々の大きな反発を買うことになった。例えば1929年12月、ポート・ハーコートから北東に65km 入ったアバという町において、任命首長の一人であるオクゴ (Okugo) が、男性だけではなく、女性、子供、家畜までを数え始めた。このため、女性に対しても人頭税が導入されるとの噂が広まり、主に女性たちによって、複数の任命首長の家や外国企業が焼討ちにされた。この暴動が近隣のカラバルやオボボにも広がると、警察部隊が出動して32名が殺害された。この事件は、東部ナイジェリアの伝統的な社会構造を無視したことの大きな危険性を物語るものであり——その直接的契機は、すでに北部では、エミールによる伝統的な統治機構を通じて、成年男子に対して導入されていた人頭税を東部にも適用しようとしたことにあるが——、女性たちとしては初めてと言ってよい、イギリスの植民地統治に対するあからさまな抵抗運動・拒否反応であった<sup>10)</sup>。

ともあれ、「間接統治」と「分離発展」の模索は、北部におけるイスラームの伝統的権威を温存させ、「近代化」しつつある南部との、様々な局面での溝をさらに広げることになった。そして、当の北部人自身が、イスラームに対する誇りとクリスチャンへの懐疑心から、自らの世界を閉ざしてきたとも言えるのである。

## 2 植民地時代における歳入配分問題

さて、第2表に基づき、英領ナイジェリアが成立する直前の1913年の財政構造を改めて見てみると、南北間の大きな差異性が読み取れる。すなわち、南部では、関税収入が歳入の66.4%、鉄道収

---

10) この「アバ事件」については、Onwuteake, V.C., "The Aba Riot of 1929 and its Relation to the System of Indirect Rule," *Nigerian Journal of Economic and Social Studies*, Vol. 7, No. 3, November 1965, pp. 273-282; Crowder, M., *The Story of Nigeria*, London, Faber and Faber, 1962 (4<sup>th</sup> ed., 1979), pp. 212-213を参照。

第2表 英領ナイジェリアの財政構造：1913～1914年

(単位：1,000ポンド，%)

	1913年						1914年	
	南部		北部		合計		ナイジェリア	
<b>A. 歳入</b>								
関税	1,773	(66.4)	—	—	1,773	(51.2)	1,506	(49.4)
鉄道収入	632	(23.7)	—	—	632	(18.3)	696	(22.8)
直接税	—	—	546	(68.8)	546	(15.8)	299	( 9.8)
裁判手数料等	74	( 2.8)	65	( 8.2)	139	( 4.0)	109	( 3.6)
ライセンス料	18	( 0.7)	29	( 3.6)	47	( 1.4)	78	( 2.6)
利子収入	110	( 4.1)	—	—	110	( 3.2)	72	( 2.4)
海運収入	32	( 1.2)	—	—	32	( 0.9)	68	( 2.2)
郵便・通信料	18	( 0.7)	12	( 1.5)	30	( 0.8)	43	( 1.4)
非経常収入・その他	11	( 0.4)	6	( 0.8)	17	( 0.5)	77	( 2.5)
帝国財源補助金	—	—	136	(17.1)	136	( 3.9)	100	( 3.3)
合計	2,668	(100.0)	794	(100.0)	3,462	(100.0)	3,048	(100.0)
<b>B. 歳出</b>								
鉄道建設	544	(25.9)	—	—	544	(18.6)	1,338	(37.2)
公共事業	180	( 8.6)	93	(11.3)	273	( 9.4)	424	(11.8)
公的債務返済	354	(16.9)	13	( 1.6)	367	(12.6)	344	( 9.6)
政治問題	97	( 4.6)	96	(11.7)	193	( 6.6)	227	( 6.3)
西アフリカ国境軍	123	( 5.8)	150	(18.3)	273	( 9.4)	223	( 6.2)
海運	229	(10.9)	—	—	229	( 7.9)	217	( 6.0)
医療	77	( 3.7)	38	( 4.6)	115	( 3.9)	123	( 3.4)
郵便・通信	55	( 2.6)	25	( 3.1)	80	( 2.7)	87	( 2.4)
警察	50	( 2.4)	29	( 3.5)	79	( 2.7)	85	( 2.4)
刑務所	48	( 2.3)	10	( 1.2)	58	( 2.0)	58	( 1.6)
関税局	48	( 2.3)	—	—	48	( 1.6)	50	( 1.4)
教育	33	( 1.6)	6	( 0.7)	39	( 1.3)	48	( 1.3)
鉱産物等調査	28	( 1.4)	6	( 0.7)	34	( 1.2)	47	( 1.3)
土着行政府への助成金	—	—	271	(33.0)	271	( 9.3)	—	—
その他	230	(11.0)	84	(10.3)	314	(10.8)	326	( 9.1)
合計	2,096	(100.0)	821	(100.0)	2,917	(100.0)	3,597	(100.0)
<b>C. 財政収支</b>	+572	—	-27	—	+545	—	-549	—

(出所) His Majesty's Stationary Office, *Colonial Reports : Nigeria*, London, No. 878, 1916, pp. 4-7より作成。

入が23.7%を占めているのに対して、北部では、個人所得税や土地税などの直接税が68.8%、帝国歳入からの補助金が17.1%を占めている。他方、歳出の内訳を見ると、南部では鉄道建設費が25.9%と最も多く、これに公的債務返済費の16.9%、海運事業費の10.9%が続いている。これに対して北部では、土着の統治機構への助成金が33.0%と最大の比率を占め、西アフリカ国境軍の維持費も

18.3%に達している。

こうした財政構造は、英領ナイジェリアの成立後もしばらくの間は続いたが、国家歳入の配分という点では、ともかくも単一の予算が組まれることになった。ただし、中央の植民地政府に加えて、南・北両保護領の総督代理からも各々予算案が提出され、三者間で調整を行なった上で、中央政府の歳入が配分された。予算案の作成とそれに応じた歳入配分の決定という点において、ある種の「二重構造」を残していたが、こうした歳入配分の基本的枠組みは、その後も大きく変更されることはなく、植民地時代の大半を通じて、第二次世界大戦後まで続くことになった<sup>11)</sup>。

第二次世界大戦後になると、自治権の拡大を要求する民族主義運動が高揚していく中で、植民地統治方式に幾つかの重要な変更が行なわれ、それに応じて、国家歳入の配分問題を検討する委員会が相次いで設置された<sup>12)</sup>。

#### (1) リチャーズ憲法とフィリップソン委員会の発足

まず、1946年8月、第6代総督のA.F.リチャーズ (Arthur Frederick Richards) によって「リチャーズ憲法」が公布されたが、これは、その後の連邦制導入の土台になったという点で重要である。同憲法によって、全国が西部、東部、および北部の三つの「地域」に分けられ、前二者に一院 (下院) 制の地方議会、後者に首長院と下院からなる二院制の地方議会が、西部のイバダン、東部のエヌグ、そして北部のカドゥナに設置された。各々の下院議員は、官僚や伝統的首長層などから選任され、そのうちの5名ずつが中央の立法評議会に送り出される、というものであった。

各地域に一定の権限と責任が付与された以上、それを遂行するための財政的措置を講じねばならない。そのため、この「リチャーズ憲法」の公布を受ける形で、同じく1946年に、中央政府と各地域の間での歳入配分問題を検討するための——ナイジェリアの歴史上で初めての——委員会が植民地政府によって設置された。委員長には、植民地政府の財務長官を務めた経験を持つS.フィリップソン (Sidney Phillipson) が任命され、歳入配分に係わる基本的事項、すなわち、①各地域の独自歳入として認められる域内歳入の定義、②中央政府から三つの地域に配分される歳入の規模 (垂直的配分)、および③三つの地域の間での再配分 (水平的配分) の基準について、検討が行なわれた。

この「フィリップソン委員会」が提出した勧告案は、おおよそ次の様である。すなわち、まず、①域内歳入の定義については、「当該地域の権威者によって、当該地域内で徴収された歳入」とされた。より難問だったのは後二者であったが、同委員会は、②の垂直的配分については言及を避けて、何らの勧告も行なっていない。③の水平的配分については、(i)「派生主義」——産出や消費あるいは取引など、歳入の事由が発生した地域が優先的に歳入配分の恩恵を受ける——と、(ii)各地域の「均等的発展」という二つの原則を掲げた。その上で、第3表に見られるように、北部に46%、西部に30%、そして東部に24%を配分するという勧告を行なった。この配分比率の基準とされたのが「中央歳入に対する各地域の貢献度」、より具体的に言えば、各地域内における「直接税」の徴

11) Revenue Mobilization Allocation and Fiscal Commission (RMAFC), *Report of Revenue Allocation Formula*, Abuja, December 2002, Chapter 3, pp. 9–10を参照。

12) 以下の各委員会については、Teriba, O., “Nigerian Revenue Allocation Experience 1952–1965 : A Study in Inter-Governmental Fiscal and Financial Relations,” *Nigerian Journal of Economic and Social Studies*, Vol. 8, No. 3, November 1966, pp. 361–382 ; Uche, C.U. and O.C.Uche, *Oil and the Politics of Revenue Allocation in Nigeria*, Leiden, African Studies Centre, Working Paper No. 54, 2004, pp. 8–32 ; Ekpo, A.H., *Intergovernmental Fiscal Relations : The Nigerian Experience*, Uyo, University of Uyo, 2004, pp. 4–38を参照。

第3表 ナイジェリアにおける国家歳入の配分方式：1948/49～1964/65年

設置年	委員会勧告 (憲法公布・独立)	実施年	垂直的配分の比率 (%)				水平的配分の基準						
			主な対象項目	中央政府 (連邦政府)		地域 (州) 政府		合計	派生主義	均等発展	必要性	国民的利益	人口数
				北部	西部	東部	予備会計						
1946	委員会勧告 (憲法公布・独立) (1946 リチャーズ憲法公布)	1948/49～51/52	植民地政府収入(一部)	-	46	30	24	100	○	○	-	-	
1950	ヒックス=フリリアン委員会 (1951 マクファーンソン憲法公布)	1952/53～54 <sup>1)</sup>	輸入税(ガソリン)	-		100		100	○	-	-	-	
			輸入税(煙草)	50		50		100	○	-	-	-	
			輸入税(その他)	100				100	-	-	-	-	
			輸出税	100				100	-	-	-	-	
			消費税(煙草)	50		50		100	○	-	-	-	
			印紙税	100				100	-	-	-	-	
			補助金(人口) <sup>3)</sup>	-	60	18	22	100	-	-	○	-	
			補助金(教育) <sup>3)</sup>	-	15	42	43	100	-	-	○	-	
			補助金(警察) <sup>3)</sup>	-	32	37	31	100	-	-	○	-	
			補助金(サービス移転) <sup>3)</sup>	-	-	100	-	100	-	-	○	-	
1953	チャック委員会	1954～59 <sup>2)</sup>	輸入税(ガソリン)	-		100		100	○	-	-	-	
			輸入税(煙草)	50		50		100	○	-	-	-	
			輸入税(その他)	50	15	20	15 <sup>4)</sup>	100	○	-	-	-	
			輸出税	50		50		100	○	-	-	-	
			消費税	50		50		100	○	-	-	-	
			鉱区地代・ロイヤルティー	-		100		100	○	-	-	-	
			ラゴス在住個人所得税	-		100		100	○	-	-	-	
			手工業許認可料	-		100		100	○	-	-	-	
			共同基金	-	29	19	52 <sup>5)</sup>	100	-	-	-	-	
1957	レイスマン委員会 (1954 リッチルトン憲法公布)	1959/60～64/65	輸入税(酒類)	100				100	-	-	-	-	
			輸入税(ガソリン・煙草)	-		100		100	○	-	-	-	
			輸入税(その他)	70				30	-	-	-	-	
			輸出税	-		100		100	○	-	-	-	
			消費税(煙草)	-		100		100	○	-	-	-	
			消費税(ビール)	100				100	-	-	-	-	
			消費税(石鹸・清涼飲料)	70		30		100	○	-	-	-	
			法人税	100				100	-	-	-	-	
			鉱区地代・ロイヤルティー	20		50		30	○	-	-	-	
			ラゴス在住個人所得税	100				100	-	-	-	-	
			共同基金	-	40	24	36 <sup>6)</sup>	100	-	-	○	-	
		(1960 ナイジェリア連邦独立)											

(注) 1) 1952年4月1日～1954年9月30日まで。2) 1954年10月1日～1959年3月31日まで。3) 実績値。4) 南カメルーンへの配分1%を含む。5) 南カメルーンへの配分25%を含む。6) 南カメルーンへの配分5%を含む。  
 (出所) Teriba, O., "Nigerian Revenue Allocation Experience, 1952-1965: A Study in Inter-Governmental Fiscal and Financial Relations," *Nigerian Journal of Economic and Social Studies*, Vol.8, No.3, November 1966, pp.364-371より作成。

収額であった。

だが、各地域の貢献度を測る物差しとして直接税を前面に押し出したことについては、水平的配分において優位性を確保しようとした、北部の圧力が感じられる。と言うのは、すでに触れたように、そもそも直接税を組織的に徴収できた地域は、北部のイスラーム圏だけだったからである。そこで、ナイジェリアの伝統的な課税制度について簡単に見ておくと<sup>13)</sup>、北部と南部との間では大きな相違があった。すでに触れたように、北部のイスラーム圏では、スルタンを頂点とするエミール配下の伝統的な統治機構を通じて、かなり整備された課税制度が存在しており、個人所得税、土地税、および家畜税などの直接税が、イスラームの共同体単位で徴収されていた——これらの直接税を「共同体税」と呼ぶこともある——。徴収された税金は、原則として地域政府の歳入になるが、その一部が土着の統治機構にも配分されていた。

1914年1月の英領ナイジェリアの成立と間接統治の導入によって、植民地政府は北部に存在したような直接税を南部にも広げようとした。ところが、前述の「アバ事件」で触れたように、南部、とりわけ東部では、徴税の仕事を支えるような土着の強力な統治機構が存在していなかったことに加えて、直接税それ自体が、人々にとっては容易に理解し難い新奇な存在であった。このため、南部では、個人所得額の算定ができる場合には累進的な「個人所得税」を、それができない場合には成人男子に対する「人頭税」を徴収するという、かなり単純な課税制度が導入された。これらの直接税制度は、1916年に西部、かなり遅れて1928年に東部でも導入されたが、北部を含めて、その税率などに大きな格差があった——なお、東部では家畜税も導入されている——。

こうした南北間における課税制度の相違に加えて、第4表に見られるように、関税収入が中央政府の歳入の40%前後を占めるという構造は、1914年の英領ナイジェリアの成立以来ほとんど変わらず、むしろ1950年代以降になると、輸入の拡大を大きく反映して、関税収入はさらに60~68%に跳ね上がっている。つまり、「中央歳入に対する各地域の貢献度」を測るのであれば、北部を中心とする直接税収入に加えて、南部が貢献してきた関税収入の動向をより考慮に入れるべきであった、と思われるのである。

ともあれ、フィリップソン委員会の勧告案は1948/49~51/52年度にかけて実施されたが、二つの大きな課題を残したように思われる。その一つは、「派生主義」を歳入配分の基本的原則に据えた点である。この派生主義は、以下で考察するように、その後も歳入配分問題に係わる中心的争点になっていく。今日的表現で言えば、「国家歳入の圧倒的部分を占める石油収入<sup>14)</sup>を、ナイジャー・デルタの産油地域にどれ程の比率で配分するのか」ということになる。これはかなりの難問であり、それ自体、まさに政治的問題になってくる。

もう一つの積み残した課題は、フィリップソン委員会は「水平的配分」については勧告を行なったものの、「垂直的配分」には言及していない点である。後者の配分方式は、中央政府と各地方議会

---

13) 以下の課税制度については、Adedeji, A., *Nigerian Federal Finance : Its Development, Problems and Prospects*, London, Hutchinson Educational, 1969 (rep., 1971), pp. 157-207を参照。なお、後述するヒックス=フィリップソン委員会は、その報告書の中で「南部の人頭税は、理念的にも実践的にも、北部よりも悪い税制である。より貧しい人がより多くの負担を強いられている」と述べ、南部に導入された人頭税を強く批判している (*Ibid.*, p. 187を参照)。

14) いわゆる「石油収入」は、主に石油利潤税、鉦区地代、およびロイヤルティーから構成されている。Etik-erentse, G., *Nigerian Petroleum Law*, London, Macmillan Publishers, 1985, pp. 131-132を参照。

第4表 ナイジェリア中央（連邦）政府の歳入構造：1922/23～1963/64年

(単位：1,000ポンド，%)

年度 <sup>1)</sup>	輸入税		輸出税		消費税		直接税		その他 <sup>2)</sup>		歳入合計	
1922/23	1,632	(29.3)	775	(14.0)	152	(2.7)	・ ・	・ ・	3,003	(54.0)	5,562	(100.0)
1927/28	2,764	(43.8)	554	(8.8)	223	(3.5)	・ ・	・ ・	2,764	(43.8)	6,305	(100.0)
1931/32	1,619	(33.3)	435	(9.0)	22	(0.4)	2,029	(41.8)	753	(15.5)	4,858	(100.0)
1935/36	2,258	(37.7)	337	(5.6)	287	(4.8)	1,844	(30.7)	1,270	(21.2)	5,996	(100.0)
1939/40	1,930	(31.6)	387	(6.3)	171	(2.8)	2,101	(34.4)	1,524	(24.9)	6,113	(100.0)
1943/44	3,247	(29.8)	644	(5.9)	1,007	(9.2)	3,833	(35.1)	2,182	(20.0)	10,913	(100.0)
1947/48	6,936	(37.7)	707	(3.8)	1,487	(8.1)	・ ・	・ ・	9,274	(50.4)	18,404	(100.0)
1951/52	14,697	(29.2)	10,820	(21.5)	6,589	(13.1)	・ ・	・ ・	18,221	(36.2)	50,327	(100.0)
1955/56	26,669	(44.5)	13,916	(23.2)	4,168	(7.0)	・ ・	・ ・	15,197	(25.3)	59,950	(100.0)
1959/60	40,063	(44.6)	18,439	(20.5)	4,556	(5.1)	・ ・	・ ・	26,757	(29.8)	89,815	(100.0)
1963/64	61,130	(49.0)	13,543	(10.9)	12,288	(9.8)	・ ・	・ ・	37,875	(30.3)	124,836	(100.0)

(注) 1) 輸入税，輸出税の会計年度は，1月1日～12月31日まで。2) 1922/23～1927/28，1947/48～1963/64年度は直接税を含む。

(出所) Helleiner, G.K., *Peasant Agriculture, Government, and Economic Growth in Nigeria*, Homewood, Richard D. Irwin, 1966, pp.557-562より作成。

の，国民に対する責任・義務の問題と密接に係わっている。「誰が，誰に対して，どの程度の責任を負うのか」という問題もまた，連邦政府・州政府・地方政府という，ナイジェリア統治に係わる「三層構造」——後に，歳入配分の対象として認識されるようになる「共同体」を加えれば，「四層構造」と言ってもよい——が形成されていくにつれて，大きな政治的課題として浮上することになる。

さて，「リチャーズ憲法」は3年ごとに見直しを行なうという条件付きで公布されたが，リチャーズ自身は，「ナイジェリアの統一を促進すると同時に，多様な要素を取り込むという，二重の目的に叶う」と自画自賛した。だが，西部出身でヨルバ人のH.H.マコーレー（Herbert Helas Macaulay）や東部出身でイボ人のN.アジキウエ（Nnamdi Azikiwe）など，欧米での留学経験を持つ進歩的民主主義者たちは，「行政上の三地域分割案は，分離主義者の主張を助長して地域主義を勃興させるものであり，ナイジェリアにとっては，むしろ統一の形態の政体の方が望ましい」と批判して，8ヵ月間に及ぶ全国的な反対キャンペーンを展開した。ここで言う「分離主義者」とは，明らかに北部人のことを指している。

#### (2) マクファーソン憲法とヒックス=フィリップソン委員会の発足

こうした批判に答えて，第7代総督に就任したJ.マクファーソン（John Macpherson）は広範な世論の意見を求めたが，孤立主義的な傾向の強かった北部を取り込むためには，「中央議会における議席数の半数を北部に割り当て，かつ，各地域が独自の発展を目指すことを認めるべきである」という北部の強い主張を飲まざるをえなかった。

1951年6月に公布された「マクファーソン憲法」の下では，まず，中政政府の執行機関として，立法評議会と内閣に相当する閣僚評議会が設置された。中央立法評議会の定数は149名で，そのうちの136名が三つの地域から選任されたが，その内訳は，西部と東部が各々34名，北部が選任議員数の50%に相当する68名であった。また，閣僚評議会は，議長の総督，6名の官僚，および各地域

4名ずつの計12名、合計で19名から構成された。

他方、地方の執行機関としては、各地域に地方行政評議会が設置された。すなわち、西部、東部、および北部の三つの地域は、域内の諸問題に関して立法権と行政権を有する「政治的実体」に改組されたのである。中央政界における北部の政治的優位性に加えて、独自の発展を目指すという、北部の主張がほぼ通った形になった。

こうした植民地統治機構の再編成を見越して、1950年6月、フィリプソンにJ.ヒックス (John Hicks) と D.A.スケルトン (D.A.Skelton) を加えた、「ヒックス=フィリプソン委員会」が設置された<sup>15)</sup>。植民地政府によって同委員会に委託された検討事項は、大きく二つあった。すなわち、①既存の歳入配分方式を見直し、次の5年間に適用されるべく、より公平な配分方式を提案すること、②過去に不利益を受けた地域がもしあれば、何らかの補償を行なうこと、である。

この後者の検討事項は、明らかに、「現行の派生主義によって不利益を受けている」と主張した北部の意向を汲んだものであるが、ヒックス=フィリプソン委員会の基本的姿勢は、「マクファーソン憲法」によって各地域の自治権が強化・拡大された以上、可能な限り「地域財政の自治」——この概念は、ナイジェリアの歴史上、ここで初めて提案されたと言ってよい——を目指すべきである、というものであった。

ただし、この地域財政の自治を模索するためには、その事前の環境整備として、「徴税権」の問題を再検討せねばならない。そこでヒックス=フィリプソン委員会は、これまでは必ずしも明快ではなかった徴税権の種類とその所在について、おおよそ第5表に見られるように整理した。だが、「財政の自治」とは裏腹に、地域政府の有する徴税権の範囲は極めて狭い、という印象を受けるのは否めない——ただし、同表に見られるように、同委員会の勧告によって、その後の、今日に至る徴税権の基本的構造がおおよそ確定したと言ってよい——。

さて、こうした徴税権に係わる下準備を行なった上で、ヒックス=フィリプソン委員会は、歳入配分の基本原則として、①派生主義、②必要性（人口数を含む）、および③国民的利益の三つを掲げた。ここには、ナイジェリアのような多民族国家では、むしろ「緩やかな連合体」という政体の方が望ましく、地域の自立と言っても、派生主義にあまりにも大きな比重を加えるのは良くない、という判断に立ったことが窺える。なお、これらの基本原則のうち、「国民的利益」は、同委員会によって新たに導入されたものである。

すでに触れたように、派生主義はそれ自体、大きな論争の火種になったとは言え、それを後退させるということは、換言すれば、国家の歳入をこれまで以上に中央政府に集中化させ、中央政府から各地域に対して再配分する、ということの意味している。これは、「地域財政の自治」という、ヒックス=フィリプソン委員会が掲げた最大の基本理念とは、明らかに逆行する配分方式である。

ただし、前掲第3表に見られるように、同委員会は、関税や消費税などの主要な歳入を中央政府が確保しつつ、他方では各種「補助金」の交付を行なうことによって、この自己矛盾を解消しようとしたものと思われる。これらのうち、人口数によって各地域に再配分する補助金は、地域の「必要性」に応じたものであり、また、教育、警察、そして首都ラゴスを抱える西部のサービス転移に係わる補助金は、いずれも「国民的利益」に叶うものとして導入されたのである。

なお、ここで「人口数」について、少し付言しておきたい。ナイジェリアの人口数については、

---

15) ただし、スケルトンは、ラゴスに到着後まもなく水の事故で死亡し、委員会の仕事には十分に参加していない。Uche, C.U. and O.C. Uche, *op.cit.*, p. 13を参照。

第5表 ナイジェリアにおける行政単位別徴税権：1951～1965年，1999年以降

ヒックス=フイリブソン委員会勧告（1951～1965年）			
中央（連邦）政府	地域（州）政府 <sup>1)</sup>	連邦政府	第四共和政（1999年以降）
1. 輸入税 2. 輸出税 3. 消費税 4. 法人税 5. 鉱区地代・ロイヤルティ 6. 印紙税 7. 中央裁判手数料 8. 中央政府許認可料 9. 中央政府行政サービス料 10. 中央政府系企業収益税 11. ラゴス住民個人所得税	1. 個人所得税 2. 農産物販売税 3. 地域政府許認可料 4. 地域政府行政サービス料 5. 地域団体への課税 6. 地域政府系企業収益税	1. 輸入税 2. 輸出税 3. 消費税 4. 法人税 5. 鉱区地代・ロイヤルティ 6. 石油利潤税 7. 付加価値税 8. 教育税 9. 印紙税 <sup>2)</sup> 10. 源泉徴収税 <sup>2)</sup> 11. 資本利得税 <sup>3)</sup> 12. 個人所得税 <sup>3)</sup> 13. 連邦裁判手数料 14. 連邦政府許認可料 15. 連邦政府行政サービス料 16. 連邦政府系企業収益税	1. 店舗・売店税 2. テナント税 3. 市場税 4. 酒類取扱認可手数料 5. 駐車場使用料 6. 駐車違反罰金 7. 家畜税（牧畜民） 8. 家畜飼育認可手数料 9. 農地使用権登録手数料 10. 通り名称登録手数料 11. 広告看板設置認可手数料 12. 宗教地建設認可手数料 13. 歓楽時道路封鎖税 14. 自転車・カスー等使用手数料 15. ラジオ・テレビ認可手数料 16. カーラジオ認可手数料 17. 下水汚物処理手数料 18. 結婚・誕生・死亡登録手数料 19. 死体処理手数料 20. 埋葬地使用認可手数料

(注) 1) 各行政単位内で派生した事項に対する課税，手数料等の徴収。2) 連邦首都領に在籍・在住する法人・個人に対する課税。3) 国軍・連邦警察・外務省の各勤務者，および連邦首都領に在住者に対する課税。

(出所) (1) Teriba, O., *op.cit.*, pp.364-371.

(2) Revenue Mobilization Allocation and Fiscal Commission, *Report of Revenue Allocation Formula*, Abuja, December 2002, pp. 43-60より作成。

第6表 ナイジェリアの地域別人口数：1931～2006年

(単位：1,000人，%)

センサス実施年	1931年		1952/53年		1963年		1991年*		2006年	
北部	11,434	(58.5)	16,840	(55.4)	29,809	(53.5)	47,369	(53.2)	75,270	(53.6)
西部	3,729	(19.1)	6,087	(20.0)	12,802	(23.0)	22,867	(25.7)	35,576	(25.3)
東部	4,266	(21.8)	7,218	(23.7)	12,394	(22.3)	13,031	(14.6)	20,472	(14.6)
ラゴス	126	(0.6)	272	(0.9)	665	(1.2)	5,725	(6.5)	9,114	(6.5)
合計	19,555	(100.0)	30,417	(100.0)	55,670	(100.0)	88,992	(100.0)	140,432	(100.0)

(注) \*1992年5月に公表されたセンサス結果では、総人口数が8,851万4501人となっているが、その後に修正が加えられたものと思われる(National Population Commission, *Federal Republic of Nigeria: 1991 Population Census, Provisional Results*, Lagos, May 1992, p.1を参照)。

(出所) (1) Helleiner, G.K., *op.cit.*, p. 429.

(2) Federal Office of Statistics, *Population Census of Nigeria, 1963, Combined National Figures*, Vol.III, Lagos, July 1968, p. 57.

(3) National Population Commission, *2006 Population and Housing Census of the Federal Republic of Nigeria, Priority Tables*, Vol.I, Abuja, August 2009, p.9より作成。

歴代の政権担当者といえども、おそらく誰も正確な数字は把握していない。植民地時代には、人頭税や所得税などの直接税を逃れるために人口数が過小に申告され、逆に独立後は、中央議会におけるより多くの議席数を獲得するために、過大に申告されてきたからである。このため、センサスもまた、ナイジェリアでは大きな政治問題の一つになってきた。

過去、原則として、総選挙が行なわれる度に——有権者数を確定する必要性から——、センサスが実施されてきたが、例えば1973年センサスは、信憑性に劣るとして、公式に廃棄されている<sup>16)</sup>。独立後のナイジェリアでは、軍事政権が長期間に亘って続いたため、センサスの実施自体が少なかったこともあるが、公式に使用されているセンサス結果は、第6表に見られるものだけである。連邦政府のみならず、世界銀行などの国際機関が毎年公表している人口数は、直近のセンサス結果——それ自体、信憑性に疑問を残すが——に一定の人口成長率(多くの場合、年率3%)を単純に掛け合わせて推計しているにすぎない。また、部族別のセンサスについては、部族対立に悪用されるとして、1963年センサス以来、実施されていない。なお、上述の人口数に応じた補助金の配分比率(北部に60%、西部に18%、および東部に22%)は、第3表と第6表を比較してみると、当時としては20年前の1931年センサスに基づいていることが明らかである。

なお、上述の第二の委託事項について、ヒックス=フィリップソン委員会は、これまでの歳入配分方式によって不利益を受けたとして、北部に200万ポンドの補償金を支払うことを勧告している<sup>17)</sup>。

さて、ヒックス=フィリップソン委員会の勧告案は、植民地政府によってほぼ受け入れられ、1952年4月～1954年9月にかけて実施された。第7表は、当該期間における歳入配分の実績を示したものである。同表に見られるように、まず、「派生主義」に基づく煙草の輸入税・消費税の配分については、西部地域が50.7%を占め、また総額においても38.7%を占めて最も有利になっている。他方、各種の補助金のうち、「必要性」を基準とした人口補助金については、北部地域が59.8%を占

16) National Population Commission, *Nigeria: Demographic Health Survey, 2013*, Abuja, June 2014, p.3を参照。

17) Uche, C.U. and O.C. Uche, *op.cit.*, p.14を参照。

第7表 ナイジェリアにおける国家歳入の配分方式：1952/53～1958/59年

(単位：1,000ポンド，%)

	ヒックス=フィリップソン委員会		チック委員会		合計	
	1952/53～1954 <sup>1)</sup>		1954/55～1958/59 <sup>2)</sup>		1952/53～1958/59	
1. 輸入税 <sup>3)</sup>						
北部	11,384	(100.0)	75,448	(100.0)	86,832	(100.0)
西部	2,760	( 24.3)	21,025	( 27.9)	23,785	( 27.4)
東部	5,776	( 50.7)	32,209	( 42.7)	37,985	( 43.7)
2. 輸出税						
北部	—	—	30,758	(100.0)	30,758	(100.0)
西部	—	—	9,837	( 32.0)	9,837	( 32.0)
東部	—	—	15,742	( 51.2)	15,742	( 51.2)
3. 消費税 <sup>4)</sup>						
北部	—	—	9,120	(100.0)	9,120	(100.0)
西部	—	—	2,914	( 32.0)	2,914	( 32.0)
東部	—	—	5,080	( 55.7)	5,080	( 55.7)
4. 所得税						
北部	—	—	3,038	(100.0)	3,038	(100.0)
西部	—	—	1,454	( 47.9)	1,454	( 47.9)
東部	—	—	789	( 26.0)	789	( 26.0) <sup>6)</sup>
5. 鉱区地代 ロイヤルティー						
北部	—	—	6,401	(100.0)	6,401	(100.0)
西部	—	—	5,744	( 89.7)	5,744	( 89.7)
東部	—	—	17	( 0.3)	17	( 0.3)
6. 許認可料 <sup>5)</sup>						
北部	—	—	6	(100.0)	6	(100.0)
西部	—	—	4	( 66.7)	4	( 66.7)
東部	—	—	2	( 33.3)	2	( 33.3)
7. 補助金 (人口)						
北部	8,632	(100.0)	—	—	8,632	(100.0)
西部	5,159	( 59.8)	—	—	5,159	( 59.8)
東部	1,583	( 18.3)	—	—	1,583	( 18.3)
8. 補助金 (教育)						
北部	1,890	( 21.9)	—	—	1,890	( 21.9)
西部	7,224	(100.0)	—	—	7,224	(100.0)
東部	1,096	( 15.2)	—	—	1,096	( 15.2)
9. 補助金 (警察)						
北部	2,995	( 41.4)	—	—	2,995	( 41.4)
西部	3,133	( 43.4)	—	—	3,133	( 43.4)
東部	3,671	(100.0)	—	—	3,671	(100.0)
10. 補助金 (移転)						
北部	1,168	( 31.8)	—	—	1,168	( 31.8)
西部	1,362	( 37.1)	—	—	1,362	( 37.1)
東部	1,141	( 31.1)	—	—	1,141	( 31.1)
11. 共同基金						
北部	383	(100.0)	—	—	383	(100.0)
西部	—	—	—	—	—	—
東部	383	(100.0)	—	—	383	(100.0)
南カメルーン	—	—	—	—	—	—
合計						
北部	31,294	(100.0)	135,067	(100.0)	166,361	(100.0)
西部	10,183	( 32.5)	43,974	( 32.6)	54,157	( 32.6)
東部	12,099	( 38.7)	55,840	( 41.3)	67,939	( 40.8)
南カメルーン	9,012	( 28.8)	32,706	( 24.2)	41,718	( 25.1)
南カメルーン	—	—	2,547	( 1.9)	2,547	( 1.5)

(注) 1) 会計年度は、1952年4月1日～1954年9月30日まで。2) 会計年度は、1954年10月1日～1959年3月31日まで。3) 1952/53～1954年度は、煙草の輸入税と消費税。1954/55～1958/59年度は、煙草、ガソリン、酒類などの輸入税。4) 煙草とビール  
の消費税。5) 小規模手工業のライセンス料。

(出所) Teriba, O., *op.cit.*, pp.365, 369より作成。

めて最も有利であるが、「国民的利益」を基準とした教育補助金では、北部地域が最も不利で15.2%を占めるにすぎない。東部地域は、おおよそ両地域の間位置しているが、総額では最も少ない28.8%になっている。

こうして、派生主義の採用、補助金を通じた支出のいずれにおいても、全ての地域が満足するような歳入配分を実現するには至らず、各々、問題を抱えていたと言えよう。

### (3) リッテルトン憲法とチック委員会の発足

「マクファーソン憲法」が公布されてからわずか2年後の1953年7～8月にロンドンで、また翌1954年1～2月にラゴスで、憲法改正に向けた会議が開催され、同1954年10月に、「リッテルトン憲法」が公布された。O.リッテルトン (Oliver Lyttelton) は、これらの会議を主導したイギリスの植民地相であるが、同憲法によって、ナイジェリアは西部、東部、および北部の3州からなる「連邦国家」として再編成された。なお、ラゴスが西部州から独立して連邦首都領となり、また、東部地域に編入されていた信託統治領の英領カメルーンの南部地域が独立の亜州とされたが、同北部地域は北部州の一部に留まった。三つの州には3人のイギリス人総督代理が各々赴任し、各州は、独自の立法・行政・司法の機関と内閣を持つことになった。

また、中央政府の内閣に相当する閣僚評議会は、議長の総督、職務上から選任される3人の官僚(書記長、財務長官、および司法長官)、各州から各々3名、および南カメルーン亜州から1名の、合計14名で構成された。他方、連邦議会は、議長、職務上から選任される官僚3名、および184名の議員から構成されたが、連邦議員の内訳は、東部州と西部州が各々42名、北部州からは議員定数の50%となる92名、南カメルーン亜州から6名、そしてラゴス連邦首都領から2名であった。ここでもまた、連邦議会における北部州の政治的優位性が維持されたことになる。

他方では、ナイジェリアの政局が急展開を見せ始めていた。西部州から選出されたヨルバ人で、イギリスのキングス・カレッジでの留学経験を持つA.E.エナホロ (Anthony Eronsele Enahoro) が、発足したばかりの連邦議会で「ナイジェリアは1956年までに独立すべきである」との演説を行なった。これに対しては、ソコトのスルタンで北部州から選出されていたA.ベロー (Ahmadu Bello) が、「我々北部人は、西欧的教育に後れをとっている。いずれ他の州に追い付くであろうが、独立はまだ時期早尚である。我々は、現実的な道を選ぶ」として反対した<sup>18)</sup>。

こうした中で、歳入配分方式に係わる第3回目の見直しがすでに始まっていた。上述のロンドンでの制憲会議後、同会議の委託を受ける形で、植民地政府の財務長官を務めていたL.チック (Louis Chick) を委員長とする「チック委員会」が発足した。ただし、この制憲会議において、歳入配分に係わる既存の基本原則のうち、「必要性和国民的利益については採用すべきではない」との決定がなされていた<sup>19)</sup>。とすれば、残る基本原則は「派生主義」だけになってしまうが、上述の制憲会議がそうした決定を行なったのは、政治的独立に向けて、「財政の自治」の達成や「強固な自立性を持つ各州によって構成される連邦国家」への移行をあまりにも強く意識しすぎたためであろう。

チック委員会は、派生主義の限界を認識していたものの、制憲会議の意向を無視することはできず、前掲第3表に見られるような勧告を行なった。すなわち、①主要な歳入項目の全てにつき、中央政府の保留分を最大で50%に抑えた上で、②各州間に交付される歳入の水平的配分の基準としては、派生主義のみを採用した。ただし、③「共同基金」を設置し、財政難に陥った州に対しては、

18) *Ibid.*, p. 15を参照。

19) Teriba, O., *op.cit.*, p. 366を参照。

連邦政府が任意に特別補助金を出す、というものであった。同委員会の勧告案は、植民地政府によってほぼ承認され、1954年10月～1959年3月にかけて実行に移された。前掲第7表に同期間中の歳入配分の実績値を示してあるが、同表に見られるように、西部州が輸入税で42.7%、輸出税で51.2%、消費税で55.7%、許認可料で66.7%、そして合計でも41.3%の最大の歳入配分を受けた。これに対して、北部州は、所得税で最大の47.9%、鉱区地代・ロイヤルティー——当時は、主にジョス高原のスズ鉱山——で同89.7%を受け取ったものの、合計では32.6%の配分に留まった。他方、東部州は、最大の配分を受けた項目はなく、合計でも24.2%に留まった。なお、南カメルーン亜州には、特別補助金として合計254万7000ポンド（共同基金支出の24.7%）が配分された。

このように、歳入配分の基本原則として、唯一、派生主義を採用した結果、図らずも「経済的に最も豊かで財政基盤も相対的に強い西部、最も貧しく財政基盤の弱い東部、そしてその中間に位置する北部」という、当時における現実の地域格差が浮き彫りにされたのである。

#### (4) 原油の発見とレイスマン委員会の発足

その後、独立に向けた動きがさらに加速化され、1957年5～6月、ロンドンで制憲会議が開催された<sup>20)</sup>。この会議には、当時のナイジェリアの主要政党である、北部のハウサ-フラニ人を中心とする北部人民会議(Northern People's Congress, NPC)、東部のイボ人を中心とするナイジェリア・カメルーン国民会議(National Council of Nigeria and the Cameroons, NCNC)、および西部のヨルバ人を中心とする行動党(Action Group, AG)の代表が出揃った。

この制憲会議では、おおよそ次の様な合意がなされた。すなわち、①中央の閣僚評議会のメンバーから3人のイギリス人官僚が外され、イギリス人では最後となる第8代総督のJ.W.ロバートソン(James Wilson Robertson)を除いて、全員がナイジェリア人によって構成されること、②空席になっていた首相職にNPC党首のA.T.バレワ(Abubakar Tafawa Balewa)を選出すること、そして、③独立に向けた総選挙のための選挙区の設定、新州の増設を要求している少数部族の問題、および財政問題に関する特別委員会を設置すること、である。これを受けて、同1957年に、インドで財務長官を務めた経験のあるJ.レイスマン(Jeremy Raisman)を委員長とする財政問題の検討委員会が発足した。

ところが、その前年の1956年1月、東部のオロイビリ(現バイエルサ州)において、ナイジェリアで初めて商業量の原油が発見された。原油を発見したのは、シェル石油(Royal Dutch Shell Petroleum Company Ltd.)と英国石油(British Petroleum Company Ltd.)が対等の出資比率で1937年に設立した、シェル/ダーシー石油開発会社(Shell/D'Arcy Petroleum Development Company of Nigeria Ltd.)である。同社は、1957年12月にオロイビリからクグボ・クリークまでの7マイル間に、さらに翌1958年3月にはクグボ・クリークからポート・ハーコート港までの57マイル間にパイプラインを完成させて、ナイジェリアから初めて原油を輸出した。この1958年の輸出量は24万4994トン(日産換算で約5,100バレル)で、輸出価格はトン当たり4ポンド(バレル当たり約2.01ドル)、輸出収入は97万9976ポンドであった<sup>21)</sup>。

こうした石油開発の進展は、「レイスマン委員会」の勧告にも影響を及ぼさざるを得なかった。

20) 1957年の制憲会議については、Burns, A., *History of Nigeria*, London, G.Allen and Unwin, 1955 (6<sup>th</sup> ed., 1963), pp. 255-256を参照。

21) ナイジェリアにおける初期の石油開発については、室井義雄「ナイジェリアの石油政策と国際石油資本」(『アジア経済』第23巻第6号, 1982年6月, 所収) 48～55頁を参照。

それをひと言でいえば、「派生主義の見直し」である。将来においても、原油発見の可能性が南部のナイジャー・デルタにはほぼ限定され、しかもその原油が極めて大きな歳入源になるであろうことが予想される以上、派生主義に固執することは、地域間対立をさらに悪化させることに繋がるからである。しかも、前任のチック委員会の勧告に対する批判は、不十分な地域財政の自治・自立化、歳入配分の基本原則としての「必要性」と「国民的利益」の不採用に加えて、「派生主義」の単一的な採用に集中していたからである。

ただし、こうした様々な批判も、各州政府の連邦国家という政体に係わる理念の相違と、各々の財政基盤の強弱の度合を反映していた。いわゆる強硬派は西部と北部で、可能な限りの脱中央・地方分権化と域内徴税権の拡大を主張した。これに対して東部は——まだこの時点では——、連邦政府への歳入の集中と、そこからの補助金を含む歳入配分に期待していた。

レイスマン委員会の勧告は1958年に提出されたが、その内容は、大きく見て、上記両者の中間的立場、ある意味では折衷案にならざるを得なかったようである。すなわち、前掲第3表に見られるように、関税、消費税、法人税などの主要歳入については、連邦政府と各州政府がおおよそ折半し、他方では、歳入配分の予備資金をプールする「共同基金」を通じて、とりわけ輸入税の一部や鉦区地代・ロイヤルティーに係わる連邦歳入を各州政府に再配分する——すでに触れたように、このアイデア自体はチック委員会の勧告案にも見られる——、という構造になっている。そして、主要歳入の各州間での水平的配分の基本原則に派生主義を採用しつつも、共同基金からの水平的配分については、①人口数、②均等発展、および③必要性という、かつてのフィリップソン委員会やヒックス=フィリップソン委員会が勧告した配分基準を復活させた。

こうしたレイスマン委員会の勧告は基本的に承認され、1959年4月から独立後の1965年3月に至るまで実施された。第8表はその実績を示したものであるが、同表に見られるように、産油地域の東部州にとっては——共同基金からの歳入配分は別として——、早くも1961/62年度に鉦区地代・ロイヤルティー収入が最大の歳入源に躍り出ている。1959/60～64/65年度の累計では、派生主義に基づく東部州の歳入4,871万3000ポンドのうちの1,110万1000ポンド(22.8%)を占めるに至った。

前掲第3表に見られるように、前任のチック委員会は、この鉦区地代・ロイヤルティー収入の100%を各地域に配分すると勧告したが、レイスマン委員会はかなり慎重な対応を取ったように思われる。すなわち、連邦政府が同収入の20%を確保しつつ、共同基金(予備会計)への組込みを30%として、各州政府への配分は50%に留めたのである。

繰り返し述べてきたように、独立後のナイジェリアにおける政治・経済の動向は、この石油収入の配分問題を抜きにしては語れないのである。

## II 第一共和政時代：1960～1966年

第9表に見られるように、1960年10月1日に独立したナイジェリアは、その後、1963年10月1日に「共和政」に移行し、アジキウエが初代大統領に就任した。まずは、この間の政治状況を簡単に見ておこう。

### 1 第一共和政の成立と1963年共和国憲法

独立に先だって行なわれた1959年の総選挙(連邦下院議員選挙)は、東部、西部、北部、および

第8表 ナイジェリアにおける国家歳入の配分方式：1959/60～1964/65年

(単位：1,000ポンド，%)

	1959/60		1961/62		1964/65		1959/60～64/65	
1. 輸入税 (煙草)	3,242	(100.0)	3,100	(100.0)	3,064	(100.0)	17,920	(100.0)
北部	516	(15.9)	489	(15.8)	439	(14.3)	2,795	(15.6)
西部	1,142	(35.2)	1,105	(35.6)	767	(25.0)	5,722	(31.9)
東部	1,565	(48.3)	1,506	(48.6)	1,603	(52.3)	8,930	(49.8)
中西部 <sup>2)</sup>	—	—	—	—	255	( 8.3)	442	( 2.5)
南カメルーン <sup>3)</sup>	19	( 0.6)	—	—	—	—	31	( 0.2)
2. 輸入税 (燃料油) <sup>1)</sup>	4,346	(100.0)	6,130	(100.0)	9,517	(100.0)	41,954	(100.0)
北部	1,257	(29.0)	1,665	(27.2)	2,750	(28.9)	11,924	(28.4)
西部	1,753	(40.3)	2,748	(44.8)	2,947	(31.0)	16,147	(38.5)
東部	1,184	(27.2)	1,717	(28.0)	2,838	(29.8)	12,076	(28.8)
中西部 <sup>2)</sup>	—	—	—	—	982	(10.3)	1,569	( 3.7)
南カメルーン <sup>3)</sup>	152	( 3.5)	—	—	—	—	238	( 0.6)
3. 輸出税	16,369	(100.0)	13,167	(100.0)	11,979	(100.0)	81,536	(100.0)
北部	4,451	(27.2)	5,474	(41.6)	4,696	(39.2)	29,360	(36.0)
西部	8,447	(51.6)	5,744	(43.6)	4,064	(33.9)	36,217	(44.4)
東部	2,685	(16.4)	1,949	(14.8)	1,864	(15.6)	12,604	(15.5)
中西部 <sup>2)</sup>	—	—	—	—	1,355	(11.3)	2,233	( 2.7)
南カメルーン <sup>3)</sup>	786	( 4.8)	—	—	—	—	1,122	( 1.4)
4. 消費税 (煙草)	3,618	(100.0)	4,132	(100.0)	5,667	(100.0)	26,603	(100.0)
北部	1,449	(40.0)	1,676	(40.6)	2,322	(41.0)	10,824	(40.7)
西部	1,619	(44.7)	1,931	(46.7)	1,975	(34.8)	11,277	(42.4)
東部	501	(13.9)	525	(12.7)	712	(12.6)	3,405	(12.8)
中西部 <sup>2)</sup>	—	—	—	—	658	(11.6)	1,029	( 3.9)
南カメルーン <sup>3)</sup>	49	( 1.4)	—	—	—	—	68	( 0.2)
5. 鉱区地代	932	(100.0)	4,669	(100.0)	3,650	(100.0)	17,036	(100.0)
ロイヤルティー 北部	414	(44.4)	488	(10.5)	654	(18.0)	2,260	(13.3)
西部	79	( 8.5)	1,019	(21.8)	63	( 1.7)	2,493	(14.6)
東部	416	(44.6)	3,162	(67.7)	2,264	(62.0)	11,100	(65.2)
中西部 <sup>2)</sup>	—	—	—	—	669	(18.3)	1,160	( 6.8)
南カメルーン <sup>3)</sup>	23	( 2.5)	—	—	—	—	23	( 0.1)
6. 所得税	774	(100.0)	—	—	—	—	1,991	(100.0)
北部	331	(42.8)	—	—	—	—	858	(43.1)
西部	186	(24.0)	—	—	—	—	477	(24.0)
東部	231	(29.8)	—	—	—	—	598	(30.0)
中西部 <sup>2)</sup>	—	—	—	—	—	—	—	—
南カメルーン <sup>3)</sup>	26	( 3.4)	—	—	—	—	58	( 2.9)
7. 共同基金 (鉱業)	—	(100.0)	2,814	(100.0)	2,190	(100.0)	10,356	(100.0)
北部	—	—	1,185	(42.1)	923	(42.1)	4,145	(40.0)
西部	—	—	711	(25.3)	415	(19.0)	2,240	(21.6)
東部	—	—	918	(32.6)	714	(32.6)	3,171	(30.6)
中西部 <sup>2)</sup>	—	—	—	—	138	( 6.3)	800	( 7.8)
南カメルーン <sup>3)</sup>	—	—	—	—	—	—	—	—
8. 共同基金 (輸入税)	9,137	(100.0)	12,598	(100.0)	10,530	(100.0)	72,002	(100.0)
北部	3,655	(40.0)	5,304	(42.1)	6,579	(62.5)	32,404	(45.0)
西部	2,193	(24.0)	3,187	(25.3)	2,963	(28.1)	17,895	(24.9)
東部	2,832	(31.0)	4,107	(32.6)	988	( 9.4)	20,988	(29.1)
中西部 <sup>2)</sup>	—	—	—	—	—	—	—	—
南カメルーン <sup>3)</sup>	457	( 5.0)	—	—	—	—	715	( 1.0)
合 計	38,418	(100.0)	46,610	(100.0)	46,597	(100.0)	269,398	(100.0)
北部	12,073	(31.4)	16,281	(34.9)	18,363	(39.4)	94,570	(35.1)
西部	15,419	(40.1)	16,445	(35.3)	13,194	(28.3)	92,468	(34.3)
東部	9,414	(24.5)	13,884	(29.8)	10,983	(23.6)	72,872	(27.1)
中西部 <sup>2)</sup>	—	—	—	—	4,057	( 8.7)	7,233	( 2.7)
南カメルーン <sup>3)</sup>	1,512	( 4.0)	—	—	—	—	2,255	( 0.8)

(注) 1) ガソリン，ディーゼル・オイル。2) 1963年8月9日に西部州から分離して独立の州になる。3) ナイジェリアの独立時(1960年10月1日)に連邦を離脱して，カメルーン共和国(旧仏領)に参加する。

(出所) Teriba, O., *op.cit.*, p. 373より作成。

第9表 ナイジェリアの歴代連邦政権と国家歳入の配分政策：1946～2015年

年 月 日	歴代政権と主な政治的事件	新州増設	主な歳入配分委員会・法令等
1946. 8. — — —	リチャーズ憲法施行		
1950. 6. —			フィリップソン委員会設置
1951. 6. —	マクファーソン憲法施行		ヒックス=フィリップソン委員会設置
1953. 7. — — —	制憲会議（ロンドン）		
1954. 10. —	リッセルトン憲法施行		チック委員会設置
1957. 5. — — —	制憲会議（ロンドン）		レイスマン委員会設置
1960. 10. 1.	ナイジェリア連邦独立（北部カメルーン参加）	3州体制	
10. 16.	N.アジキウィエ総督, A.T.バレワ初代首相		
1963. 8. 9. 10. 1.	共和政移行（第一共和政）、1963年憲法施行 N.アジキウィエ（初代大統領）政権発足	4州体制	
1964. 6. —			ビーンズ委員会設置
1966. 1. 15.	クーデター。A.T.バレワ暗殺		
1. 21.	J.T.U.アギー-イロンシ軍事政権発足		
7. 29.	クーデター。J.T.U.アギー-イロンシ暗殺		
8. 1.	Y.ゴウォン軍事政権発足		
1967. 5. 27.		12州体制	1967年布告第15号公布
5. 30.	C.O.オジュクウ、ビアフラ共和国宣言		
7. 6.	ビアフラ戦争勃発		
1968. 7. —			ダイナ暫定委員会設置
1970. 1. 12.	ビアフラ戦争終結		
— —			1970年布告第13号公布 1971年布告第9号公布 1975年布告第6号公布
1971. — —			
1975. — —			
7. 29.	クーデター。Y.ゴウォン追放 M.R.ムハンメド軍事政権発足		1975年布告第7号公布
— —		19州体制	
1976. 2. 3.	クーデター。M.R.ムハンメド暗殺		
2. 13.	O.オバサンジョ軍事政権発足		
2. 14.			
1977. 7. —			アボヤド専門委員会設置
1979. 10. 1.	民政移管（第二共和政）、1979年憲法施行 S.A.U.シャガリ政権発足		
11. —			オキグボ委員会設置
1982. 1. 22.			歳入（連邦会計等）配分法公布
1983. 10. 1.	S.A.U.シャガリ第二次政権発足		
12. 31.	クーデター。S.A.U.シャガリ追放		
1984. 1. 3.	M.ブハリ軍事政権発足		1984年布告第36号公布
— —			
1985. 8. 27.	クーデター。M.ブハリ追放		
8. 30.	I.B.ババンギダ軍事政権発足		
12. 20.	クーデター未遂。M.バツツア、後に処刑		
1987. 9. 23.		21州体制	1988年布告第49号公布 国家歳入動員配分財政委員会勧告 1990年布告第7号公布
1988. 9. —			
1989. 12. —			
1990. 1. —			
4. 22.	クーデター未遂。G.オカール、後に処刑		
1991. 8. 27.		30州体制	国家歳入動員配分財政委員会勧告 1992年布告第80号公布 1992年布告第106号公布
11. —			
1992. 1. 1.			
7. 10.			
1993. 8. 26.	民政移管（第三共和政）、I.B.ババンギダ退陣 E.A.O.シヨネカン政権発足		
11. 18.	クーデター。E.A.O.シヨネカン退陣		
11. 27.	S.アバチャ軍事政権発足		
1996. 10. 1.	S.アバチャ、民政移管スケジュール公表	36州体制	
1997. 12. 21.	クーデター未遂。O.ディヤ、後に逮捕		
1998. 6. 8.	S.アバチャ病死。A.アブバカル軍事政権発足		
1999. 5. 29.	民政移管（第四共和政）、1999年憲法施行 O.オバサンジョ政権発足		
2001. 8. —			歳入動員配分財政委員会勧告
2002. 5. 8.			歳入（連邦会計等）配分（修正）令公布
7. 26.			歳入（連邦会計等）配分（修正）令公布
2003. 5. 29.	O.オバサンジョ第二次政権発足		
2004. 9. 20.			歳入動員配分財政委員会勧告
2007. 5. 29.	U.M.ヤラドゥア政権発足		
2009. 11. 23.	U.M.ヤラドゥア大統領、病氣治療のため出国		
2010. 2. 9.	G.ジョナサン、大統領代行		
5. 5.	U.M.ヤラドゥア大統領、病死		
5. 6.	G.ジョナサン、憲法の規定により大統領に就任		
2011. 4. 16.	G.ジョナサン、大統領選挙で当選・政権発足		
2015. 4. 1.	M.ブハリ、大統領選挙で当選確定		

(出所) 筆者作成。

中部を各々代表する七つの政党によって争われた。すなわち、東部では、①イボ人のアジキウエらが1944年に結成した NCNC、②同党の非イボ人が分派して、エフィク (Efik) 人の E.イタ (Eyo Ita) らが1954年に結成した連合独立国民党 (United National Independence Party, UNIP)、③さらに同党の急進派が分派して、イボ人の K.O.ムバディウエ (Kingsley Ozumba Mbadiwe) らが1959年に結成したナイジェリア・カメルーン民主党 (Democratic Party of Nigeria and the Cameroons, DPNC)、西部では、④ヨルバ人の O.アウォロウォ (Obafemi Awolowo) らが1951年に結成した AG、北部では、⑤フラニ人のバレワらが1949年に結成した NPC、⑥同党の急進派が分派して、フラニ人の M.M.A.カノ (Mallam Muhammed Aminu Kano) らが1950年に結成した北部地域進歩同盟 (Northern Element's Progressive Union, NEPU)、そして中部では、⑦ハウサ-フラニ人の支配を嫌ったベロム (Berom) 人の J.S.タルカ (Joseph Sarwuan Tarka) らが1955年に結成した連合中部ベルト会議 (United Middle Belt Congress, UMBC) が総選挙に臨んだ。

東部では、NEPU と選挙協定を結んだ NCNC、西部では UMBC と提携した AG、そして北部では NPC が勝利したが——総議席数312議席のうち、獲得議席数は、NPC が134議席、NCNC/NEPU が89議席、AG/UMBC が73議席、その他が16議席——、いずれの政党も単独では多数派に至らず、バレワ連邦首相の出身政党である NPC が NCNC との連立内閣を組織した。このバレワ政権の26名の閣僚のうち、半数の13名が北部、7名が西部、そして6名が東部の出身者であった<sup>22)</sup>。その後、アジキウエが1960年10月1日に施行された「独立憲法」に基づいて総督に、さらに1963年10月1日の共和政への移行に伴い、初代大統領に就任して連邦政権を担当した。

前節で見てきたように、連邦国家のナイジェリアにとって、歳入配分方式は独立以前からの大きな問題であった。そのためと思われるが、1963年10月1日に施行された「1963年共和国憲法」には、歳入配分に係わるかなり具体的な規定が盛り込まれている<sup>23)</sup>。同憲法は、全体で12章166条およびスケジュールによって構成されているが、その第9章「財政」第2部「歳入の配分」(第136～145条)に規定されている内容について、第10表の中に纏めてみた。

この第10表と前掲第3表とを比べて見ると明らかであるが、「1963年共和国憲法」における諸規定は、1957年のレイスマン委員会の勧告をほぼ引き継いだものである<sup>24)</sup>。すなわち、関税、消費税、鉱区地代・ロイヤルティーなどの主要歳入に係わる垂直的配分の比率や、水平的配分の基準における派生主義の採用などは、レイスマン報告とほぼ同じである。異なる点と言えば、ナイジェリアの独立時に南カメルーン亜州が離脱し、また1963年8月9日に中西部州が西部州から分離したのを受けて、北部を除く予備会計の配分比率が変更された点である。なお、この「予備会計」については、同憲法では合計95%分の配分しか規定しておらず、また、水平的配分の基準に如何なる原則を採用

22) Ngou, C.M., "The 1959 Election and Formation of the Independence Government," in Ekeh, P.P., et al., eds., *Nigeria since Independence : The First 25 Years*, Vol. V., *Politics and Constitutions*, Ibadan, Heinemann Educational Books (Nigeria), 1989, p. 101 を参照。

23) 「1963年共和国憲法」については、*The Constitution of the Federal Republic of Nigeria* (以下、*The Constitution*), 1963, 1<sup>st</sup> October, 1963 を参照。

24) なお、1960年の独立憲法においても、第9章「財政」第1部「連邦の公的基金」第2部「歳入の配分」(第130～139条)において歳入配分問題が規定されているが、その内容は、中西部州に係わる箇所を除いて、「1963年共和国憲法」とほぼ同じである。「1960年憲法」については、*The Constitution 1960*, 1<sup>st</sup> October, 1960 を参照。

第10表 ナイジェリアにおける国家歳入の配分方式：1963/64～1975/76年

設置・ 布告年	委員会勅告・政府布告等 1963年共和国憲法上の規定	実施年 1963/64～65/66	対象項目	垂直的配分の比率 (%)				州政府				水平的配分の基準 <sup>6)</sup>					
				連邦政府	北部			西部	東部		中西部	合計	派生主義	同等財政	増収努力	均等配分	人口数
					200	42	20		30	8							
1963	1963年共和国憲法上の規定	1963/64～65/66	輸入税 (酒類)	100	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	
			輸入税 (燃料油・煙草)	-	-	-	100	-	-	-	100	○	-	-	-	-	
			輸入税 (その他)	70	-	-	-	-	-	-	30	○	-	-	-	-	
			輸出税 (農産物・皮革)	-	-	-	100	-	-	-	100	○	-	-	-	-	
			消費税 (燃料油・煙草)	-	-	-	100	-	-	-	100	○	-	-	-	-	
			消費税 (その他)	100	-	-	-	-	-	-	100	○	-	-	-	-	
			陸上鉱区地代・ロイヤルティ	20	50	-	-	-	-	-	30	100	○	-	-	-	
			予備会計	-	40	18	31	6	-	-	95	-	-	-	-	-	
			輸入税 (酒類)	100	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	
			輸入税 (燃料油・煙草)	-	-	-	100	-	-	-	-	100	○	-	-	-	
1964	ピーンズ委員会 1966/67～69/70	1966/67～69/70	輸入税 (その他)	65	-	-	-	-	-	35	100	-	-	-	-		
			輸出税 (農産物・皮革)	-	-	-	100	-	-	-	100	○	-	-	-		
			消費税 (燃料油・煙草)	-	-	-	100	-	-	-	100	○	-	-	-		
			消費税 (その他)	100	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-		
			陸上鉱区地代・ロイヤルティ	15	200	60	80	35	-	-	35	100	○	-	-		
			年補助金 <sup>2)</sup>	-	42	20	30	8	-	-	100	-	-	-	-		
			予備会計	-	42	20	30	8	-	-	100	-	-	-	-		
			輸入税	50	-	-	-	-	-	-	50 <sup>3)</sup>	100	○	-	-	-	
			輸出税	15	10	-	-	-	-	-	75 <sup>3)</sup>	100	○	-	-	-	
			消費税	60	-	-	-	-	-	-	40 <sup>3)</sup>	100	○	-	-	-	
1967 1968	ゴウォン軍事政権布告第15号 ダイナ暫定委員会 1967/68～69/70	1967/68～69/70	陸上鉱区地代・ロイヤルティ	15	10	-	100	-	-	75 <sup>3)</sup>	100	○	-	-	-		
			沖合鉱区地代・ロイヤルティ	60	-	-	-	-	-	-	40 <sup>3)</sup>	100	○	-	-		
			輸入税 (酒類)	100	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-		
			輸入税 (燃料油)	50	-	-	-	-	-	-	50	100	○	-	-		
			輸入税 (煙草)	-	-	-	100	-	-	-	-	100	○	-	-		
			輸入税 (その他)	65	-	-	-	-	-	-	35	100	○	-	-		
			輸出税 (農産物・皮革)	-	-	-	60	-	-	-	40	100	○	-	-		
			消費税 (燃料油・煙草)	-	-	-	50	-	-	-	50	100	○	-	-		
			消費税 (その他)	100	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-		
			陸上鉱区地代・ロイヤルティ	5	-	-	-	-	-	-	50	100	○	-	-		
1971 1975	ゴウォン軍事政権布告第9号 ゴウォン軍事政権布告第6号 1971/72～74/75 1975/76	1971/72～74/75 1975/76	沖合鉱区地代・ロイヤルティ	100	-	-	-	-	-	100	100	○	-	-	-		
			輸入税 (酒類・燃料油・煙草)	65	-	-	-	-	-	-	35	100	-	-	-		
			輸入税 (その他)	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-		
			輸出税 (農産物・皮革)	50	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-		
			消費税 (全品)	50	-	-	-	-	-	-	50	100	-	-	-		
			陸上鉱区地代・ロイヤルティ	20	-	-	-	-	-	-	80	100	○	-	-		
			沖合鉱区地代・ロイヤルティ	-	-	-	-	-	-	-	100	100	○	-	-		
			輸入税 (燃料油・煙草)	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-		
			輸入税 (その他)	65	-	-	-	-	-	-	35	100	-	-	-		
			輸出税 (農産物・皮革)	50	-	-	-	-	-	-	50	100	-	-	-		
1975	ムハンマド軍事政権布告第7号 1975/76	1975/76	陸上鉱区地代・ロイヤルティ	20	-	-	-	-	-	80	100	-	-	-	-		
			沖合鉱区地代・ロイヤルティ	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-		
			輸入税 (燃料油・煙草)	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-		
			輸入税 (その他)	65	-	-	-	-	-	-	35	100	-	-	-		
			輸出税 (農産物・皮革)	50	-	-	-	-	-	-	50	100	-	-	-		
			消費税 (全品)	50	-	-	-	-	-	-	50	100	-	-	-		
			陸上鉱区地代・ロイヤルティ	20	-	-	-	-	-	-	80	100	-	-	-		
			沖合鉱区地代・ロイヤルティ	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-		
			輸入税 (燃料油・煙草)	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-		
			輸入税 (その他)	65	-	-	-	-	-	-	35	100	-	-	-		

(注) 1) 単位は万ポンド。2) 1966/67年に実施。3) 各州共同会計に50%を配分。4) 各州共同会計に70%、特別助成基金に10%を配分。5) 各州共同会計に30%、特別助成基金に10%を配分。6) 各基準のうち、派生主義については、州政府に対して垂直的に配分された部分に係る各州間の配分基準。その他の項目については、予備会計の水平的配分に係る配分基準。  
 (出所) (1) *The Constitution of the Federal Republic of Nigeria 1963*, 1<sup>st</sup> October, 1963, Chapter IX, Finance.  
 (2) Adedjeji, A. *Nigerian Federal Finance: Its Development, Problems and Prospects*, London, Hutchinson Educational, 1969 (rev. 1971), pp. 231-251.  
 (3) Oyovbare, S.E., "The Politics of Revenue Allocation," in Panter-Brick, ed., *Soldiers and Oil: The Political Transformation of Nigeria*, London, Frank Cass, 1978, pp. 224-249.  
 (4) Okigbo, P.N.C., *Nigeria's Financial System: Structure and Growth*, Harlow, Longman, 1981, pp. 172-174.  
 (5) Ikcin, A. and C. Briggs-Angbabo, *Oil and Fiscal Federalism in Nigeria: The Political Economy of Resource Allocation in a Developing Country*, Aldershot, Ashgate, 1998, pp. 106-217.  
 (6) Revenue Mobilization, Allocation and Fiscal Commission, *Report of Revenue Allocation Formula*, Abuja, December 2002, pp. xviii-xxv, 8-25, 75-89.  
 (7) Uche, C.U. and O.C. Uche, *Oil and the Politics of Revenue Allocation in Nigeria*, Leiden, African Studies Centre, Working Paper No. 54, 2004, pp. 20-27.  
 (8) Ekpo, A.H., *Intergovernmental Fiscal Relations: The Nigerian Experience*, A paper presented at the 10th Year Anniversary of the Financial and Fiscal Commission of South Africa, Capetown, 10<sup>th</sup>-12<sup>th</sup> August, 2004, pp. 12-18より作成。

するのか、という点についても触れられていない。

ところで、この「1963年共和国憲法」の第12章「その他」の第164条には、「連邦政府は、各州政府と協議しながら、本憲法の第140条および第141条の規定を見直し、勧告を行なう委員会を時折、任命する」と規定されている。ここで言う第140条とは、「鉱区地代・ロイヤルティー」を、また第141条は「予備会計の水平的配分」を規定した条項である。

## 2 ビーンズ委員会の発足

この「1963年共和国憲法」第164条の規定を受けて、1964年6月、オーストラリア・タスマニア州の国税長官を務めた経歴を持つ、K.J.ビーンズ (K.J.Binns) を委員長とする委員会が発足した<sup>25)</sup>。歳入配分に係わる数値などがこと細かく憲法で規定されている以上、「ビーンズ委員会」はそれを大きく逸脱することはできなかったが、それでも、前掲第10表に見られるように、主として①酒類、燃料油、および煙草を除く輸入税と陸上鉱区地代・ロイヤルティーの垂直的配分につき、連邦政府の留保分を各々70%から65%へ、20%から15%へ削減する、②予備会計の州別配分比率につき、北部は40%から42%、西部は18%から20%、東部は31%から30%、および中西部は6%から8%に変更し、合計100%とする、および③1966/67～69/70年度の向う4年間に互り、毎年、合計で375万ポンドを補助金として支出し、その州別配分額については、北部に200万ポンド、西部に60万ポンド、東部に80万ポンド、そして中西部に35万ポンドとする、という勧告を行なった。

ここで注目すべきなのは、水平的配分の基準として、「派生主義」および「必要性」を採用せず、「域内での増収努力」を強化しつつ、各州政府の間における「財政状態の同等化」を達成する、という原則を掲げた点である。すなわち、同委員会は、各州政府が各々の社会的責任を果たすために必要な財政状態について、域内の徴税状況、現金持高、州の公営企業の経営状況、マーケティング・ボード (Marketing Board, MB) の運営状況、下位の行政単位である地方政府との財政的関係など、ひと言でいえば、各州政府の「経常予算案の達成の見通し」を予測しながら、上述の勧告を行なったのである。例えば、予備会計と補助金の配分において、西部州と中西部州が憲法上の規定よりも優遇されているが、前者については、産油地帯を抱える中西部州の分離によって財政状況が悪化すると予測され、後者については、新州設置の初期段階で州政府の歳出が何かと増えるであろうと予測された。東部州については、今後の石油開発の進展が予想される中で、予備基金の配分を削減しつつも、毎年の補助金では、西部・中西部の両州を上回る金額を割り当てられている。最も優遇された北部州については——連邦議会における政治的優位性に配慮したのであろうか——、「他の州と比較して域内歳入が乏しく、今後も増収が見込めない」という北部の主張を認めたように思われる。

だが、ビーンズ委員会自身が認めるように、各州政府の経常予算案が達成されるか否かについて、向う4年間の長期に互って予測することは容易ではなく、また、そもそも、「財政状態の同等化」という基準は、レイスマン委員会などで採用されてきた「必要性」と同義ではないのか、という批判も出された<sup>26)</sup>。加えて、教育や保健・衛生などの基本的サービス、あるいは農業政策を現実に担ってきたのは、多くの州において、州政府よりもむしろ「地方政府」やより下位の行政単位である「共

25) 「ビーンズ委員会」については、Adedeji, A., *op.cit.*, pp. 231-244を参照。

26) *Ibid.*, p. 241を参照。

同体」であった。ところが、これらの行政単位の財政状態を正確に把握するのは、さらに困難である。

加えて、各州にとって有力な徴税機関になっていた、マーケティング・ボード（MB）の存在も重要である。それ故、MBの歴史と機能について、ここで簡単に見ておきたい<sup>27)</sup>。MBの前史は、イギリスの「戦時経済統制」、すなわち第二次世界大戦中のココア統制にまで遡ることができる。1940年8月にイギリス植民地省の管轄下で西アフリカ・ココアMBが設立され、その後1942年5月に、統制対象がオイル・パーム、落花生、およびゴムにまで拡大され、同ココアMBは西アフリカ農産物MBに改組された。連合アフリカ会社（United Africa Company Ltd.）——前述のナイジェリアUAC社の前身会社——などの外国商社は「認可買付代理人」に指名され、イギリス食糧省が統制下の農産物を一括して購入・輸入することになった。

第二次世界大戦後になると、その管轄がイギリス植民地省からナイジェリア植民地政府へ、さらには各州政府に移行していった。まず、1947年2月の改革によって、イギリス食糧省への販売価格がそれまでの「費用価格」——生産者価格に認可買付代理人への報酬および西アフリカ農産物MBの諸経費を加算した金額——に規制されなくなり、西アフリカ農産物MBは、費用価格に「自己の取り分」を上乗せして販売し、自己の管理下で剰余金を蓄積できることになった。それと同時に、同MBの統制対象からココアが外されて、ナイジェリアとゴールド・コーストに各々ココアのMBが分離・新設された。その2年後の1949年4月に、ナイジェリアではココアに加えて、オイル・パーム、落花生、および棉花の農産物ごとのMBが設立され——ゴムは対象外になる——、西アフリカ農産物MBの業務を引き継いだ。同MBが蓄積した剰余金は、わずか2年間で2,484万ポンドに達していたが、取引実績に応じて、上記四つの農産物MBに配分された。

その後、すでに触れたように、1954年10月の「リッテルトン憲法」の公布に伴って連邦制が導入されると、農産物ごとの全国組織であった四つのMBが、ラゴス州を除く各州のMBと中央MBに再編成された。中央MBは各州MBのために共通の船積みや海外での販売を調整したが、その機能は、各州MBが出資して1958年に新設された、ナイジェリア農産物マーケティング会社（Nigerian Produce Marketing Company Ltd.）に引き継がれた。各州MBは、独立後も1977年まで存続し、各州独自の諸政策を行なうことになったのである。これらの各州MBは、O.オバサンジョ（Olusegun Obasanjo）連邦軍事政権下の1977年に農産物ごとの全国MB組織に再改組され、その後、I.B.ババンギダ（Ibrahim Badamasi Babangida）連邦軍事政権下の1980年代後半になって、MB制度が最終的に廃止されている。

さて、第11表に見られるように、ひと言でいえば、MBは世界市場価格よりもはるかに低い生産者価格を設定してその差額分を剰余金として蓄積する一方で、小農生産者からはさらに輸出税と販売税を徴収してきた。そして、連邦制が導入された1954年以降は、輸出税は連邦政府の、販売税は各州政府の重要な歳入になった。小農生産者にとっては、そうした負担がないと仮定した場合に入手できる「潜在的生産者所得」から、パーム油・核で29.5%、ココアで32.2%、および落花生で22.7%も所得が削減されてきたのである。

MBに蓄積された莫大な剰余金は、本来であれば、①価格安定化基金に70%、②農業開発資金に22.5%、および③農業の調査研究費に7.5%が充当されるはずであった。だが現実には、1954年の

---

27) 以下のマーケティング・ボードについては、室井義雄「ナイジェリアの近代化と農業問題」（『経済学批判』第9号、1980年10月、所収）88～95頁を参照。

第11表 ナイジェリアにおける主要農産物の価格構造と小農生産者の所得削減：1947/48～1966/67年

(単位：100万ポンド，%)

農産物・年度		小農生産者の負担			諸経費 <sup>1)</sup>	生産者価格	本船渡 輸出価格	潜在的 生産者所得 <sup>2)</sup>	所得 削減率 <sup>3)</sup>
		MB 剰余金	輸出税	販売税					
パ ー ム 油 ・ 核	1947/48～53/54	28.2	18.8	0.0	35.6	140.8	223.4	187.8	25.0
	1954/55～60/61	17.0	24.8	8.9	50.2	144.6	245.5	195.3	26.0
	1961/62～66/67	35.4	15.0	5.6	31.3	82.6	169.9	138.6	40.0
	計	80.6	58.6	14.5	117.1	368.0	638.8	521.7	29.5
コ コ ア	1947/48～53/54	33.8	33.1	0.4	14.4	98.0	179.7	165.3	40.7
	1954/55～60/61	9.7	33.7	3.4	19.1	141.3	207.2	188.1	24.9
	1961/62～66/67	29.1	24.4	5.0	28.0	124.4	210.9	182.9	21.0
	計	72.6	91.2	8.8	61.5	363.7	597.8	536.3	32.2
落 花 生	1947/48～53/54	27.8	11.3	0.4	26.7	57.3	123.5	96.8	40.8
	1954/55～60/61	-2.0	20.8	3.6	54.5	110.8	187.7	133.2	16.8
	1961/62～66/67	1.7	23.1	3.3	59.6	137.9	225.6	166.0	16.9
	計	27.5	55.2	7.3	140.8	306.0	536.8	396.0	22.7

(注) 1) 認可買付代理人への報酬，輸出港までの運賃などを含む。2) 潜在的生産者所得 = 生産者価格 + 輸出税 + 販売税 + MB の剰余金。3) 所得削減率 =  $\frac{\text{潜在的生産者所得} - \text{生産者価格}}{\text{潜在的生産者所得}} \times 100$

(出所) Onitiri, H.M.A. and D.Olatunbosun, eds., *The Marketing Board System*, Ibadan, Nigerian Institute of Social and Economic Research, 1974, pp. 15-17, 23-26より作成。

改革以前には、主に連合王国債権の購入に充てられ、「植民地保有残高あるいは資金」としてロンドンで保有された。ここに、第二次世界大戦後の「スターリング地域機構」を支えた金融メカニズムの一端を垣間見ることができるのであるが、1954年以降は、各州 MB の剰余金は主に各州政府の工業開発——農業開発ではなく——資金に充てられ、連合王国債権への支出は大きく減少している。ロンドンで保有されていたポンド資産が引き出されるとともに、剰余金の多くが各州の経済開発資金に向けられていったのである<sup>28)</sup>。

かつてのナイジェリアは、パーム油とパーム核で世界最大、落花生で世界第2位の輸出国、そしてココアでは世界第3位の生産国であった。独立前後期の1958～1960年の平均値で見ると、世界輸出に占める品目ごとのシェアは、パーム核で49.7%、パーム油で31.9%、落花生で29.2%、およびココアは世界生産の13.9%を占めている<sup>29)</sup>。しかも、第12表に見られるように、各州政府の財政均

28) 例えば、1947～54年度における四つの農産物 MB の用途別支出先を見ると、経常支出を除く総額9,847万ポンドの支出のうち、6,639万ポンド (67.4%) が連合王国債権の購入に充てられていたが、連邦制導入後の1955～61年度では、西部、東部、および北部の三つの各州 MB の経常支出を除く総額1億210万ポンドの支出のうち、4,990万ポンド (48.9%) が各州政府への贈与や貸付け、1,399万ポンド (13.7%) が民間会社への証券投資や貸付けに充てられ、連合王国債権への支出は1,150万ポンド (11.3%) に減少している。Helleiner, G.K., *Peasant Agriculture, Government, and Economic Growth in Nigeria*, Homewood, Richard D.Irwin, 1966, pp. 172-178を参照。

29) United Africa Company Ltd., *Statistical and Economic Review*, London, No. 24, July 1960, p. 23 ; No. 25, March 1961, pp. 51-52 ; No. 26, October 1961, p. 44を参照。

第12表 ナイジェリアのマーケティング・ボードによる農産物の買付け：1956/57～1962/63年

	1956/57		1958/59		1960/61		1962/63	
	1,000トン	%	1,000トン	%	1,000トン	%	1,000トン	%
パーム油	189.9	100.0	190.6	100.0	197.6	100.0	128.5	100.0
北部	3.5	1.8	1.9	1.0	1.0	0.5	—	—
西部	18.9	10.0	15.4	8.1	19.1	9.7	7.6	5.9
東部	161.9	85.3	167.1	87.7	170.0	86.0	120.9	94.1
南カメルーン <sup>2)</sup>	5.6	2.9	6.2	3.2	7.5	3.8	—	—
パーム核	461.8	100.0	460.3	100.0	428.6	100.0	362.1	100.0
北部	14.2	3.1	18.3	4.0	18.3	4.3	19.3	5.3
西部	231.6	50.2	226.0	49.1	196.7	45.9	173.9	48.0
東部	211.2	45.7	211.0	45.8	208.2	48.6	168.9	46.7
南カメルーン <sup>2)</sup>	4.8	1.0	5.0	1.1	5.4	1.2	—	—
落花生	357.9	100.0	533.4	100.0	619.1	100.0	871.5	100.0
北部	357.9	100.0	533.4	100.0	619.1	100.0	871.5	100.0
西部	—	—	—	—	—	—	—	—
東部	—	—	—	—	—	—	—	—
南カメルーン <sup>2)</sup>	—	—	—	—	—	—	—	—
ココア <sup>1)</sup>	135.0	100.0	140.3	100.0	195.2	100.0	175.9	100.0
北部	0.7	0.5	0.6	0.4	0.6	0.3	0.9	0.5
西部	128.4	95.1	131.5	93.7	181.9	93.2	170.6	97.0
東部	1.5	1.1	2.3	1.6	3.7	1.9	4.4	2.5
南カメルーン <sup>2)</sup>	4.4	3.3	5.9	4.3	9.0	4.6	—	—
棉花	74.4	100.0	89.1	100.0	150.5	100.0	145.8	100.0
北部	73.0	98.1	87.4	98.1	149.0	99.0	144.1	98.8
西部	1.4	1.9	1.7	1.9	1.5	1.0	1.7	1.2
東部	—	—	—	—	—	—	—	—
南カメルーン <sup>2)</sup>	—	—	—	—	—	—	—	—
ベニシード	16.2	100.0	16.3	100.0	27.5	100.0	21.4	100.0
北部	15.8	97.5	16.2	99.4	27.1	98.5	20.8	97.2
西部	—	—	—	—	—	1.5	—	—
東部	0.4	2.5	0.1	0.6	0.4	—	0.6	2.8
南カメルーン <sup>2)</sup>	—	—	—	—	—	—	—	—
大豆	16.0	100.0	3.3	100.0	13.8	100.0	26.6	100.0
北部	15.3	95.6	3.1	93.9	13.1	94.9	25.1	94.4
西部	—	—	—	—	—	—	—	—
東部	0.7	4.4	0.2	6.1	0.7	5.1	1.5	5.6
南カメルーン <sup>2)</sup>	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1) ココアの会計年度は1月1日～12月31日。2) 1960年10月1日にナイジェリア連邦から離脱。

(出所) Helleiner, G.K., *op.cit.*, pp. 451-460より作成。

衡という点では好都合なことに、各農産物の生産地は、パーム油が東部、パーム核が東部と西部、ココアが西部、落花生、棉花、ベニシード、および大豆が北部というように、はっきりと分かれていた。例えば、落花生と棉花は98～100%が北部、ココアはおよそ95%が西部、パーム油は85～94%

前後が東部、そしてパーム核は95%が東部・西部の両州から買い付けられた。これらの輸出向け換金作物からの収入（販売税、MBからの贈与金など）は、1955/56～65/66年度にかけて、各州政府の歳入のおよそ20%弱～30%強を占めていた<sup>30)</sup>。各州MBの統制下に置かれたこれらの農産物収入は、作柄の状況や世界市場価格の変動に左右されるとは言え、各州政府の重要な財源になっていたのである。

### Ⅲ 前期軍政時代：1966～1979年

前掲第9表に見られるように、この「前期軍政時代」には、ビアフラ戦争を挟んで、合計4回の軍事クーデターが勃発している。まずは、その経緯を簡単に見ておきたい<sup>31)</sup>。

#### 1 軍事クーデターとビアフラ戦争の勃発

この時期に勃発した4回のクーデターとビアフラ戦争の原因について見てみると、大きく言えば、①1966年1月のクーデターは、東部イボ人による北部ハウサ-フラニ人支配体制への挑戦、②1966年7月のクーデターと翌1967年7月に勃発したビアフラ戦争は、それに対する北部ハウサ-フラニ人による反撃という、部族的・地域的な対立の様相を色濃く帯びていた。これに対して、③1975年7月と1976年2月のクーデターは、軍内部の主導権争い、あるいは若手将校の不満という、いわゆる「パレス・クーデター」であった。

##### (1) 1966年1月クーデター

ビーンズ委員会の勧告が出されて2年も経ない1966年1月15日の未明、東部州出身のイボ人で陸軍第二歩兵旅団副官のE.イフェアジュナ (Emmanuel Ifeajuna) 陸軍少佐を中心とする軍事クーデターが勃発した。同クーデターを計画・実行した7名の陸軍少佐のうち、ヨルバ人1名を除く6名の全員と、その他の23名の将校のうちの19名がイボ人であった。他方、殺害された7名の中佐以上の軍高官のうち、4名が北部州、2名が西部州の出身者であった。また、殺害された主要な政治家のうち、パレワ連邦首相と北部州知事のペローはフラニ人、連邦蔵相のF.S.オコティ-エボー (Festus Samuel Okotie-Eboh) と西部州知事のS.L.アキントラ (Samuel Ladoke Akintola) はともにヨルバ人であった。

このクーデターは、2日後に、同じく東部州出身のイボ人でキリスト教徒であった、全軍最高指令官のJ.T.U.アギー-イロンシ (Johnson Thomas Umunankwe Aguiyi-Ironsi) 陸軍少将によって鎮圧され、同陸軍少将が1月21日に国家元首に就任して連邦軍事政権を掌握した。このクーデターに

30) World Bank, *Nigeria : Option for Long-Term Development*, Baltimore, Johns Hopkins University Press, 1974, p. 174を参照。

31) 以下の経緯については、Bennett, V.P. and A.H.M.Kirk-Green, "Back to the Barracks : A Decade of Marking Time," in Panter-Brick, K., ed., *Soldiers and Oil : The Political Transformation of Nigeria*, London, Frank Cass, 1978, pp. 13-25 ; Campbell, L., "Reorganization and Military Withdrawal," in *ibid.*, pp. 77-91 ; Dent, M.J., "Corrective Government : Military Rule in Perspective," in *ibid.*, pp. 107-133 ; Turner, T., "Commercial Capitalism and the 1975 Coup," in *ibid.*, pp. 179-193 ; 室井義雄『ビアフラ戦争——叢林に消えた共和国——』山川出版社、2003年、56～90頁を参照。

よって、中佐以上の高級将校14名のうち、実に半数の7名を失ったため、アギー-イロンシ国家元首は1966年5月に12名の陸軍中佐を新たに任命したが、そのうちの8名はイボ人であり、北部州出身者はわずか1名だけであった。すなわち、アギー-イロンシ国家元首自身も、あからさまなイボ人優先人事を行なったのである。

こうして、国軍内部ではとりわけ北部と東部の間で緊張が高まっていたが、これにいつそうの拍車をかけたのが、アギー-イロンシ国家元首による「統一政府構想」であった。1966年5月、同国家元首は、連邦制の廃止と統一政体への移行を規定した「布告第34号」を突如、公布した。

## (2) 1966年7月クーデター

だが、この性急な措置は、当時の政治状況と国軍内部の緊張関係を考えると、最悪の選択であった。同1966年5月末、北部州のカノ、カドゥナ、ザリアなどの各都市において、「イボ帝国主義反対」「即座に北部の分離を」などというスローガンを掲げた大規模な抗議集会が開かれ、混乱の中でイボ人を中心におよそ3,300人が殺害された。

これらを背景として、1966年7月28日の夜半、西部州アベオクタの陸軍駐屯地において、北部州出身の下士官たちが反乱を起こし、同駐屯地の指揮官を含む多数のイボ人将校と兵士を殺害して、兵器庫を抑えた。このニュースは、ラゴスの全軍参謀本部と、この時アベオクタから80kmほど離れたイバダンに滞在していたアギー-イロンシ国家元首にも伝えられたが、翌29日、同国家元首は反乱軍によって拘束・殺害された。

下士官たちの反乱は、その後、ラゴス地区の陸軍兵舎やカドゥナの第三歩兵大隊などにも波及し、国軍内部においてさえ、もはや反イボ人感情を統制しきれなくなった。同クーデターで殺害されたイボ人の軍高官は、アギー-イロンシ国家元首以下、3名の陸軍中佐、9名の陸軍少佐、合計で13名に達した。国軍内部の権力構造が、完全に北部主導型に一変したのである。

こうした中で、少数部族のアンガス (Angas) 人の出身ではあるものの、北部州出身の軍人としては最古参であり、同僚の軍高官からも信頼を得ていた Y.ゴウォン (Yakubu Gowon) 中佐が反乱兵士を説得して、1966年8月1日、新政権の樹立と自身の国家元首・全軍最高司令官への就任を国营ラジオで放送した。

## (3) ビアフラ戦争

ところが、北部州の各都市では、とりわけ1966年9月末以降、イスラーム教徒によるイボ人——その大半はキリスト教徒である——の大量虐殺が始まった。わずか1ヵ月間に殺害されたイボ人の数は、連邦政府資料で4,700人、東部州知事の C.O.オジュクウ (Chukwuemeka Odumegwu Ojukwu) 陸軍中佐 (当時) の発言で1万人であった。また、1967年4月のロンドンの週刊誌『西アフリカ』 (West Africa) によると、北部地域から脱出したイボ人を初めとする難民は158万人に達したという。

こうした中で、ゴウォン国家元首は、すでに1966年8月に、上述のアギー-イロンシ国家元首により公布された「布告第34号」を廃棄して、暫定的に連邦制に戻ることを公表していたが、同胞のイボ人の大量虐殺を経験したオジュクウ東部州知事は、連合政体への移行を強く主張した。両者の対立が深まる中で、結局のところ、東部州は分離・独立の道を選択したのである。

1967年5月27日、ゴウォン国家元首は、東部州の連邦からの分離を牽制するため、また、北部州の少数部族の要求に応じる形で、ナイジェリアを12の州に分割・新設する「布告第13号」を公布したが、同年5月30日、オジュクウ東部州知事はビアフラ共和国の建国を公式に宣言した。

その後1ヵ月余り経った1967年7月6日、「オジュクウ中佐を逮捕するための短期間の警察行動」

として、連邦軍による戦闘が南・北の3地点から開始された。だが、ビアフラ戦争は、短期間どころか、1970年1月12日まで2年半も続くことになった。ビアフラ情報部の公式発表によると、1969年12月初旬時点において、戦死者20万人、空爆などによる民間人の死者2万人、子供を中心とする餓死者150万人、および同月以降の戦死者・餓死者が1日当たり2,000人であった。こうして、ビアフラ戦争の犠牲者は、およそ200万人と推定されている。

#### (4) 1975年7月クーデター

ビアフラ戦争の終結後、しばらく経った1975年7月29日、ウガンダのカンパラで開催されたアフリカ統一機構（Organization of African Unity, OAU）の第12回首脳会議に出席中だったゴウォン国家元首が追放され、北部カノ州出身のハウサ人でイスラーム教徒のM.R.ムハンメド（Murtala Ramat Muhammed）陸軍准将が政権を掌握して、国家元首に就任した。彼は、1966年7月クーデターの鎮圧やビアフラ戦争ではゴウォン国家元首と共に闘い、また同政権下では連邦情報相を担当していたが、ゴウォン国家元首とは長年の敵対関係にあった。なお、ムハンメド連邦軍事政権下の全軍最高司令官には、ビアフラ戦争を共に闘った、西部州出身のヨルバ人でキリスト教徒のオバサンジョ陸軍准将が就任している。

このクーデターの大義名分は、ひと言でいえば、「ゴウォン政権下での不正・汚職を一掃する」ことにあった。ムハンメド新国家元首は、様々な改革案を作成・実行したが、その一つは、大胆にも、汚職に塗れているとされた12州の軍人知事と陸軍大将の全員、連邦政府と各州政府の各種大臣・長官の大半を含む、多数の軍高官、高級官僚、国営公社職員、国立大学の教職員、あるいは法曹人を更迭したことである——その人数はおよそ1万人とも言われているが、ここまで徹底的な汚職追放を断行したのは、ナイジェリアの歴史上、初めてである——。また、1979年までには民政に移管すると公表し、そのための下準備として、1975年10月に50名の委員からなる憲法草案作成委員会を発足させ<sup>32)</sup>、さらに、1976年2月3日には北部と西部を中心に7つの州を新設するとともに、連邦首都領を国土のほぼ「中央」に位置するアブジャに——「部族融和」の想いを込めて——移設すると発表した（前掲第9表を参照）。

こうした、ムハンメド国家元首の「単純かつ大胆」な改革は、多くのナイジェリア市民からは歓迎されたようで、その後、ラゴス近郊イケジャの国際空港は彼の名前を付して「ムルタラ・ムハンメド空港」と呼ばれるようになり、また20ナイラ紙幣には、彼の肖像画が印刷されている<sup>33)</sup>。

#### (5) 1976年2月クーデター

だが、1976年2月13日、独立後第4回目の軍事クーデターが勃発し、ムハンメド国家元首とクワラ州知事のI.タイウォ（Ibrahim Taiwo）陸軍大佐が殺害された。同クーデターは、上述のムハンメド政権による極端な改革に不満を持った若手将校を中心に画策され、ラゴスとカドゥナの2ヵ所で軍事行動が起こされた。だが賛同者は少なく、翌14日には、オバサンジョ全軍最高司令官によって鎮圧され、彼が国家元首に就任して連邦政権を掌握した。

クーデターを主導したのは、陸軍体育学校の教官をしていたB.S.ディムカ（B.S.Dimka）陸軍中

32) Joseph, R.A., *Democracy and Prebendal Politics in Nigeria : The Rise and Fall of the Second Republic*, Cambridge, Cambridge University Press, 1987, p. 38を参照。

33) ちなみに、本稿に係わる人物名で見ると、1ナイラ紙幣にはマコーレー、5ナイラ紙幣にはバレワ、100ナイラ紙幣にはアウォロウォ、200ナイラ紙幣にはペローの肖像画が印刷されている（筆者所蔵のナイジェリア紙幣より）。

佐であったが、その後、彼は1976年3月5日に逃走中のアナムブラ州のアバカリキで拘束され、軍事法廷での審理を経たのち、同3月15日に他の6人のクーデター実行者とともに処刑された。

なお、オバサンジョ新国家元首は、1979年までに民政に移管するという前任者の約束を守り、1979年10月1日に民政移管が実現して「第二共和政」が成立している。

## 2 12州体制への移行とダイナ暫定委員会の発足

さて、上述のように、ナイジェリアは1967年5月27日に12州体制に移行した。この新州の増設問題は、「多部族国家」ナイジェリアのいわば宿命であり、すでに触れたように、少数部族が独立前から主張してきた懸案事項でもあった。第1図に見られるように、新州の増設は、その後30年間以上も継続する、極めて重要な政治的課題になっている。

この12州体制への移行に伴い、とりわけ増設された各州への国家歳入の水平的配分を如何に行なうのか、という問題が浮上した<sup>34)</sup>。1967年5月にゴウォン連邦軍事政権によって公布された「布告第15号」には、各州への歳入配分方式について、次の様に規定されている。すなわち、①6州に増設された北部については、北部州全体に割当てられていた42%分を単純に6等分して、各々7%ずつの配分にする、②3州に増設された東部州については、東中部州に17.5%、南東部州に7.5%、およびリヴァーズ州に5%の配分とする、③2州に増設された西部州については、西部州に18%、ラゴス州に2%の配分とする、および④増設のなかった中西部州については、従来通りの8%の配分にする、というものであった。

ここに見られるように、各州間における水平的配分の基準としては、東部州と西部州の両者については——および、1963年8月に中西部州が分離した時においても——、「人口数」のみが用いられて「均等発展」や「必要性」などといった従来型の基準は放棄されている（前掲第10表を参照）。また、北部州については、単純に「均等按分」されているが、その理由は、増設された州の数が多かったことと、歳入配分に係わる確固たる基準を見出せなかったためと思われる。ただし、このやや安易な対応が北部諸州の反発を買うことは必至であった。

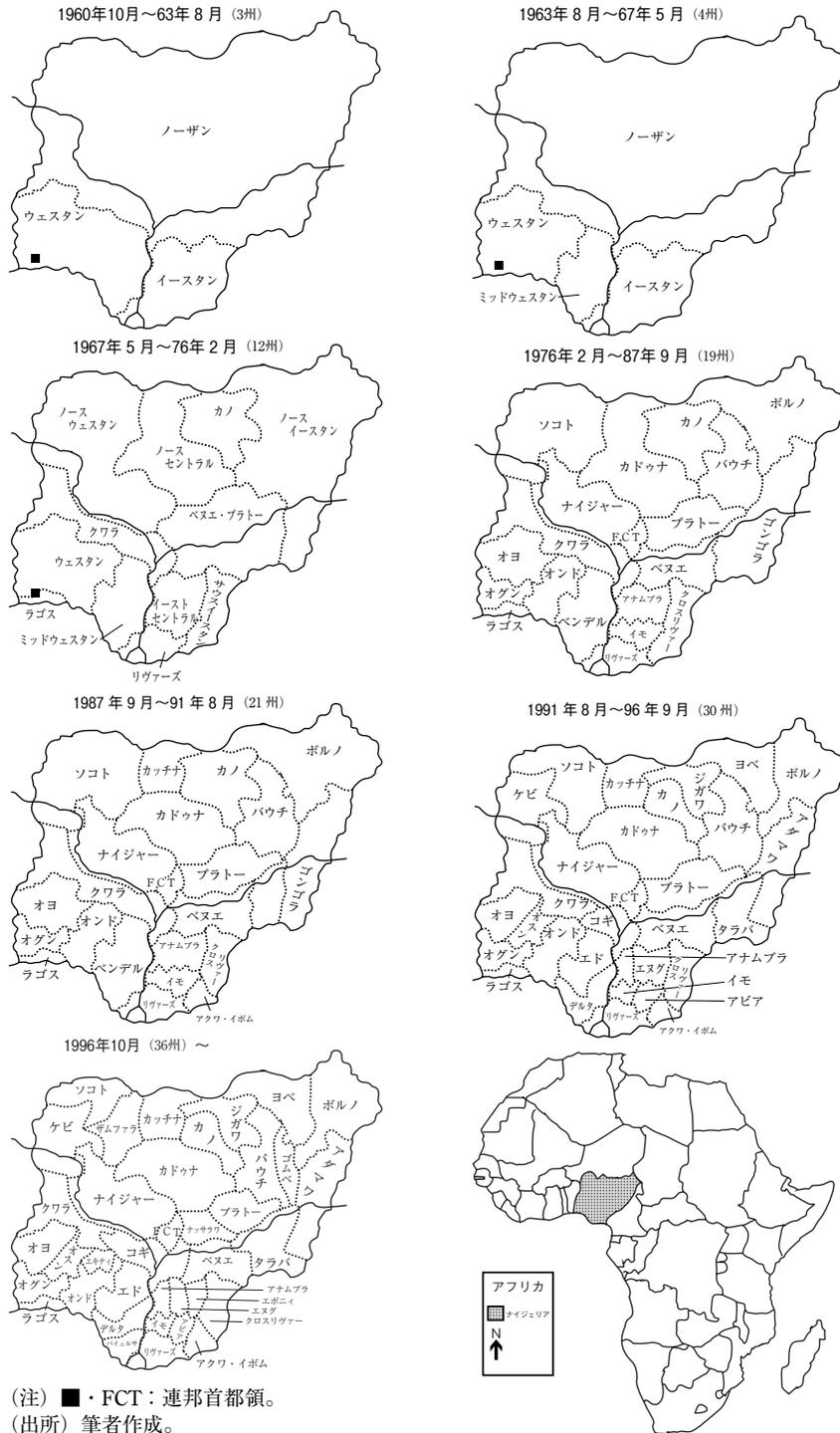
加えて、増設された新州への資産配分という問題も残された。例えば、旧北部州政府の保有する金融資産は、①土着統治機構の余剰基金、②歳入確立基金、③貸出金・投資資金、および④現金持高によって構成されていたが、①の余剰基金については、土着の統治機構の所在が明確なので各州への配分にさほど問題はなかったものの、後三者については、結局のところ、「人口数」を基準として資産配分を行なわざるを得なかった。

「布告第15号」が公布された1年後の1968年7月、ゴウォン連邦軍事政権は、経済学者のI.ダイナ (Isaac Dina) を委員長とする暫定委員会を発足させた。この「ダイナ暫定委員会」は、1946年に設置されたフィリップソン委員会から数えて第6回目の歳入配分検討委員会であるが、初めて、ナイジェリア人だけで構成された委員会である<sup>35)</sup>。また、同委員会に「暫定」という形容詞が付されているのは、「1963年共和国憲法」の改正を経ることなく、軍政下での臨時的措置という意味合いが込められているからである。

このダイナ暫定委員会に委託された検討事項は、大きく見れば、12州体制への移行の影響とビアフラ戦争の成り行きを見据えつつ、従来の歳入配分方式を全般的に見直すことにあった。同委員会

34) 以下の新州増設に係わる歳入配分問題については、Adedeji, A., *op. cit.*, pp. 244-251を参照。

第1図 ナイジェリアにおける新州の増設：独立以降



の基本姿勢は、「完全に統合化された国民経済と、真に合体されたナイジェリアの創出を模索する」というものであったが、現状認識としては、次の5点を挙げている。すなわち、①12州体制への移行によって、連邦政府と各州政府、および各州政府間における諸機能と利用可能な歳入に係わる不均整が拡大している、②既存の多層的な徴税権の存在は、財政上および行政上において非効率的である、③既存の歳入配分制度は、配分の原則と実施の間に大きな乖離が存在している、④過去の委員会の勧告は、明確な理論的根拠を有していない、および⑤派生主義には、あまり多くの比重を加えるべきではない、というものであった。これに加えて、ダイナ暫定委員会は、「革命的かつ論争的」な三つの提案を行なった。すなわち、①石油収入の配分については、陸上油田と沖合油田を区別すべきである、②所得税率を一本化すべきである、そして③MB制度を改革すべきである、というものである。

これらを踏まえた同委員会の勧告案については、前掲第10表に見られる通りであるが、それまで実施されてきたビーンズ委員会の勧告案と比較すると、次の様な特徴を持っている。すなわち、①予備会計を「各州共同会計」に改称してその性格を明確にするとともに「特別助成会計」を新設して、両会計から各州政府への水平的配分を増やす、②この両会計は、新設する「計画・財政委員会」によって管理される、③両会計からの水平的配分の基準としては、「均等発展」、「増収努力」、および「国民的利益」を採用する——この点はビーンズ委員会の勧告とほぼ同じであるが——、④輸出税、および陸上鉱区の地代とロイヤルティーの水平的配分の基準に、「派生主義」を復活させる、および⑤鉱区地代・ロイヤルティーに、「陸上」と「沖合」の区別を設ける、という点である。

とりわけ、計画・財政委員会の新設と、陸上・沖合鉱区の区別はまさに画期的であったが、ゴウォン連邦軍事政権は、「委員会に委託された権限を逸脱している」との理由で、ダイナ暫定委員会のこれらの勧告案を拒否してしまった。

### 3 連邦軍事政権による「布告」と歳入配分

ダイナ暫定委員会の勧告案を拒否したゴウォン連邦軍事政権——およびその後のムハンメド連邦軍事政権——は、第三者委員会の意見を聞くことなしに、一連の「布告」という形式をもって、いわば一方的に歳入配分方式を決めていった。

前掲第10表に見られるように、まず、ビアフラ戦争終結後の1970年に、ゴウォン連邦軍事政権は「布告第13号」を公布した。その内容は、一見するとダイナ暫定委員会の勧告案に似ているが、予備会計から各州政府への水平的配分の基準として、「均等配分」と「人口数」のみを統一的に採用した点が大きく異なっている。また、輸入税（煙草）の100%、輸出税（農産物・皮革）の60%、消費税（燃料油・煙草）の50%、および陸上鉱区の地代・ロイヤルティーの45%は各州政府の取り分となるが、その水平的配分には「派生主義」が採用されている。この歳入配分案は、1969年4月1日に遡及して実施されることになった。

---

35) 「ダイナ暫定委員会」については、Oyovbaire, S.E., "The Politics of Revenue Allocation," in Panter-Brick, K., ed., *op.cit.*, pp. 238-243; Ikein, A.A. and C.Briggs-Anigboh, *Oil and Fiscal Federalism in Nigeria : The Political Economy of Resource Allocation in a Developing Country*, Aldershot, Ashgate, 1998, pp. 132-136を参照。委員長はダイナは行政官の経歴を持つ経済学者であるが、その他のメンバーは、経済学者3名と行政官4名、合計8名で構成されている。Oyovbaire, S.E., *op.cit.*, p. 248を参照。

また、1971年に公布された「布告第9号」によって、沖合鉱区の地代とロイヤルティーの全てが連邦政府の取り分とされた。これは、上述のダイナ暫定委員会が勧告した、陸上・沖合鉱区の区別を援用したものであるが、ビアフラ戦争によって陸上油田からの産油活動が困難となった石油各社が沖合油田の開発に向かったことへの対応でもあった。

さらに、1975年に公布された「布告第6号」では、輸入税（酒類・燃料油・煙草を除く、その他）の65%と消費税（全品）の50%が連邦政府の取り分とされた以外には、陸上鉱区の地代・ロイヤルティーの20%分を派生主義で配分することを除いて、全ての歳入が「予備会計」に組み込まれ、均等配分と人口数を基準として各州に対して水平的に配分されることになった。

その後、1975年7月29日に政権を掌握したムハンメド連邦軍事政権は、前任者の歳入配分方式を基本的に継承しつつも、さらにその方式を単純化させている。1975年に公布した「布告第7号」では、連邦政府の取り分とされた輸入税（燃料油・煙草を除く、その他）の65%、消費税（全品）の50%、および陸上鉱区の地代・ロイヤルティーの20%を除いて、全ての歳入が予備会計に組み込まれ、前任者の水平的配分方式と同じく、均等配分と人口数を基準として配分されることになった。

こうして、「前期軍政時代」における歳入配分方式は、幾つかの紆余曲折を経ながらも、連邦政府の取り分を除いて、全ての歳入を「予備会計」に集中化させ、そこから「均等配分」と「人口数」を統一的基準として各州政府に水平的に配分するという、かなり単純な形式に落ち着くことになった。

その理由は、すでに州政府の数が12あるいは19に増加している以上、客観的な統計・資料が採りにくい「国民的利益」、「均等発展」、「同等財政」、「必要性」、あるいは「増収努力」などという基準を採用することは不可能に近かったためであろう。また、連邦政府が「予備会計」を管理している以上、現実の歳入の如何なる割合を同会計に組み込むのか否かについては、連邦政府のいわば「自由裁量」になる。換言すれば、連邦政府の実際の財政収支は「藪の中」ということになる。ここに、その後も含めて、歴代の連邦政権による「構造的汚職」の源泉を読み取ることができよう。

加えて、「石油利潤税」という、連邦政府にとっては最大の財源になりつつあった項目が、過去の全ての歳入配分方式から除外されている。第13表は、1970年代における連邦政府の経常歳入の構造を示したものであるが、同表に見られるように、歳入合計に占める石油利潤税の割合は、すでに1971年に32.8%になっており、1974年には最大値の63.3%を記録し、その後も、おおよそ50%前後を占めている——これに鉱区地代・ロイヤルティー収入（その大半は産油活動から生じている）を加えると、いわゆる「石油収入」は、すでに1970年代半ば頃には、連邦政府歳入の80%前後に達している——。連邦政府にとって、酒類などを除く輸入税の確保に加えて、石油利潤税を確保することこそが、最大の重要事項であった。

なお石油利潤税について、少し付言しておくとして、その法的根拠は、植民地時代の1959年4月に公布された「石油利潤税令」（1959年令第15号）にまで遡ることができる<sup>36)</sup>。当時の算定方式は、大まかに言えば、①原油の本船渡輸出価格を基準として、石油会社の損益勘定が行なわれて「課税対

36) 以下の石油利潤税については、*Petroleum Profits Tax Act, Chapter 354, Laws of Federation of Nigeria 1990*, Abuja, 1<sup>st</sup> January, 2002; *Petroleum Act, Chapter 350, in ibid.*; Oremade, T., *Petroleum Profits Tax in Nigeria*, Ibadan, Evans Brothers (Nigeria Publishers), 1986, pp. 10–12, 23–51; Lawal, K.T., “Taxation of Petroleum Profit under the Nigeria’s Petroleum Profit Tax Act,” *International Journal of Advanced Legal Studies and Governance*, Vol. 4, No. 2, August 2013, pp. 5–6, 15を参照。

第13表 ナイジェリア連邦政府の経常歳入：1970～1978年

(単位：100万ナイラ，%)

	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
1. 直接税	144.4	451.2	624.4	852.9	3,031.6	2,990.2	3,852.4	4,839.8	3,962.3
個人所得税	0.8	n. <sup>3)</sup>	n. <sup>3)</sup>	1.2	11.1	15.9	3.5	3.3	3.3
法人税	45.8	63.0	80.4	75.5	146.1	261.9	222.2	476.9	527.4
石油利潤税	97.6	383.2	540.5	769.2	2,872.5	2,707.5	3,624.9	4,330.8	3,415.7
(%) <sup>1)</sup>	(15.1)	(32.8)	(38.5)	(45.4)	(63.3)	(49.1)	(53.6)	(53.8)	(45.7)
その他	0.2	5.0	3.5	7.0	1.9	4.9	1.8	28.8	15.9
2. 間接税	369.4	491.2	481.1	516.2	498.2	760.6	882.7	1,145.6	1,698.2
輸入税	215.6	284.8	274.4	307.9	328.3	629.3	724.3	964.2	1,436.2
輸出税	41.2	37.8	26.9	12.3	5.5	5.8	6.1	4.2	2.8
消費税	112.6	168.6	179.8	196.0	164.4	125.5	152.3	177.2	259.2
3. 利子・再支払	26.4	36.6	44.8	49.8	127.1	162.7	189.0	266.1	523.6
4. 地代・ロイヤルティー	68.8	127.0	223.8	246.8	854.2	1,564.0	1,740.3	1,749.8	1,238.4
5. その他	24.2	63.0	30.7	29.6	25.4	37.1	101.5	41.1	46.8
合 計	633.2	1,169.0	1,404.8	1,695.3	4,536.5	5,514.6	6,765.9	8,042.4	7,469.3
石油収入計 (%) <sup>2)</sup>	(26.3)	(43.7)	(54.4)	(60.0)	(82.1)	(77.5)	(79.3)	(75.6)	(62.3)

(注) 1) 歳入合計に占める石油利潤税の割合。2) 歳入合計に占める石油利潤税，鉦区地代・ロイヤルティーの割合。  
3) 10万ナイラ以下。

(出所) Central Bank of Nigeria, *Economic and Financial Review*, Lagos, Vol. 13, No. 1, June 1975, p. 73 ; Vol. 17, No. 2, December 1979, p. 88より作成。

象利潤」が算出される，②この課税対象利潤に「石油利潤税」の50%が課税される，③その課税金額から鉦区地代・ロイヤルティーが控除されて政府の収入になる，④鉦区地代・ロイヤルティーについては，原油の本船渡輸出価格を基準として，「石油探査権」，「石油試掘権」，および「石油採掘権」ごとに，一定の課税率が賦課される，というものであった。

その後，この1959年の「石油利潤税令」は，石油会社の損益勘定の算定方式や課税率の変更を含む，度重なる改正を経て今日に至っているが，2012年現在において，ナイジェリア国営石油公社(Nigerian National Petroleum Corporation, NNPC)との「合弁事業契約」の場合では，石油利潤税の税率は陸上油田で85%，沖合油田で50%，また，ロイヤルティーの課税率については，陸上油田が20%，沖合油田では深度に応じて16.2/3～18%になっている。

#### IV 第二共和政時代：1979～1983年

すでに触れたように，1976年2月14日に連邦軍事政権を掌握したオバサンジョ国家元首は，1979年までに民政に移管する方針を進め，1979年10月1日に「第二共和政」が成立した。

以下では，民政移管を見据えて設置された歳入配分検討委員会と，民政移管後の歳入配分政策について見ていきたい。

## 1 アボヤデ専門委員会の発足

オバサンジョ連邦軍事政権が成立して1年半ほど経った1977年7月、O.アボヤデ (Ojetunji Abo-yade) を委員長とする委員会が設置された<sup>37)</sup>。アボヤデは、イフェ大学副学長やイバダン大学経済学部長などを歴任した経済学者であり、その他の委員も全員がナイジェリア人で、経済学者が3名、政治学者が1名、および新聞社の社長が1名、合計で6名という構成であった。歳入配分問題の政治化を回避しようとしたオバサンジョ国家元首が、あえて経済学者を中心とする専門家集団を形成したのであるが、統計的・数量的な考察を期待された同委員会は、「専門委員会」とも呼ばれた。

この「アボヤデ専門委員会」に委託された検討事項は、①人口数、各州間の平等性、均等的発展、地理的特殊性、および国民的利益などに配慮しつつ、既存の歳入配分方式は妥当性を持つのか否かについて検討し、②連邦政府、各州政府、および各地方政府の間での配分方式について、何らかの勧告を行なうこと、であった。

ここで注目されるのは、「地方政府」が歳入配分の対象として、正式に登場してきたことである。北部の伝統的権威機構を含む、各地方の行政改革も長年の懸案事項であったが、1976年8月、オバサンジョ連邦軍事政権によって、①人口数15万～80万人の規模をめどに地方政府を新設し、②その評議会議員は住民の直接選挙によって選出するという「ガイドライン」が出され、同年の秋にかけて同選挙が実施されていた<sup>38)</sup>。ちなみに、後述する「1979年共和国憲法」の「第1スケジュール」第I部「連邦の各州」の欄には、「地域」——これが「地方政府」と考えてよい——の名称が州ごとに掲載されているが、その数は19州の総計で302に達している<sup>39)</sup>。

すでに触れたように、アボヤデ専門委員会は、委託を受けた連邦軍事政権のためではなく、来たるべき第二共和政のために設置された委員会である。そのためであろうか、同委員会は、上記の委託事項の範囲を超えて、既存の連邦制の在り方にまで言及している。その一つは、「連邦政府は、あまりにも中央集権化されすぎている。教育、保健・衛生、農業、住宅などに係わる権限は、各州政府そして各地方政府に戻すべきである」というものである。これは、「1963年共和国憲法」の立場に近いと言えるが、すでに触れたように、第二共和政に向けた憲法草案作成委員会と、それを受けた制憲会議が発足している中であっては、いわば「政治的発言」とも受け取られた。また、当時の各州政府は、その歳入のおよそ80%を連邦政府からの歳入配分に依存していたが、同委員会は、「各州政府の十分な財政の自立化がなければ、連邦主義の基本である財政の自治も危うくなる」として、徴税権の所在の再検討や各域内における独自財源強化の必要性を強調した。

これらを踏まえた上で、アボヤデ専門委員会は、次の様な勧告を行なった。すなわち、①連邦政府が徴税すべき国軍、連邦警察官、外交官、あるいは連邦首都領在住者の個人所得税を除いて、全ての連邦歳入を一つの統合的「一般歳入基金」に集中化させ、②同基金から連邦政府、各州政府、各地方政府、および特別助成会計に垂直的に配分する、③各州政府への垂直的配分については、従来の配分予備会計を改組した新設の「各州共同会計」を通じて行なう、④その後の水平的配分の基

37) 以下の「アボヤデ専門委員会」については、Ikein, A.A. and C.Briggs-Anigboh, *op.cit.*, pp. 143–153; Ekpo, A.H., *op.cit.*, pp. 18–20を参照。

38) Gboyega, A.E. and O.Oyediran, “A View from Ibadan,” in Panter-Brick, K., ed., *op.cit.*, pp. 260, 262を参照。

39) *The Constitution 1979*, 1<sup>st</sup> October, 1979, 1<sup>st</sup> Schedule, Part 1, States of the Federation を参照。

準としては、五つの原則—— (i) 発展機会への平等的アクセス, (ii) 国民統合のための国民的最低水準, (iii) 弾力性・受容性のある能力開発, (iv) 独立的歳入と最低限の徴税努力, および (v) 財政的効率性——を設定する, というものであった。

ここで、まず注目されるのは、「全ての連邦歳入を一般歳入基金に組み込む」というのは、これまでは連邦政府が排他的に独占してきた「石油利潤税」も含まれるという意味である。すでに触れたように、1974年には、この石油利潤税だけで連邦政府経常歳入の63.3%を占めるに至っていたことを考えると、これは画期的な勧告である。第二に、「派生主義」については、「統合化された単一の一般歳入基金を新設する以上、派生主義の原則はそれに入り込む余地がない。また、派生主義は連邦政府による歳入配分の権限を否定するものであり、かつ、国民的統合にとっては害毒以外の何物でもない」として全面否定した。第三に、「人口数」については、「そもそも信憑性に乏しく、何らかの加重調整のない生の数字は、各州政府の財政状態や人々の経済的必要度を計測する物差しにはなりえず、むしろ国家的歳入の配分に関して誤解を生じさせるものである」として否定した。第四に、検討の委託を受けたその他の基準についても、全て否定した。すなわち、「国民的利益および均等的発展については、客観的に分析し、かつ実践的に運用することは不可能である」、「各州間の平等性は、法的・形而上学的概念にすぎない」、「地理的特殊性は、明瞭な概念規定を欠落させている」というのである。

それならば、アボヤデ専門委員会が設定した上記の五つの原則は、如何にして客観的に計測・評価されるのであろうか。この点において、同委員会は、専門家集団としての手腕を発揮した。まず、基本的作業として、「第三次国家開発計画：1975～80年」に盛り込まれた連邦政府および各州政府の予算額を利用しつつ、①「発展機会への平等的アクセス」については、経済部門に対する予算額、②「国民統合のための国民的最低水準」については、社会部門に対する予算額、③「弾力性・受容性のある能力開発」については、各州政府の支出予算額に対する支出実績額、④「独立的歳入と最低限の徴税努力」については、各州政府の経常予算額に対する域内税収額、そして⑤「財政的効率性」については、各州政府の経常予算額に対する官民の個人俸給の推定額を算出することによって、上記5原則の相対的重要度を割り出した。その上で、これらの5原則は同等に重要ではないとして、さらに、各々、0.25, 0.22, 0.20, 0.18, および0.15という加重値を設定した。

こうして、第14表に見られるような歳入配分の比率が決定されたのである。すなわち、「一般歳入基金」からの垂直的配分については、連邦政府が57%、各州共同会計を経由して各州政府が30%、各地方政府が10%、および特別助成会計が3%を受け取るというものである。なお、最後の「特別助成会計」については、連邦政府の管轄下において、産油地域の開発や環境対策のために使用するものとされた——なお、同表における特別基金が、アボヤデ専門委員会では、「特別助成会計」と呼ばれている——。

しかし、この専門委員会の勧告は、オバサンジョ連邦軍事政権によって承認されたものの、制憲会議では拒絶された。その表向きの理由は、「あまりにも専門的・技術的すぎて、一般人はおろか、経済学の専門家でさえ理解できない」というものであったが、オバサンジョ国家元首もアボヤデ委員長も、第二共和政に向けた国内の政治状況——ひと言でいえば、政界内での主導権争いに忙しく、同委員会の勧告などを落ち着いて議論する余裕がなかった——に疎かったのである。



## 2 1979年総選挙とシャガリ文民政権の成立

1978年9月、民政移管に向けて政党活動が解禁されると、実に53もの政党が結成されたが、そのうち登録手続きを行なったのは19政党で、連邦選挙管理委員会によって公認されたのは5政党だけであった<sup>40)</sup>。

これらの5政党とは、①旧 NPC を継承し、フラニ人の S.A.U.シャガリ (Shehu Aliyu Usman Shagari) が主導する、北部保守派のナイジェリア国民党 (National Party of Nigeria, NPN)、②旧 NEPU を継承し、フラニ人のカノが主導する、北部急進派の人民救済党 (People's Redemption Party, PRP)、③旧 NCNC を継承し、東部イボ人のアジキウエが主導する、中道的なナイジェリア人民党 (Nigerian People's Party, NPP)、④NPP から分派して、北部カヌリ (Kanuri) 人の W.イブラヒム (Waziri Ibrahim) が結成した、中道右派の大ナイジェリア人民党 (Great Nigerian People's Party, GNPP)、および⑤旧 AG を継承し、西部ヨルバ人のアウォロウォが主導する、中道左派のナイジェリア統一党 (Unity Party of Nigeria, UPN) である。ここに見られるように、各政党の支持基盤は、大きく北部、西部、および東部に分布しており、民政移管に向けた政治状況は、あたかも独立前後期に逆戻りしたかのようであった。

1979年7～8月に実施された総選挙の結果は、第15表に示した通りであるが、同表に見られるように、連邦上院・下院議会、州知事のいずれの選挙でも北部の NPN、西部の UPN、および東部の NPP の「三大政党」が大半の議席数と州知事を獲得し、そして最後に実際された大統領選挙では、NPN のシャガリが12州において25%以上を得票し、合計で569万票強 (33.8%) を獲得して当選した。

ただし、大統領選挙の結果については、物議を醸し出した。と言うのは、「1979年共和国憲法」の第126条第2項には、大統領選挙における当選の条件として、「(a) 最多得票者であること、および (b) 少なくとも3分の2以上の州で4分の1以上の得票があること」と規定されている<sup>41)</sup>。シャガリは、(a) の最多得票の規定は満たしているものの、4分の1以上の票を獲得した州は12州に留まり、(b) の規定は満たしていないのではないかと、という疑義が生じた。つまり、19州のうちの3分の2以上であるならば、13州になるはずである。このため、連邦選挙管理委員会は対応に苦慮したが、NPN の法律顧問で、後に連邦法務相に就任した R.アキンジデ (Richard Akinjide) が、「19州の3分の2とは、12.2/3州であって、13州ではない」との解釈を示し、連邦選挙管理委員会もこれに同意して、シャガリの当選が決まったのである<sup>42)</sup>。なお、次点は、492万票弱 (29.2%) を獲得した UPN のアウォロウォ、第3位は281万票強 (16.7%) を獲得した NPP のアジキウエであった。こうした選挙結果もまた、ナイジェリアの中央政界では、ハウサ-フラニ、ヨルバ、そしてイボの「三大部族」の権力均衡こそが政治的安定をもたらす、という「三脚理論」が復活したかの如

40) 第二共和政の政治状況については、Joseph, R.A., *op.cit.*, pp. 91-198 ; Falola, T., and J.Ihonvbere, *The Rise and Fall of Nigeria's Second Republic : 1979-84*, London, Zed Books, 1985, pp. 46-80, 206-232 ; Bamisaye, O.A., "Political Parties and National Integration in Nigeria, 1960-1983," in Eleazu, U., ed., *Nigeria : The First 25 Years*, Ibadan, Heinemann Educational Books (Nigeria), 1988, pp. 34-43を参照。

41) *The Constitution 1979*, Chapter VI, The Executive, Part I, Federal Executive, A, The President of the Federation, 126-Election (2)-(a), (b)を参照。

42) Falola, T. and J.Ihonvbere, *op.cit.*, p. 70を参照。

第15表 ナイジェリアの第二共和政における選挙結果：1979～1983年

政党 <sup>1)</sup> 主要支持地域	NPN 北部	PRP 北部	GNPP 北部	NPP 東部	UPN 西部	NAP 西部	合計
1. 1979年総選挙							
連邦上院議会	36	7	8	16	28	—	95 <sup>4)</sup>
(%)	(37.9)	(7.3)	(8.4)	(16.9)	(29.5)	(—)	(100.0)
連邦下院議会	168	49	43	78	111	—	449 <sup>4)</sup>
(%)	(37.4)	(10.9)	(9.6)	(17.4)	(24.7)	(—)	(100.0)
州知事	7	2	2	3	5	—	19
(%)	(36.8)	(10.5)	(10.5)	(15.9)	(26.3)	(—)	(100.0)
大統領 <sup>2)</sup>	12	2	3	3	6	—	26
(%) <sup>3)</sup>	(33.8)	(10.3)	(10.0)	(16.7)	(29.2)	(—)	(100.0)
2. 1983年総選挙							
大統領 <sup>2)</sup>	16	1	0	4	7	0	28
(%) <sup>3)</sup>	(47.3)	(4.1)	(2.5)	(13.9)	(31.0)	(1.2)	(100.0)
州知事	12	1	0	2	4	0	19
(%)	(63.1)	(5.3)	(0.0)	(10.5)	(21.1)	(0.0)	(100.0)
連邦上院議会	61	5	1	13	16	0	96 <sup>4)</sup>
(%)	(63.5)	(5.2)	(1.0)	(13.5)	(16.8)	(0.0)	(100.0)
連邦下院議会	264	41	0	48	33	0	386 <sup>4)</sup>
(%)	(68.4)	(10.6)	(0.0)	(12.4)	(8.6)	(0.0)	(100.0)

(注) 1) NPN：ナイジェリア国民党，PRP：人民救済党，GNPP：大ナイジェリア人民党，NPP：ナイジェリア人民党，UPN：ナイジェリア統一党，NAP：ナイジェリア進歩党。2) 得票率25%以上の州の数。3) 全体の得票率。4) 空席・不明を除く。

(出所) (1) Falola, T. and J.Ihonybere, *The Rise and Fall of Nigeria's Second Republic, 1979-84*, London, Zed Books, 1985, pp. 220-223.

(2) Joseph, R.A., *Democracy and Prebendal Politics in Nigeria, : The Rise and Fall of the Second Republic*, Cambridge, Cambridge University Press, 1987, pp. 125-127より作成。

くであった。

### 3 1979年共和国憲法とオキグボ委員会の発足

まず、「1979年共和国憲法」における、歳入配分問題に係わる条項を拾ってみると、第1章「全般的規定」第2部の第7条において、「地方政府」制度が本憲法によって保証されることが謳われ、すでに触れたように、「第1スケジュール」第1部「連邦の各州」の欄には、その具体的な302の「地域」名が記載されている。連邦政府・州政府・地方政府という「三層構造」が憲法上において正式に規定されたのである。

徴税権に関しては、「第2スケジュール」第1部「排他的立法権のリスト」において、連邦政府が権限を掌握する項目として、「関税および消費税」（第15項目）、「輸出税」（第22項目）、「印紙税」（第57項目）、および「本憲法が定める以外の所得税」（第58項目）が記載され、他方、第37項目に

は「原油・天然ガスを含む鉱業」が謳われている。「石油利潤税」とは明記されていないものの、連邦政府が鉱業開発に係わる権限を有する以上、石油利潤税、鉱区地代・ロイヤルティー、および諸手数料などの、税率の設定や徴税権は持つと解釈することができよう。各州政府の徴税権については、第2部「随伴立法権リスト」の第7項目(a)において「会社を除く個人の所得・利潤」、同(b)において「印紙税」が記載されている。従って、「法人税」は連邦政府が徴税し、「印紙税」は連邦政府と各州政府が——派生主義に従って——徴税・留保するものと解釈できよう。

歳入配分については、第6章「行政」第I部「連邦行政」C「公的歳入」の第149条(1)において、「『連邦会計』と呼ばれる特別会計を維持し、国軍、連邦警察官、外務省職員、および連邦首都領在住者の個人所得税を除き、全ての連邦歳入がこの連邦会計に組み込まれる」と規定されている。また、同条(2)において、「連邦会計の資金は、国会の承認を経た上で、連邦政府、各州政府、および各地方政府に配分される」ことが規定されている。

ここに見られるように、歳入配分問題に係わる憲法上の諸規定は、その基本的構造において、上述のアボヤデ専門委員会の勧告とおおよそ同一である。それ故、如何なる基準に基づき水平的配分を行なうのか、という点が問題になる。

そのため、シャガリ大統領は、早くも1979年11月にP.N.C.オキグボ(Pius Nwabufo Charles Okigbo)を委員長とする委員会を発足させた<sup>43)</sup>。オキグボ委員長は、前述の憲法草案作成委員会・制憲会議の主要メンバーでもあり、同委員会は、彼を含む3名の経済学者と高級官僚、行政官の合計7名から構成されていたが、その中の1名は、初めて産油地域の少数部族出身者から選任された。シャガリ大統領から「分かり易い」勧告を行なうよう強く要請された同委員会は、別名「大統領委員会」とも呼ばれた。

この「オキグボ委員会」が大統領から委託された検討事項は、上述の「1979年共和国憲法」の諸規定を踏まえつつ、「国民的利益」、「派生主義」、「人口数」、「均等的発展」、「公平な配分」、および「各州の均等性」などの観点から既存の歳入配分方式案——つまり、「アボヤデ専門委員会」の勧告案——を見直すことであった<sup>44)</sup>。

オキグボ委員会が従来の委員会と大きく異なる点は、シャガリ大統領の意向を受けて、広範な世論の意見を求めたことである。同委員会は、19州の全ての州都と連邦首都領において公聴会を開いたが、「広範な世論」には、連邦政府、州政府、地方政府に加えて、法曹界や大学人、民間企業人、部族団体、個人など、字義通り広範囲な世論を含んでいた。同委員会に文書で寄せられた意見を含めて、その3分の2は、産油地域のクロス・リヴァー、リヴァーズ、およびベンデルの各州からの意見であったという<sup>45)</sup>。産油州の住民の大半は少数部族であるが、とりわけ軍事政権下では、彼らの意見・要求はほぼ無視され続けてきた。彼らは、民政下でのシャガリ政権とオキグボ委員会に希望を託すと同時に、長年の不満をぶつけてきたのである。

---

43) オキグボは、本稿で参照した *Nigerian Financial System : Structure and Growth*, Harlow, Longman, 1981の著者でもある (*Ibid.*, p. 173を参照)。

44) 「1979年共和国憲法」の第8章「連邦首都領および一般的補足規定」第3部「移行規定および保留」の第272条に、移行措置として「新たな歳入配分方式が決定されるまでの間は、既存の方式が適用される」と規定されており、このため、1979年4月以降の予算案も既存の「アボヤデ専門委員会」の勧告案に基づいて作成されている (*RMAFC, Report of Revenue...*, Chapter 3, p. 17を参照)。

45) Ikein, A.A. and C.Briggs-Anigbo, *op.cit.*, p. 166参照。

第16表 オキグボ委員会に対する要望：1980年

州	歳入配分比率 (%)				歳入配分基準 (%)			備考		
	連邦政府	州政府	地方政府	特別基金	人口数	3 基準 <sup>1)</sup>	その他 <sup>2)</sup>	支持政党 <sup>3)</sup>	人口数 <sup>4)</sup>	面積 <sup>5)</sup>
1. 連邦政府	70	20	10	—	60	40	—	NPN		
2. 北部										
ソコト <sup>6)</sup>	50	40	10	—	50	50	30	NPN	4.5	36.3
カドゥナ	40	40	15	5	40	25	35	NPN	4.1	68.9
パウチ	45	40	15	—	25	75	—	NPN	2.4	66.5
ベスエ	45	40	10	5	25	12.5	62.5	NPN	2.4	47.8
クワラ	50	38	12	—	40	50	10	NPN	1.7	60.4
ナイジャー <sup>6)</sup>	40	45	10	5	—	15	75	NPN	1.2	75.0
ボルノ <sup>6)</sup>	40	50	10	—	20	25	50	GNPP	3.0	116.6
ゴンゴラ	40	40	15	5	—	50	50	GNPP	2.6	99.7
カノ	40	40	15	5	75	15	10	PRP	5.8	42.6
ブラトー	40	35	10	15	20	65	15	NPP	2.0	20.8
3. 西部										
オヨ	30	57	10	3	70	10	20	UPN	5.2	18.0
オンド	30	60	10	—	20	45	35	UPN	2.7	13.4
ベンデル	28	55	15	2	40	60	—	UPN	2.5	39.0
オグン	40	50	10	—	20	50	30	UPN	1.6	16.4
ラゴス	40	50	10	—	30	30	40	UPN	1.4	14.7
4. 東部										
クロス・リヴァー	50	40	10	—	40	40	20 <sup>7)</sup>	NPN	3.5	27.8
リヴァーズ	45	45	10	—	25	25	50 <sup>7)</sup>	NPN	1.7	15.2
アナムブラ	40	45	10	5	50	50	—	NPP	3.6	17.0
イモ	40	40	12	8	70	30	—	NPP	3.7	12.9

(注) 1)人口数, 派生主義, 均等配分。2)1963年センサスにおける人口密度の他に, 必要性, 地理的規模, 均等の発展を含む。3)1979年総選挙で当選した州知事の所属政党。NPN:ナイジェリア国民党, GNPP:大ナイジェリア人民党, PRP:人民救済党, NPP:ナイジェリア人民党, UPN:ナイジェリア統一党。4)1963年センサスの人口数で単位は100万人。5)単位は1,000km<sup>2</sup>。6)配分基準の合計が100%を超えている, または100%に満たないが, 原典のまま。7)派生主義だけの比率。

(出所) Ikein, A.A. and C.Briggs-Anigboh, *op.cit.*, pp.169, 173より作成。

広範な意見という点では, シャガリ連邦政権自身もやや露骨な要求をしてきた。その主張は, おおよそ以下の様である。すなわち, 「中央政府として, 国家統合の重い責任を負っている。その責任を果たすためには, 道路, 電力, 航空などのインフラストラクチャーの拡充が必要であり, また, 対外債務も抱えている。しかるに, 連邦政府は何ら独自の財源も持っていない。それ故, 『連邦会計』から連邦政府への垂直的配分の比率としては, 70%が妥当である」と。これに対しては, 第16表に見られるように, 多くの州知事は, 連邦政府の取り分は40~45%が妥当であると考えていた。また, 水平的配分の基準としては, 人口数の多いカノ, オヨ, およびイモなどの州知事は, 「人口数」に70~75%を充当すべきであると主張し, 他方, 産油州のリヴァーズ, クロス・リヴァーの州知事は, 20~50%という, 大幅な「派生主義」の採用を要求している。なお, 各地方政府への垂直

的配分の比率については、連邦政府を含めて、多くの州知事が10～15%が妥当であると考えていた。

いずれにせよ、各州政府間および各地方政府間における水平的配分の基準については、ここでもまた、①人口数、②均等配分、および③派生主義が論争の焦点になった。シャガリ政権自身は、その適用の簡易性と概念の簡明性から、人口数に60%、均等配分に40%の配分が望ましいと考えていたが、他方では、連邦会計の3%分は、派生主義に基づき産油州に充てるべきとも考えていた。また、各州知事は、その配分比率はともあれ、これら三つの基準を採用すること自体には賛同していた。

こうした広範な意見を踏まえた上で、結局のところ、オキグボ委員会は、前掲第14表に見られるような勧告を行なった<sup>46)</sup>。すなわち、①連邦会計からの垂直的配分については、連邦政府に53%、各州政府に30%、各地方政府に10%、および特別基金に7%を配分する、②州政府間、および地方政府間での各々の水平的配分については、均等配分に0.4、人口数に0.4、社会開発に0.15、および域内増収努力に0.05の加重値を設定する、というものである。「人口数」の基準には1963年センサスの数字を用い、「社会開発」を計測する物差しには小学校の就学率、また、「域内増収努力」の物差しには、総歳出に占める域内歳入の比率が適用された。

他方、垂直的配分の根拠としては——他には適切かつ正確な統計がないという理由から——、1976/77～79/80年度の4年間における、各行政単位の歳出に占める年金・恩給支給額の比率が利用された。それによると、連邦政府が60～62%、各州政府が36.2～37.1%、そして各地方政府が3.2～3.3%であったが、これに政治的配慮を加えて、上記の配分比率が算出された。また、「特別基金」については、7%の配分のうち、連邦首都領の整備費に2.5%、産油地域（クロス・リヴァー、リヴァーズ、イモ、ベンデル、およびオンドの5州）の開発費に2%、環境対策費に1%、および歳入均等化基金に1.5%が割り当てられた。

ここに見られるように、オキグボ委員会は、水平的配分の基準として派生主義を採用しなかった。だが、当然にも、産油州はこれに反対した。その主たる理由は、①派生主義は健全かつ進歩的な原則であり、過去にそれを否定したのは、唯一、アボヤデ専門委員会だけである、②非産油州も中央政府からの歳入配分を通して石油収入の恩恵を受けている以上、産油州に何らかの優先権を認めないのは不公平である、③土地の所有者として、鉱区の地代やロイヤルティーの受取りを請求するのは、法的にも認められる、そして④産油州は深刻な環境破壊の被害を受けており、その補償費を追加的に受け取るのは、当然の権利である、というものであった。これに対して、北部諸州を中心とする反対派は、「全ての歳入は、その派生・出自に係わりなく、全てのナイジェリア人のものである。派生主義は、連邦制の原則、国民的利益、全体的な政治・社会発展の妨げになる」と主張した。

この「派生主義」に係わる論争は——これまでも見てきたように——、過去、そして現在に至るまで続いているが、オキグボ委員会は、上述の「特別基金」の運用によって、この問題をともかくも解決しようとしたと思えるのである。この点について、「1979年共和国憲法」との関連性を補足しておくとして、同憲法の第6章「行政」第I部「連邦行政」A「公的歳入」の第150条において、「第2スケジュール第II部のD項目については、派生主義に基づき、当該州に配分される」と規定されている。このD項目とは、すでに触れた「随伴立法権リスト」の第7項目(a)「会社を除く個人の所得・利潤」、および(b)「印紙税」を指している。換言すれば、産油州の鉱区地代・ロイヤル

46) なお、これ以外の重要な勧告としては、歳入配分を検討する恒常的な委員会の設置が挙げられる(*Ibid.*, p. 180を参照)。

ティーに係わる言及がない。このため、オキグボ委員会は、鉱区地代・ロイヤルティーを派生主義に基づいて当該州に配分することは憲法に抵触する、とも考えていた。

#### 4 シャガリ大統領による修正案と国会論争

さて、オキグボ委員会の勧告案を受け取ったシャガリ連邦政権は、同勧告の全体的な骨子については承認したものの、幾つかの点で重要な修正を加えた。すなわち、前掲第14表に見られるように、まず、①各地方政府への配分を10%から8%に削減し、連邦政府の取り分を53%から55%に増加させた。他方では、②特別基金の運用において、派生主義を一部、復活させた。すなわち、同基金が受け取る7%のうち、3.5%分は派生主義に基づいて産油地域に配分され、さらに、この3.5%分のうちの2%は産油州に直接配分し、残りの1.5%は、特別機関によって管理される産油地域開発基金に組み込む、というものであった。なお、この特別基金には、この他に環境対策費1%、および連邦首都領の整備費2.5%が含まれている。

この修正案は、1980年にシャガリ政権の「白書」という形で公表されたが、すぐさま大きな批判を呼んだ<sup>47)</sup>。前掲第16表で触れたように、大半の州知事は連邦政府の取り分は40~45%が妥当であると考えていたが、それが55%というのは如何にも多すぎる、という批判である。このため、シャガリ政権は、今度は特別基金への配分を7%から2.5%に削減して、各州政府の取り分を30%から34.5%に増加させるという形で再修正を行ない、1980年11月に「歳入（連邦会計等）配分法」として国会に提出した。ところが、各州政府の取り分の34.5%の中には産油地域の開発費2%と環境対策費1.5%、合計3.5%が含まれていたため、とりわけ非産油州が猛烈に反対した——なお、特別基金の2.5%は、連邦首都領の整備費のみに充当される——。そこで連邦下院議会は、逆に、「①連邦政府に50%、各州政府に40%、および各地方政府に10%の配分を行なう、②連邦政府の取り分の50%の中には、連邦首都領の整備費2.5%と環境対策費1%を含む」という修正案を提出してきた。ところが、この連邦下院議会の修正案に対しては、連邦上院議会から異論が相次いだ。そこで、シャガリ連邦政権は、上・下両院議員の各々12名から構成される「合同財政委員会」を発足させて、両院の調整に当たらせることになった。合同委員会では——これまでの論争とほぼ同様であるが——、派生主義の取扱い、換言すれば、産油地域の経済的開発や深刻化する環境問題への対応策、そして連邦会計からの垂直的配分の比率などを巡って激しい論争が行なわれた。1981年2月、同合同委員会で投票が行なわれた結果、連邦上院案が無修正のまま、13対11で可決された。賛成した13名は全員が北部の出身者で、所属政党はNPN、PRP、およびGNPPであった。他方、反対に回った11名の出身地は西部、東部、および北部に互っており、所属政党はUPN、NPP、およびGNPPであった。

この可決された合同財政委員会の原案は、前掲第14表に示した通りであるが、①連邦政府に58.5%、各州政府に31.5%、各地方政府に10%を配分する、②連邦政府の取り分の58.5%には、連邦首都領の整備費2.5%と環境対策費1%、合計3.5%を含む、③各州政府の取り分の31.5%には、派生主義に基づく産油地域の開発費5%を含み、そのうち、2%を産油州に直接配分し、3%を産油地域開発基金に組み込む、④水平的配分の基準としては、均等配分に0.5、人口数に0.4、土地・地勢に係わる社会開発に0.1の加重値を設定する、というものであった。

47) 以下の国会論争については、*Ibid.*, pp. 180-208を参照。

合同財政委員会の原案は、すぐさまシャガリ大統領の元に送られ、彼が署名した3日後に、「1981年歳入（連邦会計等）配分法」として成立した。ところが、この法案に対しても、またもや、賛否両論が続出した。とりわけ、連邦政府の取り分が58.5%であるのに対して、各州政府の取り分は——産油地域の開発費5%を除くと——惨めにも実質26.5%にすぎないことに、多くの批判が集中した。例えばUPN党首のアウォロウォは、「この法案はUPN支配下の諸州の財政を不具にするものである」と強く批判した。ただし、その一方で、同じUPN所属でも、産油州のベンデルおよびオンドの各州知事は、派生主義に基づく5%分の歳入配分が含まれていることには満足した。

こうした中で、この「1981年歳入（連邦会計等）配分法」の成立手続きそれ自体が、そもそも「憲法違反」ではないのか、という議論が生じてきた。すなわち、すでに触れたように、「1979年共和国憲法」の第149条(2)には、「連邦会計の資金は、国会の承認を経た上で、連邦政府、各州政府、および各地方政府に配分される」ことが規定されている。とすれば、歳入配分に係わる案件の立法権は国会が有しているのであって、そもそも「合同財政委員会」の結論が直接、大統領に提案され、国会の審議も経ずに立法化され、かつ施行されるのは明白な憲法違反である、という疑義が沸き起こったのである。加えて、同委員会の議長が最初から投票に加わったのも、不公正な議事運営手続きであると告発された。

これに対して、シャガリ大統領側は、この法案はそもそも「貨幣に係わる法案である」という解釈を行なった上で、「合同財政委員会の設置は、『1979年共和国憲法』の第58条第3項に規定されている。また、第55条第3項には、合同財政委員会で決定された法案は大統領に送られると規定されており、憲法違反ではない」と反論した<sup>48)</sup>。

この憲法解釈論争は、ベンデル州知事を筆頭として、19州のうちの反NPN派の12州の知事がシャガリ大統領を告発して、法廷闘争に持ち込まれた。シャガリ大統領側は、「この問題は行政権に係わるものであり、司法は介入すべきではない」と圧力をかけたが、1981年10月、連邦最高裁判所は、裁判官7名全員の一致をもって、「『1981年歳入（連邦会計等）配分法』は憲法違反であり、法的根拠を持たない」との判決を下した。

その後、改めて、24名の委員からなる「合同財政委員会」が設置され、再度の投票が行なわれた結果、11対11の同数となった（1名が欠席）。同委員会の議長を務めた、北部ベヌエ州出身のNPN党员で上院議員のA.エブテ（Ameh Ebute）の決裁によって、委員会としての原案が成立した。同案は、連邦上・下両院に送られて審議された後、シャガリ大統領の署名を経て、1982年1月22日——オキグボ委員会の勧告案が提出された1981年11月から数えて、およそ2ヵ月も時間を費やし——、前掲第14表に見られるような「1982年歳入（連邦会計等）配分法」が正式に成立したのである。

この1982年法と、最高裁の判決によって無効とされた1981年法案とを比較してみると、連邦政府の取り分は実質55%で変わらず、各州政府の取り分は35%に増やされたものの、その中に派生主義に基づく産油地域の開発費3.5%（うち、2%を産油州に直接配分し、1.5%を産油地域開発基金に組み込む）、連邦首都領の整備費2.5%、および環境対策費1%、合計7%分を含んでいるので、実質的には、26.5%から28%に増えたにすぎない。各地方政府の取り分は、10%で変わっていない。また、水平的配分の基準としては——1980年12月に提案された連邦下院議会案と同様であるが——、均等配分に0.4、人口数に0.4、普通教育の拡充を含む社会開発に0.15、および域内増収努力に0.05

48) これらの諸規定については、*The Constitution 1979*, Chapter V, The Legislature, Part 1, National Assembly, 55-(3), 58-(3)を参照。

という加重値が設定された。

## 5 1983年総選挙と第二次シャガリ文民政権の成立

さて、シャガリ政権の4年間の任期満了を控えて政党活動が開始されると、1979年総選挙を戦った前述の五つの政党の他に、ナイジェリア進歩党（Nigeria Advance Party, NAP）が加わって、六つの政党が出揃った。NAPは、ラゴス出身の法律家・実業家であるT.ブレイスウエイテ（Tunji Braithwaite）によって1978年9月に結成されたが、1979年総選挙では、連邦選挙管理委員会からは公認されなかった政党である。同党は、ヨルバ地域における反UPN政党としてNPNの支援を受けている右派に属するが、その政治組織は曖昧とも言われていた。それなのに、何故か今回は、連邦選挙管理委員会から公認された。

1983年8～9月に実施された総選挙の結果は、前掲第15表に見られる通りであるが、それはまた、ナイジェリアの政治的対立をさらに深めることになった。まず、プラト州を唯一の例外として、いずれの州においても有権者<sup>49)</sup>数の大幅な水増しが行なわれた。第17表に見られるように、有権者数は、1979～83年のわずか4年の間に、総計で4,740万人から6,530万人へと1,790万人（増加率は37.8%）も増加している。州知事が所属する政党別で見ると、与党のNPNが支配する北部ベヌエ州では105万人から240万人へ、および東部リヴァーズ州では140万人から301万人へと2倍以上に増加し、北部カドゥナ州でも340万人から674万へとほぼ倍増している。また、PRP配下の北部カノ州では、510万人から760万人へ49%増えている。仮に人口増加率を年に3%とすると、4年間の増加率では12.6%になるので、こうした有権者数の激増は、通常では考えにくい。1983年総選挙を控えて、与野党を問わず、大半の州で有権者数の大幅な「水増し」操作が行なわれた、と言わざるを得ないであろう。

また、1983年総選挙では、1979年総選挙とは逆の順番で、すなわち大統領選挙、各州知事選挙、連邦議会選挙、および各州議会選挙の順で実施された。こうした選挙日程の変更は、シャガリ大統領の再選は確実と見込んだNPNが他の選挙での「バンドワゴン効果」を狙ったものとして、他の政党からは強く批判された。選挙結果の信憑性をいまは問わないとすると、NPNは、大統領選挙では、16州において25%以上の得票と投票総数の47.3%を獲得し、すでに触れた「1979年共和国憲法」上の規定を満たして、シャガリ大統領の再選を決めた。その後も、NPNは、19州のうちの12州で知事選挙に勝利し、また連邦上院議員選挙では96名中61名（63.5%）、同下院議員選挙では386名中264名（68.4%）を獲得して——空席・不明を除く——、「地滑りの」大勝を収めた。

しかし、この1983年選挙は、与党のNPN、連邦選挙管理委員会、および警察権力の三者の馴合

49) 「1979年共和国憲法」の第5章「立法」第I部「国会」D「国会議員の選挙」第71条(2)において、18歳以上のナイジェリア市民（つまり男女）が選挙権を有することが規定されている。ちなみに、被選挙権については、連邦上院議員が30歳以上、同下院議員が21歳以上、州知事と大統領が35歳以上の男女である。*The Constitution 1979*, Chapter V, The Legislature, Part I, National Assembly, C, Qualifications for Membership of National Assembly and Right of Attendance, 61–Qualifications for Election ; D, Elections to National Assembly, 71–Direct Election and Franchise ; Chapter VI, The Executive, Part I, Federal Executive, A, The President of the Federation, 124–Election of the President ; Part II, State Executive, A, The Governor of a State, 164–Election of Governor を参照。

第17表 ナイジェリアの総選挙における有権者数：1979～1983年

州	支持政党*	地域	有権者数 (100万人)			
			1979年選挙	1983年選挙	増減	増加率 (%)
ベスエ	NPN	北部	1.05	2.40	1.35	128.6
リヴァーズ	NPN	東部	1.40	3.01	1.61	115.0
カドゥナ	NPN	北部	3.40	6.74	3.34	98.2
クロス・リヴァー	NPN	東部	2.40	3.36	0.96	40.0
ソコト	NPN	北部	3.70	5.12	1.42	38.4
バウチ	NPN	北部	2.08	2.68	0.60	28.9
ナイジャー	NPN	北部	1.04	1.28	0.24	23.1
クワラ	NPN	北部	1.08	1.31	0.23	21.3
ベンデル	UPN	西部	2.30	3.15	0.85	37.0
オンド	UPN	西部	2.40	3.06	0.66	27.5
ラゴス	UPN	西部	1.80	2.23	0.43	23.9
オグン	UPN	西部	1.60	1.85	0.25	15.6
オヨ	UPN	西部	4.50	5.14	0.64	14.2
アナムブラ	NPP	東部	2.60	3.53	0.93	35.8
イモ	NPP	東部	3.40	4.52	1.12	32.9
プラトー	NPP	北部	1.60	1.54	-0.06	-3.8
ゴンゴラ	GNPP	北部	2.20	2.96	0.76	34.6
ボルノ	GNPP	北部	2.70	3.58	0.88	32.6
カノ	PRP	北部	5.10	7.60	2.50	49.0
連邦首都領	—	—	—	0.21	—	—
合計	—	—	47.40	65.30	17.90	37.8

(注) \*1979年総選挙で当選した州知事の所属政党。NPN：ナイジェリア国民党，UPN：ナイジェリア統一党，NPP：ナイジェリア人民党，GNPP：大ナイジェリア人民党，PRP：人民救済党。

(出所) Falola, T. and J.Ihonvbere, *op.cit.*, p. 209より作成。

いの下で実施されたことは周知の事実とされ、ナイジェリア労働者会議 (Nigerian Labour Congress, NLC) のある幹部によれば、NPNのみならず、「全ての政党が不正を行なった」という<sup>50)</sup>。とりわけ、州知事選挙では、選挙結果のおよそ60%が訴訟に持ち込まれ、その中でも、NPNとNPPおよびUPNが接戦を演じた東部のアナムブラ、西部のオンドとオヨの各州では、選挙結果が二転三転した<sup>51)</sup>。また、選挙期間中に合わせて50名の死者を出したと言われたオンド、オヨ両州では、連邦上・下両院選挙が延期されている<sup>52)</sup>。

50) Falola, T., and J.Ihonvbere, *op.cit.*, pp. 221-222を参照。

51) 例えば、アナムブラ州の知事選挙では、当初、NPNの候補者が当選したと発表されたが、これを不服としたNPP側が訴訟に持ち込み、州裁判所はNPP候補者の逆転当選を決定した。ところが、連邦裁判所はその判決を覆し、元のNPN候補者の当選が確定した。*Africa Research Bulletin : Political, Social and Cultural Series*, Vol. 20, No. 9, October 1983, p. 6875 ; No. 10, November 1983, p. 7005を参照。

こうして、1983年の総選挙は、文民政権の長期安定化への出発点としてではなく、逆にナイジェリアの分断化を強める結果に終わった。それは、シャガリ文民政権の政治腐敗を象徴する出来事として、後述する軍部介入の大きな口実を与えることになったのである。

## V 後期軍政時代：1984～1999年

シャガリ第二次連邦政権の成立後、わずか3ヵ月も経ない1983年12月31日に独立後第5回目の軍事クーデターが勃発し、北部カドゥナ州出身のハウサ人でイスラーム教徒のM.ブハリ（Muhammadu Buhari）陸軍少将が連邦軍事政権を掌握して、シャガリ大統領は追放された。そして、1985年8月27日には、北部のナイジェー州出身で同じくハウサ人のイスラーム教徒である、ババンギダ陸軍少将による同第6回目の軍事クーデターが発生して、ブハリが追放された（前掲第9表を参照）。

何故に、この時期に軍事クーデターが続いたのであろうか。以下では、歳入配分問題を考察する前に、当時の政治状況、陸軍内部の権力構造、および「石油グラット」下の経済状況について、おおよそ見ておきたい。

### 1 シャガリ大統領による南北融和策

すでに触れたように、「1979年共和国憲法」の第126条第2項には、大統領当選の条件として、「(a) 最多得票者であること、および (b) 少なくとも3分の2以上の州で4分の1以上の得票があること」と規定されている。このため、シャガリ大統領にとっては、NPNが北部イスラーム教徒保守派の「地域政党」から、「全国的政党」に脱皮する必要がある。そこで彼は、党勢拡大の戦略として、党、政府機関、議会内の主要ポストに、部族・地域間の均衡を保つ「ゾーン・システム」を採用していた。すなわち、全国を北部、西部、東部、および少数部族地域の4ブロックに分けて、国政レベルでは党首、大統領、副大統領、連邦上・下両院議長、および同副議長のポスト、州政レベルでは、知事、副知事、州議会議長、および同副議長のポストに、各ブロックの出身者を選任するという政策である。

北部のイスラーム教徒を中心とする陸軍指導部は、こうした北部色を薄めるNPNによる部族・宗教の融和策に対しては、かねてから不満の意を表明していた。加えて、1983年総選挙前のNPN全国大会において、次期の1987年総選挙には南部出身者を大統領候補にするとの決議を行っていたが、これはまさに、陸軍指導部の神経を逆なでにするものであった。

他方では、北部の拠点の一つであるカノ州の知事選挙において、1979年総選挙に引き続き、NPNが急進・左派のPRPに敗北したことも、陸軍指導部の不評を買った。PRPは、北部諸州において、反封建制キャンペーンの下で都市労働者や農民層を組織化しつつ急進的な改革を実施しようとしていたが、このPRPの存在は、イスラームの保守的な支配層にとって大きな脅威になろうとしていた。イスラームの支配層と利害関係を共にする陸軍指導部が、NPNが北部諸州を完全制圧できな

52) とりわけ、反NPN派勢力の強かった西部のオンド、オヨ、オグン、東部のアナムブラ、イモ、および北部のカノの各州では、合計1,000名が殺害され、2,000名が投獄されたとも言われている。Ekwe-Ekwe, H., "The Nigerian Plight : Shagari to Buhari," *Third World Quarterly*, Vol. 7, No. 3, July 1985, p. 616を参照。

かったことに、ある種の危機感を抱いたとも思われる。

こうして、NPNと陸軍指導部との間には、ともにその出自を北部のイスラームに置きながらも、前者が政党の論理から全国的政党に脱皮しようとするほど、後者の反発を買うという政治状況が存在していた。この政治的バランスが、後述するような「石油グラット」による石油収入の激減と対外債務の増大という経済危機下で、「不正選挙」を契機に一気に崩壊したと考えられるのである。

## 2 軍事クーデターと反クーデターの勃発

すでに触れたように、1983年12月31日の深夜から翌日の未明にかけてクーデターが勃発し、ブハリ陸軍少将が翌1984年1月3日に国家元首・最高軍事評議会議長・全軍最高司令官に就任した。彼は、シャガリ文民政権時代の蔓延する政治腐敗、経済政策の失敗、そして1983年総選挙時の不正などを強く批判したが、この「新年のクーデター」は国民の広範な支持を得て歓迎されたと言われている<sup>53)</sup>。

ところが、その後2年も経ない1985年8月27日、ババンギダ陸軍少将によるクーデターが勃発している。同8月30日に全軍統治評議会議長・全軍最高司令官に就任したババンギダ新国家元首は、同日夜の国営ラジオ・テレビ放送を通じて、政権交代の理由をおおよそ次の様に述べている。すなわち、「政治汚職と経済危機の只中であつた1983年12月当時、ブハリ政権の誕生が大多数の国民の歓迎を受けたことは確かである。しかるに、その後、何らの根本的な改革も実施されておらず、国民の希望は失望に変わった。今回、我々が介入したのは、経済政策の失敗や無責任な官僚・政治指導部の存在故に、大衆の生活水準がもはや耐えがたいまでに悪化しているからである。債務返済比率が44%というのは異常である。我々は、1983年8月以降行き詰っているIMFとの交渉の打開策を探るつもりである。我々の提言とは逆に、ブハリ陸軍少将は非妥協的な態度に固執し、また、T. イディアグボン (Tunde Idiagbon) 陸軍少将は、私的利益のために、その全軍最高司令部参謀総長の地位を悪用した。強大で統一化された国家建設に向けて、我々は力を結集せねばならない」と。

この演説で明らかのように、同クーデターはいわゆる「パレス・クーデター」であり、その大義名分は経済危機の打開にあつた。

前回の1983年クーデターの時、ババンギダ陸軍少将が最高軍事評議会の議長に選任されるだろうとの観測もあつたが、結局はブハリ陸軍少将がその座に就いた。加えて、このブハリ連邦軍事政権内において、ババンギダ陸軍少将が発言する機会は少なかつたと考えられる。例えば、最高軍事評議会の下には内閣に相当する連邦執行会議が設置されたが、その構成員は18名の連邦各省大臣以外は、国家元首たるブハリ陸軍少将と首相の任務を執行したと思われるイディアグボン陸軍准将 (当時) に限られていた。また、各州行政を統括する全州会議には、ババンギダ陸軍少将も陸軍司令官として参画はしたものの、ここでも議長はブハリ国家元首であり、彼の補佐役はイディアグボン陸軍准将であつた。換言すれば、政権内部の実権はかなりの程度、ブハリ国家元首とイディアグボン陸軍准将に集中しており、ババンギダ陸軍少将にとっては、両者の追放こそが必要であつた。

53) 1983年クーデターに対する国民のこうした反応については、“Nigeria’s December 31 Coup,” *West Africa*, London, No. 3464, 9<sup>th</sup> January, 1984, pp. 51, 53-57; “Nigeria’s Coup,” *New African*, London, No. 197, February 1984, pp. 11-14, 16-20を参照。

ブハリ政権時代の最高軍事評議会の19名のメンバーのうち、陸・海・空の三軍の司令官と国防相の要職を含む13名が留任（異動を含む）しており——上述の演説に加えて——、ここから判断しても、1985年クーデターが「パレス・クーデター」であったことは明らかであろう<sup>54)</sup>。

### 3 「石油グラット」と経済危機

さて、すでに触れたように、ナイジェリア原油の輸出は、日産5,100バレル、バレル当たり2.01ドルの価格水準で1958年に開始されたが、その後、早くも1965年には同26万5700バレル、1億3600万ナイラに達して輸出総額の25.2%を占め、ココアを抜いて輸出第1位に躍り出た。第18表に見られるように、産油量はビアフラ戦争後にさらに激増し、1974年には日産225万6000バレルに達してリビアを抜き、アフリカ第1位、世界第7位になった。ナイジェリアは、1971年4月に国营石油公社 (Nigerian National Oil Corporation, NNOC) を設立し<sup>55)</sup>、また同年7月には OPEC に加盟していたが、ナイジェリア原油「ボニー・ライト」の価格は、1973年10月および1979年4月の大幅引上げを経て、1981年1月には過去最高水準のバレル当たり40.02ドルに達した。

だが、1973年10月に勃発した第四次中東戦争を契機とする、OPEC の資源ナショナリズムを通じた高価格政策は、1973年秋以降に「第一次石油ショック」を、さらに、1979年2月に勃発したイラン革命を契機とする再度の原油価格の大幅引上げは、1980年代前半に「第二次石油ショック」を生じさせ、世界経済は長期的な経済不況に陥った。

こうした中で、主要石油消費国における代替エネルギーへの転換政策などを反映して、硫黄分が少なく良質ではあるが高価格のナイジェリア原油——アメリカ石油協会 (American Petroleum Institute) が定める API 度では34度前後——は、ほぼ同質の北海原油などに対する世界市場競争力を低下させて、減産を余儀なくされた。同上表に見られるように、産油量は1979年の日産230万5000バレルをピークに減少し始め、1983年には同123万6000バレルの最低値 (1979年水準の53.6%) を記録した。原油価格の段階的引下げにも拘わらず輸出が伸び悩み、連邦政府の石油収入も、1980年ピーク時の123億5300万ナイラ (約234億1000万ドル) から1983年には72億5300万ナイラ (同101億6000万ドル、ドル表示では1980年水準の43.4%) へと激減した。

こうした「石油グラット」は、ナイジェリア経済がすでに「石油モノカルチャー」的な構造に変容してただけに、国民生活や連邦政府の財政に大きな影響を与えた。当時のシャガリ文民政権は、1982年4月に「経済安定化法」を成立させ、かなり厳しい輸入統制策を実施した。第19表に見られるように、ベビー用品をほぼ唯一の例外として、食料品や工業品の関税率を引き上げるか、あるいは新設し、また、輸入許可制度による配給制限を行なった品目も多い。そのために生じた「輸入インフレ」によって、国民生活が大きく圧迫されたのみならず、部品・半製品などの中間財を輸入に依存していた加工・組立型の製造業も深刻な打撃を受けた。例えば、ラゴスでは、1983年2～10月のわずか8ヵ月間に、多くの生活必需品が1.4～3倍にも値上がりし、また、ナイジェリア工

54) ブハリ政権の最高軍事評議会、およびババンギダ政権の全軍統治評議会の構成メンバーについては、*Ibid.*, p. 20; *Daily Times*, Lagos, 29<sup>th</sup> August, 1985を参照。

55) なお、この NNOC は、1977年4月に石油資源省を併合して新たな国营石油公社 (Nigerian National Petroleum Corporation, NNPC) に改組され、連邦軍事政権による石油政策が一本化・強化されている。NNPC, *Annual Report 1977*, Lagos, 1978, pp. 3-4を参照。

第18表 ナイジェリア経済と石油産業：1958～2013年

年	国家歳入に占める石油収入の比率			総輸出に占める原油輸出の比率			原油生産量 (万バレル/日)	原油価格 <sup>3)</sup> (ドル/バレル)
	国家歳入 <sup>1)</sup> (100万ナイラ)	石油収入 <sup>2)</sup> (100万ナイラ)	同比率 (%)	総輸出 (100万ナイラ)	原油輸出 (100万ナイラ)	同比率 (%)		
1958	155	1	0.6	265	2	0.8	0.5	1.57
1959	178	2	1.1	321	5	1.6	1.1	1.98
1960	224	3	1.3	339	9	2.7	1.7	2.10
1961	230	17	7.4	347	23	6.6	4.6	2.04
1962	232	17	7.3	337	34	10.1	6.7	1.96
1963	249	10	4.0	379	40	10.6	7.6	2.15
1964	299	16	5.4	429	64	14.9	12.0	2.18
1965	322	29	9.0	539	136	25.2	27.2	2.06
1966	339	45	13.3	568	184	32.4	41.8	1.91
1967	300	42	14.0	486	145	29.8	31.9	2.17
1968	300	41	13.7	422	74	17.5	14.2	2.17
1969	436	75	17.2	636	262	41.2	54.0	2.17
1970	634	167	26.3	886	510	57.6	108.4	2.17
1971	1,169	510	43.6	1,293	953	73.7	153.1	2.42
1972	1,405	764	54.4	1,434	1,176	82.0	181.8	3.18
1973	1,695	1,016	59.9	2,278	1,894	83.1	205.6	3.56
1974	4,537	3,724	82.1	5,795	5,366	92.6	225.6	14.69
1975	5,515	4,272	77.5	4,926	4,563	92.6	178.5	11.66
1976	6,766	5,365	79.3	6,751	6,322	93.6	207.1	13.71
1977	8,042	6,081	75.6	7,631	7,072	92.7	209.9	15.29
1978	7,371	4,556	61.8	6,064	5,402	89.1	189.7	15.18
1979	10,912	8,881	81.4	10,834	10,167	93.8	230.5	15.73
1980	15,234	12,353	81.1	14,187	13,632	96.1	205.5	34.50
1981	13,291	8,564	64.4	11,023	10,681	96.9	144.0	40.02
1982	11,434	7,815	68.3	8,206	8,003	97.5	129.0	36.52
1983	10,509	7,253	69.0	7,503	7,201	96.0	123.6	35.52
1984	11,253	8,269	73.5	9,088	8,841	97.3	138.8	30.02
1985	15,050	10,924	72.6	11,721	11,224	95.8	149.9	28.02
1986	12,596	8,107	64.4	8,921	8,367	93.8	146.4	28.65
1987	25,381	19,027	75.0	30,361	28,209	92.9	127.0	15.80
1988	27,597	19,832	71.9	31,193	28,435	91.2	138.9	16.85
1989	53,870	39,131	72.6	57,971	55,017	94.9	168.3	18.00
1990	98,102	71,887	73.3	109,886	106,627	97.0	183.8	20.02
1991	100,992	82,666	81.9	121,535	116,858	96.2	195.4	21.30
1992	190,453	164,078	86.2	205,612	201,384	97.9	196.1	18.65
1993	192,769	162,102	84.1	218,770	213,779	97.7	206.7	17.55
1994	201,911	160,192	79.3	206,059	200,710	97.4	206.8	14.58
1995	459,987	324,548	70.6	950,661	927,563	97.6	205.9	16.25
1996	523,597	408,783	78.1	1,309,543	1,286,216	98.2	224.8	19.33
1997	582,811	416,811	71.5	1,241,663	1,212,499	97.7	225.0	24.04
1998	463,609	324,311	70.0	751,857	717,787	95.5	225.0	14.18
1999	949,188	724,423	76.3	1,188,970	1,167,477	98.2	212.0	11.05
2000	1,906,160	1,591,676	83.5	1,945,723	1,920,900	98.7	227.0	26.45
2001	2,231,600	1,707,563	76.5	1,867,954	1,839,945	98.5	237.0	26.46
2002	1,731,834	1,230,851	71.1	1,744,178	1,649,446	94.6	202.9	19.60
2003	2,575,096	2,074,281	80.6	3,087,886	2,993,110	96.9	231.3	31.67
2004	3,920,500	3,354,800	85.6	4,602,782	4,489,472	97.5	249.4	31.16
2005	5,547,500	4,762,400	85.8	7,246,535	7,140,579	98.5	251.7	44.86
2006	5,965,102	5,287,567	88.6	7,324,681	7,191,086	98.2	238.1	63.86
2007	5,715,600	4,462,910	78.1	8,120,148	7,950,438	97.9	220.0	56.37
2008	7,866,600	6,530,600	83.0	10,161,490	8,751,759	86.1	210.6	93.97
2009	4,844,600	3,191,900	65.9	8,356,386	7,321,426	87.6	213.8	45.52
2010	7,303,700	5,396,100	73.9	11,490,298	10,120,578	88.1	245.5	75.60
2011	11,116,800	8,879,000	79.9	14,822,600	14,323,200	96.6	237.3	99.26
2012	10,654,000	8,026,000	75.3	14,736,100	14,260,000	96.8	233.6	113.35
2013 <sup>4)</sup>	9,759,800	6,809,200	69.8	14,840,700	14,131,800	95.2	219.3	115.89

(注) 1) 1958～1969年は連邦政府の収入、1970～2013年は連邦国家の収入。2) 石油利潤税、ロイヤルティ、鉱区地代、原油と天然ガスの連邦政府の輸出収入・国内販売収入等を含む。3) 原則として、ポニー・ライトの毎年1月時点における本船渡輸出価格。4) 原油の生産量と価格以外は予測値。

(出所) (1) Schatzl, L.H., *Petroleum in Nigeria*, Ibadan, Oxford University Press, 1969, p. 63.

(2) Eleazu, U. ed., *Nigeria : The First 25 Years*, Lagos, Infodata, 1988, p. 562.

(3) Ikeh, G., *The Nigerian Oil Industry : First Three Decades (1958-1988)*, Lagos, Starledger Communications, 1990, p. 229.

(4) Ikein, A.A. and C. Briggs-Anigboh, *op.cit.*, p. 346.

(5) Central Bank of Nigeria, *Statistical Bulletin*, Golden Jubilee Edition, Abuja, 2008, pp. 91-93, 205-207.

(6) Do., *Statistical Bulletin 2013*, 2013, Abuja, Table B. 1. 1, Table D. 1. 1.

(7) Do., *Annual Report*, Abuja, 各年版。

(8) Nigerian National Petroleum Corporation, *Annual Statistical Bulletin*, Lagos/Abuja, 各年版より作成。

第19表 ナイジェリアの「経済安定化法」に基づく主要関税率：1982年4月

(単位：%)

品目	旧税率	新税率	品目	旧税率	新税率
1. 食料品			農業用トラクター <sup>1)</sup>	—	25
米 <sup>1)</sup>	20	30	運搬用トラクター <sup>1)</sup>	—	100
小麦粉 <sup>1)</sup>	15	30	灯油ストーブ・同部品	—	10
砂糖 <sup>1)</sup>	25	60	カメラ・同部品	50	100
茶 <sup>1)</sup>	10	50	電気扇風機	75	150
乾し魚	30	50	同部品	10	50
インスタント・コーヒー	66	75	テレビ・ラジオ	75	150
トマト・ペースト	75	100	同部品	20	50
2. 工業品			自転車, 三輪車 <sup>1)</sup>	—	5
人造糸, 綿糸 <sup>1)</sup>	10	30	オートバイ・同部品 <sup>1)</sup>	10	20
純正マドラス木綿 <sup>1)</sup>	100	200	乗用車 <sup>2)</sup>	—	500
ゴム引き織物	—	50	同部品		
刺繍用生地	—	50	ラゴス地区 <sup>3)</sup>	—	25
印刷用紙 <sup>1)</sup>	10	40	カドゥナ地区 <sup>3)</sup>	—	15
哺乳瓶	75	50	3. 工業品 (CKD 方式) <sup>4)</sup>		
ベビー用クリーム	200	33	置時計・腕時計	50	100
セメント <sup>1)</sup>	—	20	オートバイ, 自転車 <sup>1)</sup>	10	20
構造用鋼鉄材	30	40	トラック, トラクター <sup>1)</sup>		
発電機	—	10	ラゴス地区	—	20
バッテリー	60	100	イバダン地区	—	10
船外エンジン	—	10	エヌグ・他地区	—	8
配達用小型バン <sup>1)</sup>	20	100	カノ・他地区	—	5

(注) 1) 輸入ライセンスが必要な配給制限品目。2) 2,500cc 以上。3) 1,800~2,000cc。4) CKD 方式：完全ノック・ダウン方式。

(出所) "Nigeria : An AED Special Report," *Africa Economic Digest*, May 1982, pp. 6-7より作成。

業会 (Manufacturers Association of Nigeria, MAN) の発表によると、1982年8月~1983年7月までの1年間に、7~12週間の操業停止に陥った企業数は101社に達して、およそ2万人の労働者が失業や減給などの影響を受けた。このため、各地でストライキが続発し、1982年だけでも340企業、およそ56万人が参加したと言われている<sup>56)</sup>。

他方では、1980年代に入り、対外債務の累積も深刻な問題になってきた<sup>57)</sup>。第20表に見られるように、それ以前のナイジェリアの公的債務は、その80%強が国内債務から構成されており、ナイジェリアはその経済規模から見て、むしろ「過小借入国」の一つに数えられていた。

56) 以上の事態については、Bangura, Y, R.Mustapha, and S.Adamu, "The Deepening Economic Crisis and Its Political Implications," *Africa Development*, Vol. 9, No. 3, July/September 1984, pp. 62-63; *Quarterly Economic Review of Nigeria*, No. 2, 1983, pp. 9-10を参照。

第20表 ナイジェリアの公的債務と連邦政府の財政構造：1979～1989年

	1979	1981	1983	1985	1987	1989
<b>A. 公的債務</b>						
1. 公的債務 (億ナイラ)	88.9	137.8	328.0	452.4	1,375.8	2,974.4
国内債務	72.8	114.5	222.2	279.5	367.9	570.5
対外債務	16.1	23.3	105.8	172.9	1,007.9	2,403.9
連邦政府 (%)	(89.6)	(89.4)	(81.1)	(80.7)	(84.9)	(84.5)
州政府・他 (%)	(10.4)	(10.6)	(18.9)	(19.3)	(15.1)	(15.5)
2. 対外債務 (億ドル)	62.3	120.1	185.4	195.5	308.9	327.7
短期債務	22.8	44.2	50.6	50.0	16.4	7.0
長期債務	39.5	75.9	134.8	145.5	292.5	320.7
民間非保証	7.1	13.5	13.0	14.1	5.5	4.1
公的保証	32.4	62.4	121.8	131.4	287.0	316.6
3. 長期対外債務返済 (億ドル)	3.9	13.0	21.6	40.7	10.0	19.6
公的資金源	2.6	9.0	18.9	39.0	8.5	19.4
民間資金源	1.3	4.0	2.7	1.7	1.5	0.2
4. 長期対外債務借入条件						
公的資金源						
平均利子率 (%)	5.9	8.3	10.9	8.9	7.9	6.7
平均返済期間 (年)	16.8	18.8	11.1	16.4	16.1	21.4
民間資金源						
平均利子率 (%)	11.2	9.3	9.8	8.9	7.8	8.6
平均返済期間 (年)	8.9	9.9	8.2	11.1	8.7	8.7
5. 長期対外債務諸指標 (%)						
債務累積額/GNP	8.1	12.9	21.0	22.2	133.9	119.1
債務返済額/商品輸出額	2.3	7.2	20.9	31.0	13.3	25.0
債務返済額/外貨準備高	6.7	31.2	172.6	215.0	67.3	96.3
外貨準備高/月間輸入額 <sup>1)</sup>	6.0	2.6	1.3	3.0	4.4	6.6
<b>B. 連邦政府財政収支 (10億ナイラ)</b>						
1. 連邦歳入	10.4	12.0	10.8	14.6	25.1	50.2
石油収入	8.5	8.6	7.3	10.9	19.0	41.3
非石油収入	1.9	3.4	3.5	3.1	5.7	7.9
連邦政府独自収入 <sup>2)</sup>	—	—	—	0.6	0.4	1.0
2. 連邦会計	10.4	12.0	10.8	14.0	24.7	49.2
各州政府交付金 <sup>3)</sup>	3.0	4.9	4.2	5.0	9.0	14.3
安定化基金等	—	—	—	—	1.2	15.2
連邦政府交付金	7.4	7.1	6.6	9.0	14.5	19.7
3. 連邦政府歳入	7.4	7.1	6.6	9.6	16.1	26.7
連邦会計交付金	7.4	7.1	6.6	9.0	14.5	19.7
連邦政府独自収入 <sup>2)</sup>	—	—	—	0.6	0.4	1.0
安定化基金等	—	—	—	—	1.2	6.0
4. 連邦政府歳出	9.9	10.8	11.7	12.6	22.0	41.0
経常支出	2.1	4.3	4.2	4.3	9.4	12.7
資本支出	6.8	5.7	6.4	5.4	6.4	9.0
債務返済	1.0	0.8	1.1	2.9	6.2	19.3
国内債務	0.9	0.3	0.4	1.9	3.8	6.1
対外債務	0.1	0.5	0.7	1.0	2.4	13.2
5. 連邦政府財政収支	-2.5	-3.7	-5.1	-3.0	-5.9	-14.3
6. 連邦政府財政金融	2.5	3.7	5.1	3.0	5.9	14.3
国内借入	0.8	3.5	7.4	2.3	8.4	10.0
対外借入	0.8	0.4	1.1	1.0	0.8	5.7
特別基金等	0.9	-0.2	-3.4	-0.3	-3.3	-1.4

(注) 1) 手持ちの外貨準備高で輸入可能な商品価額で、単位はヵ月。2) 中央銀行からの移転を含む。3) 1983～87年は特別基金等を含む。

(出所) (1) World Bank, *World Debt Tables: External Debt of Developing Countries*, Washington, D.C., 各年版。

(2) IMF, *International Financial Statistics Yearbook*, Washington, D.C., 各年版。

(3) Central Bank of Nigeria, *Annual Report and Statement of Accounts*, Lagos, 各年版より作成。

ところが、シャガリ政権は、野心的な国家開発計画への融資や国際収支調整などのために、当時の高金利時代の中であって——例えば、1978～82年において、ロンドン銀行間貸付金利（London Inter-Bank Offered Rate, LIBOR）は10～18%の水準を上下していた——、国際資本市場や世界銀行などから次々と対外借入を重ねて、1983年末現在の対外債務累積額は、長期・短期を合わせて185億4000万ドルに達し、商品輸出額に対する債務返済額（デット・サービス・レシオ）も一般に危険水準とされる20%を一挙に超えるまでになった。とりわけ、輸入代金の支払遅滞額が、1982年に32億6652万ドル、1983年には60億7400万ドルに達すると予想され、これを背景として、上述の「経済安定化法」による輸入統制が実施されたのである。

その後1983年4月以降、シャガリ政権は、外国商業銀行を主要メンバーとするロンドン・クラブとの間で交渉を開始して、合計18億3000万ドルの貿易債務が中期債務に切り替えられた<sup>58)</sup>。しかし、こうした措置にも拘わらず、1984年末段階の支払遅滞額が累積でなお68億ドルに達する見通しになった。こうしたシャガリ政権の放漫な経済運営と蔓延する汚職を批判して、すでに述べたように、1983年12月末のクーデターによってブハリ連邦軍事政権が成立したのである。

ブハリ連邦軍事政権は、ナイジェリア中央銀行が約束手形を発行して債務保証を行なうことを条件として、貿易債務のリファイナンスを債権者に求めた。主として非保証債権を保有していたロンドン・クラブがこれに応じて、1984年11月に、第1期分の約束手形2億5800万ドルが発行された<sup>59)</sup>。

こうして、ナイジェリアの債務危機は、1982年以降、主として民間銀行や輸入業者が抱えていた短期債務の返済遅滞という形で表面化した。その後1980年代半ば以降になると、連邦政府（および各州政府）が過去に借り入れた中期・長期債務の相当部分がほぼ同時に返済時期を迎え始めて、債務危機が一挙に浮上・深刻化した。これに対して、ブハリ連邦軍事政権は、債務のリスケジュールによって返済負担を先延ばしにするよりはむしろ、短期間で債務を返済する政策を採用し、1985～87年度のデット・サービス・レシオを44～60%に設定すると発表した。すでに述べたように、これを強く批判したババンギダ陸軍少将が、国民の支持を取り付けつつ、軍事クーデターを成功させたのである。

#### 4 ババンギダ連邦軍事政権と国家歳入配分委員会

さて、前掲第14表に見られるように、ブハリ連邦軍事政権もまた、1984年に「布告第36号」を公布して、既存の「1982年歳入（連邦会計等）配分法」に若干の修正を加えた<sup>60)</sup>。主な修正点は以下の様である。すなわち、①各州政府の取り分を35%から32.5%に削減し、その2.5%分を新たに特別基金に組み込む、②特別基金は、産油地域の開発費に1.5%、および環境対策費に1%を充当する、③各州政府取り分の32.5%のうち、2%は派生主義に基づき産油州に直接配分される、という

57) この時期の債務累積問題については、室井義雄「ナイジェリアの債務累積問題——第三共和制の経済的課題——」（原口武彦編『転換期アフリカの政治経済』アジア経済研究所、1993年、所収）65～105頁を参照。

58) Central Bank of Nigeria, *Annual Report and Statement of Accounts 1983*, Lagos, 1984, p. 116を参照。

59) *Ibid.*, 1984, Lagos, 1985, p. 117を参照。

60) ブハリ政権の「布告第36号」については、RMAFC, *Commission Law Brochure*, Abuja, May 2005, pp. 30-33を参照。

ものである。要するに、2.5%分の連邦首都領の整備費という項目を無くして、その分を各州政府の取り分に上乘せした——実質28%から30.5%に増加した——ということになる。なお、産油州の取り分については、直接配分が2%、特別基金経由が1.5%、また環境対策費は1%で、実質的には以前と同じである。

上述のように、このプハリ連邦軍事政権は短命に終わったが、その後成立したババンギダ連邦軍事政権は、まず、1988年9月に「布告第49号」を公布して、恒常的な歳入配分検討委員会である「国家歳入動員配分財政委員会」(National Revenue Mobilization Allocation and Fiscal Commission, NRMAFC)を設置すると公表した。すでに触れたように、恒常的な検討委員会の設置については、すでにオキグボ委員会が勧告していたが、ここに至ってようやく実現することになった。

そして、この恒常的委員会の第1号として、同年9月に、T.Y.ダンジュマ(Theophilus Yakubu Danjuma)陸軍中將を委員長とする委員会を発足させた<sup>61)</sup>。このNRMAFCによって1989年12月に提出された勧告案は、前掲第14表に見られる通りである。現役の陸軍中將を委員長とする委員会の提案としてはやや驚きであるが、①連邦政府の取り分を現行の55%から47%へと大幅に削減し、その分につき、②各地方政府の取り分を10%から15%へ増加させ、③特別基金を2.5%から8%に拡充した点が注目される。また、④各州政府の取り分は、実質30.5%から30%へ変更されただけで、ほとんど変わっていない。⑤特別基金の内訳については、(i)派生主義に基づく産油地域への直接配分に2%、(ii)産油地域の開発費に1.5%、(iii)環境対策費に0.5%、(iv)非産油地域の開発費に0.5%、(v)連邦首都領の整備費に1%、(vi)安定化基金に0.5%、および(vii)貯蓄に2%が充当される。また、⑥水平的配分の基準としては、均等配分に0.4、人口数に0.3、域内増収努力に0.2、および社会開発に0.1の加重値で配分する、というものであった。なお、同委員会の勧告でもう一つ注目されるのは、「鉱区の地代・ロイヤルティー収入については、陸上・沖合の区別を設けるべきではない」という提言である。後に見るように、この両者の区別を設定するか否かという問題もまた、後々にまで尾を引くことになる。

同上表に見られるように、その後、1993年8月26日に「第三共和政」に移行するまでの3年半の間、NRMAFCとババンギダ連邦軍事政権との間で数回のやり取りが行なわれ、歳入配分方式はめまぐるしく変わっている<sup>62)</sup>。

まず、上述のNRMAFCの勧告案に対しては、ババンギダ連邦軍事政権は1990年1月に「布告第7号」を公布し、次の様な修正を加えた。すなわち、①連邦政府の取り分を47%から50%に増加させ、その分につき、②特別基金を8%から5%に削減する、③特別基金の内訳については、(i)派生主義に基づく産油地域への直接配分は2%から1%に削減する、(ii)環境対策費は0.5%から1%に増加する、(iii)産油地域の開発費1.5%、連邦首都領の整備費1%、および安定化基金0.5%は勧告案の通りとする、(iv)非産油地域の開発費0.5%、および貯蓄2%は廃止する、というものである。また、④水平的配分の基準に係わる加重値については、(i)均等配分0.4、人口数0.3、および社会開発0.1については勧告案の通りとするが、(ii)域内増収努力は0.2から0.1に削減し、代わりに土地・地勢問題に0.1を加える、というものであった。

その後、1991年11月にNRMAFCが再度の勧告を行ない、これに対してババンギダ連邦軍事政権

61) NRMAFCの勧告案については、Ekpo, A.H., *op.cit.*, pp. 22-23を参照。

62) 1989年12月～1992年6月における、NRMAFCとババンギダ連邦軍事政権のやり取りについては、RMAFC, *The Report of Revenue...*, Chapter 3, pp. 18-23を参照。

が1992年1月に「布告第80号」、同年7月に「布告第106号」を公布して、委員会案と自らの旧布告を修正している。この間における両者の攻防は、要するに、連邦政府の取り分を巡って争われたと言ってよい。換言すれば、連邦軍事政権が「最初の請求人」として50%の取り分をまず主張し、その後、各州政府、各地方政府、および特別基金の取り分が順次決定され、そして、特別基金の規模に応じて、派生主義に基づく産油地域への直接配分、あるいは同地域の開発費や環境対策費などが決まってくるのである。

NRMAFCは、この「50%の壁」を何とか崩そうとしたが、ババンギダ連邦軍事政権による、歳入配分に係わる最後の「布告第106号」を見てみると、同政権は、NRMAFCの要求を多少は認めるようになったとも思える。ただし、自らの取り分を50%から48.5%に削減するものの、各州政府の取り分を30%から25%、そして24%へと大きく削減する一方で、各地方政府の取り分を15%から20%に増加させるという形を通して、各州政府に対する優位な力関係を維持しようとしたと考えられる。こうした配分政策が、各州政府の反発を買ったことは否めないであろう。ただし、「特別基金」に配分された7.5%分の中には、派生主義に基づく産油地域への直接配分が1%、産油地域の開発費が3%、および環境対策費が2%、合計で6%含まれているので、産油州からは一定の評価を取り付けることができたと思われる。

## 5 民政移管と軍事クーデターの勃発

ババンギダ国家元首は、1986年1月13日に行なわれた新年の予算演説において、1990年10月1日をもって民政に移管すると早くも発表し、それと同時に、「ナイジェリアの過去の失敗を招いた諸問題を認識し、その解決策を探る」ため、連邦政府部内に「政治局」を設置した。この政治局は、ベニン大学副学長のS.J.クッキー (Samuel Joseph Kookey) を局長とし、9名の大学教員、1名の政治学者、3名の実業家、2名の労働者団体 (NLC) 代表者、および全国婦人協会 (National Council of Women's Societies, NCWS) 会長の女性1名、合計17名から構成された<sup>63)</sup>。その後、1987年3月、この政治局は24項目、224頁に及ぶ報告書を提出し、これを受けたババンギダ国家元首は、P. U.オム (Paul Ufuoma Omu) 陸軍少将を委員長とする検討委員会を発足させた。同検討委員会は、オム委員長を含む5名が全軍統治評議会のメンバー、3名が国家元首諮問委員会のメンバー (いずれも大学人)、および1名の連邦事務次官、合計9名で構成され<sup>64)</sup>、1987年5月に、独自の報告書を提出している。

これらの二つの報告書を踏まえて、ババンギダ国家元首は、1987年7月に「政治局勧告に対する政府見解」を公表すると同時に、「民政移管 (政治プログラム) 布告第19号」を公布し、民政移管に係わる連邦軍事政権の基本方針が明らかになってきた<sup>65)</sup>。

その幾つかの要点を拾ってみると、第一に、政治局の勧告においてまず注目されるのは、かなり強い論調で社会主義的な政治経済体制への移行を主張している点である。だが、これに対して、連

63) 政治局のメンバー構成については、"Nigeria : Civilian Rule in 1990," *West Africa*, London, 20<sup>th</sup> January, 1986, p. 152を参照。なお、この政治局は、そのメンバー構成からも窺えるように、いわゆる政府の御用委員会ではなく、かなり自由な議論を期待されたように思われる。

64) 検討委員会のメンバー構成については、"Nigeria : 1990 under Discussion," *Ibid.*, 6<sup>th</sup> April, 1987, p. 688を参照。

邦政府は明確に拒絶した。第二に、来るべき政治体制の在り方について、注目すべき論点が三つある。すなわち、①地方政府の役割を強化すべきである、②新州の分離申請が出されている13州のうち、6州のみを認め、それ以外は拒否すべきである、および③来るべき総選挙においては、「二党制」を導入すべきである、というものであった。これらの3点の勧告に対して、連邦政府は、①については態度を保留し、②と③については原則的に認めると回答した。第三に、政治局は、政治モラルの確立についてかなり厳しい意見を表明し、「金権に塗れた、特定の団体に拘束された、古いタイプの全ての政治家を公職から追放すべきである」と勧告している——しかも、在任期間や役職名を明記して、対象者を特定できる内容になっている——。これに対して、連邦政府は原則的に認めると回答した。最後に、上記以外の重要課題としては、以下の3点を挙げることができる。すなわち、①センサスを実施すべきである、②「シャリーア法」<sup>65)</sup>の適用を南部地域にも広げるべきである、および③公的な使用言語として、ハウサ語（北部諸州）、ヨルバ語（西部諸州）、およびイボ語（東部諸州）を同等に扱うべきである、というものであった。これら三つの勧告に対して、連邦政府は、①と③については原則的に認めると回答し、②については態度を保留した。

さて、上記の諸勧告とそれに対する政府見解について、これまで述べてきた現実の動きに照らし合わせてみると、「地方政府の役割強化」については、連邦会計からの歳入配分比率の増加という形で実現されている（前掲第14表を参照）。また、「新州の増設問題」については、1987年9月23日に21州体制、1991年8月27日に30州体制に移行している（前掲第9表、第1図を参照）。他方、「センサス」については、1991年11～12月に実施され、ババンギダ連邦軍事政権もその結果を承認している（前掲第6表を参照）。

そして、当時の政治状況から見ると、かなり大胆にも実行したのが、「古いタイプの政治家全員の公職追放」と「二党制の導入」であった。1987年8月、上述の政治局のメンバーの一人であったE.O.アワ（Eme Onuola Awa）を委員長とする国家選挙管理委員会が発足し、また1989年5月に新憲法が公布されて、政党活動が解禁になった。1989年7月の締切日までに、合計13政党が登録手続きを終えたが、国家選挙管理委員会の評価は「全ての政党が登録基準を十分に満たしていない」というものであった。これを受けたババンギダ連邦軍事政権は、1989年10月に大方の予想に反して、やや左派の社会民主党（Social Democratic Party, SDP）と、やや右派の国民共和会議（National Republican Convention, NRC）の二つの政党を連邦政府の指導下で設立し、両党の綱領は国家選挙管理委員会が作成すると発表した。

この「官制二政党」の設置により政局が大きく混乱したため、民政移管のスケジュール自体も変更されて、1990年12月以降、おおよそ2年半をかけて総選挙が実施された。最後の1993年6月に実施された大統領選挙では、NRC側は、カノ州出身のハウサ人でイスラーム教徒のB.O.トファ（Bashir Othman Tofa）、SDP側は、オグン州出身のヨルバ人ではあるがイスラーム教徒のM.K.O.アビオラ

65) 政治局の勧告とそれに対する連邦政府の見解については、"Nigeria : Towards 1992,"(I)～(V), *Ibid.*, 3<sup>rd</sup> August, 1987, pp. 1482-1483 ; 10<sup>th</sup> August, pp. 1530-1533 ; 17<sup>th</sup> August, pp. 1678-1680 ; 27<sup>th</sup> August, pp. 1631-1633 ; 31<sup>st</sup> August, pp. 1688-1690を参照。

66) 「シャリーア法」は、イスラームの法体系の総称であり、とりわけ民事に係わる法律問題については、「1979年共和国憲法」において——北部諸州に限定してではあるが——、その設置が認められている。*The Constitution 1979*, Chapter 7, The Judicature, Part II, State Court, B, Sharia Court of Appeal of a State, 240-Establishment of Sharia Court of Appealを参照。

第21表 ナイジェリアにおける「二党制」下での選挙結果：1990～1993年

	北部9州	中部7州	西部7州	東部7州	連邦首都領	合計
1. 有権者数(1992年) <sup>1)</sup>	13,485	7,185	9,746	8,493	153	39,062
2. 党员数 <sup>1)</sup>						
国民共和会議 (NRC)	1,500	800	1,322	1,313	22	4,957
社会民主党 (SDP)	1,228	819	1,390	1,243	16	4,696
3. 総選挙 <sup>2)</sup>						
地方政府評議会議長 <sup>3)</sup>						
国民共和会議 (NRC)	94	27	30	53	2	206
社会民主党 (SDP)	64	46	74	45	2	231
地方政府評議会議員 <sup>3)</sup>						
国民共和会議 (NRC)	953	424	412	744	29	2,562
社会民主党 (SDP)	761	587	869	701	16	2,934
州知事 <sup>4)</sup>						
国民共和会議 (NRC)	6	3	1	6	—	16
社会民主党 (SDP)	3	3	6	1	—	13
州議会議員 <sup>4)</sup>						
国民共和会議 (NRC)	217	93	52	159	—	521
社会民主党 (SDP)	140	115	218	111	—	584
連邦上院議員 <sup>5)</sup>						
国民共和会議 (NRC)	14	8	0	15	0	37
社会民主党 (SDP)	11	13	21	6	1	52
連邦下院議員 <sup>5)</sup>						
国民共和会議 (NRC)	106	46	14	91	3	260
社会民主党 (SDP)	83	68	122	41	1	315
大統領 <sup>6)</sup>						
国民共和会議 (NRC)	61	45	18	51	48	42
社会民主党 (SDP)	39	55	82	46	52	58

(注) 1) 単位は1,000人。2) 大統領選挙については州ごとの得票率で、単位は% (有効投票総数は1,429万3000票)。その他の選挙は当選者の人数で、合計欄は選挙結果不明を除く。3) 1990年12月に実施。4) 1991年12月に実施。5) 1992年7月に実施。6) 1993年6月に実施。

(出所) (1) Balogun, K., *Nigeria : June 12 Election*, Osogbo, Africanus Publishers, 1933, pp. 14-15.

(2) Oyediran, O. and A.Agbaje, "Two-Partyism and Democratic Transition in Nigeria," *Journal of Modern African Studies*, Vol. 29, No. 2, 1991, p. 215.

(3) *West Africa*, London, 14<sup>th</sup>-20<sup>th</sup> June, 1993, p. 1006.

(4) *Africa Research Bulletin : Political, Social and Cultural Series*, Vol. 28, No. 11, November 1991, pp. 10384-10386 ; Vol. 29, No. 7, July 1992, p. 10649より作成。

(Moshood Kashimawo Olawale Abiola) を大統領候補として戦った。第21表は、これらの選挙結果を示したものであるが、州知事選挙を除き——選挙結果が不明のものを含むが——、SDPが全ての選挙で勝利した。大統領選挙は接戦になったが、SDPのアビオラが58%の得票率を得て当選した。

ところが何と、ババンギダ国家元首自らが、「不正選挙が行なわれた」との理由から、大統領選挙の結果を破棄してしまった。このため、ナイジェリアの政治状況は大混乱に陥り、同国家元首はその責任をとる形で退陣した。彼は、1993年8月26日にラゴス州の出身でヨルバ人の実業家——前述のナイジェリアUAC社の社長——であるショネカンを大統領に就任させて、「第三共和政」が発足した。ショネカン文民政権は、大統領選挙を1994年2月にやり直すと発表したのが、これを不服とした北部カノ州の出身でハウサ人のアバチャ陸軍大将——ババンギダ連邦軍事政権のナンバー・ツー——が独立後第7回目の軍事クーデターを1993年11月18日に起こして、同11月27日に国家元首・暫定統治評議会議長・全軍最高司令官に就任した。

その後、アバチャ国家元首も1996年10月1日に民政移管のスケジュールを公表し、他方では、さらなる新州の増設を認めて、同日に36州体制を発足させたが、1998年6月8日に彼が病死すると、ナイジャー州出身のA.アブバカル（Abdulsalami Abubakar）陸軍大将がその後を引き継ぎ、そして1999年5月29日に民政移管が実現して「第四共和政」が成立することになったのである。なお、ショネカン文民政権、アバチャおよびアブバカル両軍事政権時代には、国家歳入の配分に係わる委員会の設置や布告の公布は行なわれていない（前掲第9表、第14表を参照）。

## VI 第四共和政時代：1999～2014年

さて、上述のアバチャ陸軍大将による1993年軍事クーデターを最後として、ナイジェリアでは現在に至るまで文民政権、すなわち「第四共和政」が続いている。しかしながら、国家歳入の配分問題は、今日でもなお「古くて新しい難問」の一つである。

以下では、第四共和政における総選挙から見た政治状況、「1999年共和国憲法」における諸規定、および歳入配分委員会の機能と任務などを考察しながら、歳入配分問題の今日的諸相を見てみたい。

### 1 第四共和政と総選挙

第四共和政の時代には、1998年から2011年に至るまで、4回の総選挙が実施されている<sup>67)</sup>。この間の政治状況を知る上で重要なのは、如何なる政党が総選挙に参加し、また誰が大統領に選出されたのか、という点である。

#### (1) 1998年12月～1999年2月総選挙

アブバカル国家元首は、1999年5月29日をもって民政に移管すると約束し、1998年12月の地方政府評議会選挙で開始され、1999年2月の大統領選挙で終結する、という選挙日程を公表した。この最初に実施される地方政府評議会選挙が、その後の選挙戦にとって極めて重要であった。と言うのは、南部エド州出身の判事であるE.O.I.アクパタ（Ephraim Omorose Ibukun Akpata）を委員長とする連邦選挙管理委員会は、暫定的に9政党を公認したが、地方政府評議会選挙以降の総選挙に参加することができる条件として、「地方政府評議会選挙において、全36州のうち、少なくとも24

67) なお、2015年3月28～29日に実施された、第四共和政移行後の第5回目の大統領選挙では、現職のG. ジョナサン（Goodluck Jonathan）大統領が敗北し、かつての連邦軍事政権担当者（1984年1月3日～1985年8月26日）であったブハリが当選したが、この2015年の総選挙の詳細とその意義については、別の機会に論じてみたい。

州以上において5%以上の得票率を上げること」を設定したからである。

加えて、最初の選挙によって、各々の公認政党の性格や特徴が、政党結成の当初よりもいっそう明らかになってくるからである。各々の政党は、いずれも結成後5ヵ月余りで選挙を戦うことになり、また、全国の744（当時）に及ぶ地方政府評議会選挙を公正かつ順調に行なうことは、連邦選挙管理委員会にとっても、容易ではなかった。

ともあれ、1998年12月に実施された地方政府評議会選挙では、人民民主党（People's Democratic Party, PDP）が464名の地方政府評議会議長と4,856名の評議員（全体の得票率は46.2%）、全人民党（All People's Party, APP）が192名の同評議会議長と2,576名の評議員（同35.3%）、および民主同盟（Alliance for Democracy, AD）が102名の同評議会議長と1,104名の評議員（同11.2%）を獲得した<sup>68)</sup>。これによって、PDPとAPPは上記の条件を満たしたものの、ADはわずかに及ばなかった。しかし、連邦選挙管理委員会は、3党以上の選挙戦が望ましいとの政治的判断から、ADに対してもその後の選挙戦に参加する資格を与えた。

他方、この地方政府評議会選挙を通じて、ADが南西部のヨルバ地域、PDPが南東部のイボ人・その他の少数部族地域で圧勝し、そして北部のイスラーム地域ではPDPとAPPが票を分け合ったという、各政党の地域的な支持基盤がおおよそ明らかになった。第22表に見られるように、その後の1999年1～2月に実施された州知事選挙と連邦上・下両院議員選挙においても、PDPが圧勝した。こうした状況下において、1999年2月27日に実施された大統領選挙では、PDPはかつての連邦軍事政権担当者（1976年2月～1979年9月）であるオバサンジョを候補に立て、他方、APPとADは選挙協力を通じて、南部オンド州の出身でババンギダ連邦軍事政権時代に国務相を務めたS.O. ファラエ（Samuel Oluyemisi Falae）を統一候補として戦った。両者とも南部出身のヨルバ人でキリスト教徒であるが、オバサンジョが1,874万票（62.8%）を獲得して、1999年5月29日に「第四共和政」で最初の大統領に就任した。民政移管とは言え、退役した連邦軍事政権担当者やかつての軍事政権を支えた高級官僚が出馬したことになる。

## (2) 2003年3～4月総選挙

2003年3～4月に実施された第2回目の総選挙は、字義通り「退役軍人の主導権争い」の場となった。PDPから大統領選挙に再出馬したオバサンジョに加えて、APPの後継政党で第一野党の全ナイジェリア人民党（All Nigeria People's Party, ANPP）から出馬したブハリもまた、1984年1月～1985年8月に連邦軍事政権を担当している（前掲第9表を参照）。さらに、東部のイボ人を中心に新たに結成された全進歩大同盟（All Progressive Grand Alliance, APGA）から出馬したオジュクウは、かつてのビアフラ共和国（1967年5月～1970年1月）の軍人大統領である。彼は、ビアフラ共和国が崩壊する直前の1970年1月10日にコート・ジヴォワールに向けて亡命したが、その後、シャガリ文民政権時代の1982年6月に恩赦を受けて12年半ぶりに帰国していた。

この2003年3月に実施された総選挙では、PDPが州知事選挙で36州のうちの28州（77.8%）、連邦上院議員選挙で109議席中の76議席（69.7%）、および同下院議員選挙で360議席中の223議席（61.9%）を獲得して圧勝した。また、同年4月に実施された大統領選挙は合計20政党の間で戦われたが、オバサンジョ大統領が2,446万票（62.0%）を獲得して再選された（前掲第22表を参照）。

68) 1998年12月に実施された地方政府評議会選挙の結果については、Economic Intelligence Unit, *Country Report, Nigeria*, London, 1<sup>st</sup> Quarter, 1999, p. 12を参照。

第22表 ナイジェリアの第四共和政における選挙結果：1999～2011年

	州知事	連邦 上院	連邦 下院	大統領		
				候補者名・人数	得票率(%)	得票数(万)
1. 1999年総選挙						
人民民主党 (PDP)	21	59	206	O.オバサンジョ	62.8	1,874
全人民党 (APP) <sup>1)</sup>	9	29	74	S.O.ファラエ	37.2	1,111
民主同盟 (AD) <sup>2)</sup>	6	20	68			
空席	0	1	12	—	—	—
合計	36	109	360	2	100.0	2,985
2. 2003年総選挙						
人民民主党 (PDP)	28	76	223	O.オバサンジョ	62.0	2,446
全ナイジェリア人民党 (ANPP)	7	27	96	M.ブハリ	32.2	1,271
民主同盟 (AD) <sup>2)</sup>	1	6	34	—	—	—
全進歩大同盟 (APGA)	0	0	2	C.O.オジュクゥ	3.3	130
その他	0	0	5	17	2.5	101
空席	0	0	0	—	0.0	0
合計	36	109	360	20	100.0	3,948
3. 2007年総選挙						
人民民主党 (PDP)	25	87	263	U.M.ヤラドゥア	69.6	2,464
全ナイジェリア人民党 (ANPP)	7	14	63	M.ブハリ	18.7	661
行動会議 (AC) <sup>3)</sup>	1	6	30	A.アバカール	7.4	264
全進歩大同盟 (APGA)	1	0	0	C.O.オジュクゥ	0.5	16
進歩人民同盟 (PPA)	1	1	3	O.U.カル	1.7	61
労働党 (LP)	1	0	1	—	—	—
その他	0	1	0	20	2.1	74
空席	0	0	0	—	—	—
合計	36	109	360	25	100.0	3,540
4. 2011年総選挙						
人民民主党 (PDP)	23	71	199	G.ジョナサン	58.9	2,250
全ナイジェリア人民党 (ANPP)	3	7	27	I.シェカラウ	2.4	92
ナイジェリア行動会議 (ACN)	6	18	69	N.リバドゥ	5.4	208
全進歩大同盟 (APGA)	2	1	6	—	—	—
進歩変化会議 (CPC)	1	7	37	M.ブハリ	32.0	1,221
労働党 (LP)	1	4	8	—	—	—
民主人民党 (DPP)	0	1	2	—	—	—
その他	0	0	6	16	1.3	50
空席	0	0	6	—	—	—
合計	36	109	360	20	100.0	3,821

(注) 1) 2006年に全ナイジェリア人民党に統合。2) 2006年に行動会議に統合。3) 2010年にナイジェリア行動会議に名称変更。

(出所) (1) Economic Intelligence Unit, *Country Report, Nigeria*, London, 2<sup>nd</sup> Quarter, 1999, p. 15 ; May 2003, pp. 12-14 ; May 2007, pp. 13-14 ; May 2011, pp. 11-13.

(2) TRIPOD, *African Elections Database, Elections in Nigeria*, (<http://africanelections.tripod.com/ng.htm/>, 2014年7月31日にアクセス)

(3) European Union, Election Observation Mission, *Nigeria : Final Report, General Elections*, April 2011, pp. 49-51, 121-127.

(4) "Presidential Elections, 1999-2011 in Figures," *Vanguard*, Lagos, 23<sup>rd</sup> April, 2011より作成。

### (3) 2007年4月総選挙

2007年4月に実施された第3回目の総選挙も、退役軍人の主導権争いという状況はほぼ同じであるが、選挙前から彼らの間で内紛が続いたという点では異なっている。まず注目されるのは、PDP内でのオバサンジョ大統領と、北部アダマワ州出身のフラニ人でイスラーム教徒のA.アブバカル（Atiku Abubakar）副大統領との確執であった。オバサンジョ大統領は、アババ港で運輸会社なども経営していたアブバカル副大統領を、石油技術開発基金（Petroleum Technology Development Fund, PTFD）の公金横領事件で告発していたが、彼もまた、同様の容疑で大統領を告発していた。そうした中で、PDPを離党した反オバサンジョ派でアブバカル副大統領の支持者たちが行動会議（Action Congress, AC）を新たに結党し、2006年12月の党大会において、まだPDPに在籍中のアブバカル副大統領をACの大統領候補に推薦するという決議を行なってしまった。これに怒ったオバサンジョ大統領が彼をPDPから除名したのである。

オバサンジョ大統領にとって、より重要であったのは、後継者に誰を選ぶのかという問題であった——大統領の再選は、2期までに制限されている——。結局、同大統領は、カッチナ州知事を務めたものの、中央政界ではほとんど無名であった、フラニ人でイスラーム教徒のU.M.ヤラドゥア（Umar Musa Yar'Adua）を後継者に選んだ。彼は、オバサンジョ連邦軍事政権時代に最高軍事評議会のメンバーの一人であったS.M.ヤラドゥア（Shehu Musa Yar'Adua）陸軍准将の実弟であり、かつてはザリアの芸術科学技術大学などで化学の教員をしていた人物である。オバサンジョ大統領は、ヤラドゥアの実直で温和な性格を見込んだと言われているが、PDP内の古参の議員からは驚きの声が上がった。

こうした中で、PDPを離党した反オバサンジョ派のO.U.カル（Orji Uzor Kalu）が、新たに結党した進歩人民同盟（Progressive People's Alliance, PPA）から大統領選に立候補した。カルは、東部のアビア州知事を務めたイボ人のキリスト教徒で、また多様なビジネスを展開しているSLOKホールディングス会社（SLOK Holdings）の社長でもあった。

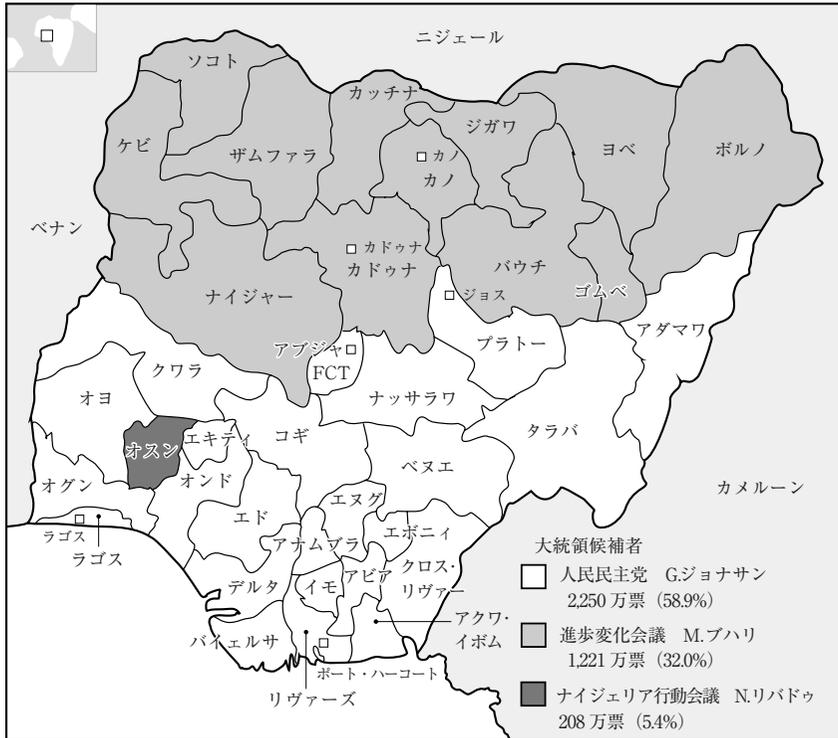
2007年4月の大統領選挙では、50政党のうち25政党が大統領候補を立てたが、上記3名の他に有力な大統領候補としては、ANPPのブハリとAPGAのオジュクゥが2003年選挙に引き続き再出馬した。選挙結果は前掲第22表に見られる通りであるが、またもやPDPが州知事、連邦上・下両院議員選挙に圧勝し、また大統領選挙では、ヤラドゥアが2,464万票（69.6%）の圧倒的大差で勝利した。その陰に、オバサンジョ大統領の多様な局面における強い支援があったことは、言うまでもないであろう。

### (4) 2011年4月総選挙

上記の様な「退役軍人の影」がやや薄れてくるのは、民政移管後12年を経た2011年4月の総選挙になってからであるが、逆に他方では、北部イスラーム教徒と南部キリスト教徒との抗争という「南北問題」が再び表面化すると同時に、石油資源の再配分問題と産油地域の社会・経済開発の必要性という「ナイジャー・デルタ問題」がさらに深刻化することにもなった。

2011年4月16日の大統領選挙にPDPから立候補して当選したジョナサンは、少数部族のイジョ（Ijaw, Ijo）人で産油地域のバイエルサ州出身のキリスト教徒である。彼は、ヤラドゥア政権の下では副大統領を務めていたが、2010年5月5日に同大統領が病死すると、翌6日、「1999年共和国憲法」第136条第1項の規定によって大統領に就任していた<sup>69)</sup>。北部出身のイスラーム教徒であるヤラドゥア大統領は、南北のバランスを取るため——PDP内では、暗黙の了解として、かつてシャガリ大統領によって提案された「ゾーン・システム」を採用していた——、副大統領には南部出身

第2図 ナイジェリアにおける大統領選挙結果：2011年4月16日



(出所) “Presidential Election, 1999–2011,” *Vanguard*, Lagos, 23<sup>rd</sup> April, 2011より作成。

のキリスト教徒であるジョナサンを指名していたが、ジョナサンもまた、バイエルサ州知事を務めた経験はあるものの、中央政界では無名に近い人物であった。

他の政党の主な大統領候補者の顔ぶれを見てみると、2007年選挙ではANPPから出馬したブハリが、党内闘争に敗れてANPPを離党し、民政移管後第63番目の政党として2009年に自ら結成した進歩変化会議 (Congress for Progressive Change, CPC) から出馬して、3度目の挑戦を行なった。CPCは、ANPP内の分派闘争の結果として結成された政党であり、とりわけ連邦上・下両院議員選挙では、ANPPと議席数をほぼ同等に分け合った (前掲第22表を参照)。また、ANPPからはカノ州知事のI.シェカラウ (Ibrahim Shekarau)、2010年にACから名称変更したナイジェリア行動会議 (Action Congress of Nigeria, ACN) からはラゴス州知事のN.リバドゥ (N. Ribadu) が出馬したが、ジョナサン大統領が2,250万票 (58.9%) を獲得して当選した。

なお、第2図は、大統領選挙の結果を州ごとに纏めたものであるが、PDPがオスン州を除く南部・中部の全23州と連邦首都領、CPCが北部の全12州を抑えて、南北対立の構図がひと目で分かるようになっている。もちろん、ソコト、ジガワ、ケビ、およびナイジャーの各州を中心として、

69) *The Constitution 1999*, 5<sup>th</sup> May, 1999, Chapter VI, The Executive, Part I, Federal Executive, A, The President of the Federation, 136–Death, etc. of President-elect before oath of office を参照。

イスラーム世界でも合わせておよそ460万人の選挙人がキリスト教徒のジョナサンに投票しており、事態はそう単純ではないが、それにしてもやや衝撃的な選挙結果であった<sup>70)</sup>。

## 2 1999年共和国憲法と歳入配分

さて、1999年5月5日に公布された「1999年共和国憲法」においても、歳入配分問題に係わる幾つかの規定が盛り込まれているが、まずは、その主なものを拾ってみたい<sup>71)</sup>。第一に、第6章「行政」第I部「連邦行政」C「公的歳入」の第162条(1)において、「『連邦会計』と呼ばれる特別会計を維持し、国軍、連邦警察官、外務省職員、および連邦首都領在住者の個人所得税を除き、全ての連邦歳入がこの連邦会計に組み込まれる」と規定されているが、これは、「1979年共和国憲法」第149条(1)の規定と全く同じである。第二に、同162条(3)において、「連邦会計の資金は、国会の承認を経た上で、連邦政府、各州政府、および各地方政府に配分される」ことが規定されているが、これも「1979年共和国憲法」第149条(2)の規定と同じである。

第三に、「1979年共和国憲法」の規定と大きく異なるのは、第162条(2)の規定である。そこでは、「大統領は、歳入動員配分財政委員会の助言を受けつつ、連邦会計からの歳入の配分に係わる提案を国会に対して行ない、国会は、とりわけ人口数、各州間の均等性、域内歳入、土壌・地勢、および人口密度などの基準に配慮しつつ、配分方式を決定する。派生主義の原則については、全ての天然資源から直接得られ連邦会計に組み込まれた歳入のうち、その13%を下回らない歳入分について適用されるよう、恒常的に配慮される」と規定されている点である。すなわち、ここには、①水平的配分の具体的な基準として、人口数、人口密度、各州間の均等性、域内増収努力、および土壌・地勢などの環境状態を適用する、②歳入配分を検討する恒常的な国家機関として、歳入動員配分財政委員会を設置する、および③石油・天然ガスを含む全ての天然資源からの収入の13%分に対して派生主義を適用するという——民政移管後の歳入配分方式の大枠を決定することになる——、極めて重要な三つの規定が盛り込まれているのである。

すでに触れたように、歳入配分問題を検討する恒常的な委員会の設置は、かつてババンギダ連邦軍事政権が1988年9月の「布告第49号」によって規定したものであるが、「1999年共和国憲法」でも、その第6章「行政」第I部「連邦行政」B「連邦行政機関の設置」の第153条(1)-(n)において同様の委員会の設置が規定され、また「第3スケジュール」第I部「N-歳入動員配分財政委員会」において、同委員会の権限とメンバー構成などが規定されている。それによると、同委員会は、各州および連邦首都領から各1名、合計37名の委員から構成され、①連邦会計からの支出とその適法性を監視する、②現実の変化に応じて、適宜、歳入配分の方式を見直す、および③連邦政府および各州政府に対して、財政の効率化やその方法について助言を行なう、などの権限が付与されている。また、④国会で承認された歳入配分案は少なくとも5年以上は有効とされる、とも規定されている。なお、この「歳入動員配分財政委員会」(Revenue Mobilization Allocation and Fiscal Commission, RMAFC)は、1999年9月に、オパサンジョ政権によって正式に発足した。

70) 州別、政党別の選挙結果については、Gberie, L., "The 2011 Elections in Nigeria : A New Dawn ?." *Situation Report*, May 2011, pp. 16-34を参照 (なお、明らかな数字の誤植は訂正した)。

71) 以下の「1999年共和国憲法」の諸規定については、*The Constitution 1999*, Chapter VI, The Executive, Part I, Federal Executive, C, Public Revenue を参照。

また、人口数、均等配分、あるいは域内増収努力などの水平的配分の基準については、これまで見てきたように、各々の基準それぞれが、統計上の信憑性など様々な問題を抱えていることは確かである。それにも拘わらず、あえて憲法上においてまで明記しているのは——過去の歴史的経験に鑑みて——、紛争を緩和させるためには、これ以外に方法がないということなのであろうか。

他方、端的に言えば「石油収入の少なくとも13%分は産油地域に配分する」という、いわゆる「13%条項」は、今日に至るまで、歳入配分に係わる論争の焦点になっている。産油州は憲法上の規定が遵守されていないと憤慨し、あるいは13%より多い取り分を要求している。他方では、逆に、非産油州はその比率の削減を主張しているが、いずれも憲法の改正に繋がるため、国会を二分する大論争に繋がりがかねない。なお、「鉱区地代・ロイヤルティーに、陸上と沖合の区別を設けるか否か」という点については、「1999年共和国憲法」ではあえて言及していないが、この点についても、後に見るように、憲法解釈を巡る法廷闘争に繋がっていくことになる。

### 3 第四共和政下の歳入配分問題

さて、第四共和政における歳入配分は、上記の様な憲法条項に規定されつつ行なわれることになるが、最初の問題提起は、2001年8月に出されたRMAFCの勧告案であった<sup>72)</sup>。前掲第14表に見られるように、同委員会は、①連邦政府の取り分を従来の48.5%から41.23%に削減する、②逆に各州政府の取り分を24%から31%に増加させる、③各地方政府の取り分を20%から16%に削減する、そして④その分を特別基金に回して、7.5%から11.70%（引用文献の現文のまま）に増加する、という勧告を行なった。

既存の歳入配分方式——1992年7月にババングタ連邦軍事政権によって公布された「布告第106号」に基づく配分方式——と比較すると、連邦政府の取り分について、過去に例を見ないほどに大幅に削減した点が注目される。加えて、RMAFCは上記の「13%条項」に関連させて、13%を上回る比率を天然資源の派生州に配分すべきである、との勧告を行なった。

これに対して、当時のオバサンジョ大統領は強く反発し、とりわけ後者に対しては、「派生主義は沖合油田には適用されない」という自らの立場の妥当性について、連邦最高裁判所に判断を求めた。連邦政府の判断に異議申立てを行なったのは、産油州であるアクワ・イボム、デルタ、リヴァーズ、バイエルサ、クロス・リヴァー、オンド、およびアビアの各州、産油州ではないが海岸線を有するラゴスとオグンの両州と、その他の諸団体であった。この裁判は、連邦政府法務相を原告とし、アビア州政府法務長官を被告人代表として争われたが、2002年4月5日、連邦最高裁判所は「海岸部の州の領域は、当該州の内陸部の水域に限定される」との判断を下して、連邦政府側の主張を認めた<sup>73)</sup>。

なお、上記のRMAFCの勧告案に対しては、オバサンジョ大統領は矢継ぎ早に二つの「行政令」を公布した。その法的根拠は、「1999年共和国憲法」の第8章「連邦首都領および一般的補足規定」

72) 第四共和政下の歳入配分問題については、Uche, C.U. and O.C. Uche, *op.cit.*, pp. 31-32; Ekpo, A.H., *op.cit.*, pp. 24-26; RMAFC, *Commission Law ...*, pp. 15-29; Do., *Fiscal Monitor*, Abuja, Vol. 1, No. 1, January 2013, pp. 16-17を参照。

73) この判決については、The Supreme Court of Nigeria, *Supreme Court Judgment, The Summary*, Abuja, 5<sup>th</sup> April, 2002, S.C.28/2001を参照。

第 III 部「移行規定および保留」の第315条第 2 項および第 4 項(a)に記載されている次の様な規定である。すなわち、「適切な権威者が必要と認めた場合には、何時でも、命令によって既存の法律を修正することができる。適切な権威者とは、大統領を意味する」という規定である。オバサンジョ大統領は、この件についても連邦最高裁判所の「適法である」との判断を取り付けた上で、まず、2002年 5 月に「歳入配分（連邦会計等）（修正）令」を公布した。その内容は、前掲第14表に見られる通りであるが、①連邦政府の取り分を RMAFC による勧告案の41.23%から56%に増加させ、②逆に、各州政府の取り分を同31%から24%に削減し、③各地方政府の取り分を同16%から20%に増加し、そして④特別基金への配分をなくす、というものであった。ただし、⑤連邦政府に配分される56%の中には、(i)天然資源の開発費 3%、(ii)環境対策費 2%、(iii)連邦首都領の整備費 1%、および(iv)安定化基金1.5%、合計7.5%が含まれているので、連邦政府の実質的な取り分は48.5%になる。つまり、「特別基金」を連邦政府取り分の中に組み込んだ点を除けば、上述のババンギダ連邦軍事政権が公布した「布告第106号」の配分方式と全く同様である。

ただし、この2002年 5 月の行政令に対しては、各州政府の配分比率が低すぎるなどの批判が出たため、オバサンジョ大統領は 2 ヶ月後の同年 7 月に、わずかな修正を加えた「歳入配分（連邦会計等）（修正）令」を再度、公布した。主な修正点は、①各州政府の取り分を24%から24.72%に増加させる、②各地方政府の取り分を20%から20.6%に増加させる、③連邦政府の取り分は56%から54.68%に削減するが、ただし(i)環境対策費を 2%から1.46%へ、(ii)安定化基金を1.5%から0.72%へ削減し、(iii)天然資源の開発費 3%と連邦首都領の整備費 1%は不変とする、というものであった。すなわち、連邦政府の実質取り分は48.5%で同じであり、まさに「巧妙な数字の操作」と言えるであろう。

ところで、2003年総選挙後の2004年 2 月、第二次オバサンジョ政権下の国会において、「歳入配分に係わる派生主義の適用において、鉦区の陸上および沖合の区別を廃止する」という注目すべき法案が成立した。これは、前述の2002年 4 月の連邦最高裁判所の判決を覆す法案であるが、その主な内容は、①深さ200mの海域は、それに隣接する当該州の領域に帰属する、②従って、連邦会計からの歳入配分に係わる派生主義の適用においては、鉦産物の産出地が陸上であるのか沖合であるのかを問わない、というものである。換言すれば、「1999年共和国憲法」の「13%条項」は沖合油田からの石油・天然ガス収入にも適用されることになった。これまでは、すでに触れたように、沖合油田からの同収入は、歴代連邦政府の排他的な収入として、歳入配分の俎上にさえ乗せられて来なかったものである。

この国会決議を受ける形で、2004年 9 月、RMAFC は、前掲第14表に見られるような勧告を行なった。すなわち、第一に、連邦会計からの「垂直的配分」については、①連邦政府に47.19%、各州政府に31.1%、各地方政府に15.21%、および特別基金に6.5%の配分とする、②「特別基金」には、鉦産物開発費1.75%、農業開発費1.75%、環境対策費1.5%、および予備費1.5%が含まれる。第二に、「水平的配分」の基準については、①各州政府間では、均等配分に0.4523、人口数に0.2560、人口密度に0.0145、域内増収努力に0.0831、土壤に0.0831、地勢に0.0831、教育に0.0300、保健・衛生に0.0300、携帯用飲料水に0.0150、道路・水路に0.0121の加重値、②各地方政府間では、人口数に0.3083、人口密度に0.0645、域内増収努力に0.1331、土壤に0.1035、地勢に0.1035、教育に0.0800、保健・衛生に0.0800、携帯用飲料水に0.0650、道路・水路に0.0621の加重値で算出する。そして第三に、「13%条項」に係わる歳入配分については、①「各州派生基金」を設置し、各州政府に60%、各地方政府に30%、および各共同体——地方政府の下の行政単位——に10%を配分する、②各州派

第23表 ナイジェリアにおける州別原油・天然ガス生産量：2012年2～3月

州	原油 (1,000バレル)				天然ガス (1,000立方フィート)			
	2012年2月	指数	2012年3月	指数	2012年2月	指数	2012年3月	指数
1. アクワ・イボム	14,065	0.28475996	15,639	0.3108619	30,929	0.1515473	32,044	0.1580066
2. デルタ	10,909	0.22085978	10,751	0.2136953	39,850	0.1952582	41,078	0.2025550
3. リヴァーズ	11,756	0.23801146	10,691	0.2125040	57,571	0.2820920	52,488	0.2588176
4. バイェルサ	8,504	0.17216251	9,000	0.1789025	59,528	0.2916763	59,726	0.2945036
5. オンド	1,803	0.03650261	1,874	0.0372524	3,952	0.0193658	4,555	0.0224590
6. エド	1,034	0.02092869	1,027	0.0204088	4,895	0.0239871	5,388	0.0265685
7. イモ	415	0.00839543	550	0.0109345	4,867	0.0238459	5,249	0.0258821
8. クロス・リヴァー	407	0.00824745	423	0.0084086	1,676	0.0082130	1,650	0.0081375
9. アビア	500	0.01013211	354	0.0070320	819	0.0040144	623	0.0030701
合計	49,393	1.00000000	50,309	1.00000000	204,087	1.00000000	202,801	1.00000000

(出所) Revenue Mobilization Allocation and Fiscal Commission, *Oil and Gas Production on State by State Basis*  
(<http://www.rmaf.gov.ng/derive.htm>, 2014年6月23日にアクセス) より作成。

生基金からの水平的配分の基準については、(i)各州政府間では産出高に応じた派生主義、(ii)各地方政府間では、産出高に応じた派生主義に0.5、均等配分に0.2、人口数に0.2、および自力厚生計画に0.1の加重値で算出する、(iii)各共同体間については、連邦下院議会で検討する、というものである。

こうした2004年9月のRMAFCによる勧告は、これまでの勧告・布告などと比較して、次の4点において注目される。すなわち、①「13%条項」を国家全体の歳入配分の中に明確に位置付けたこと、②最下位の行政単位である「共同体」への歳入配分を明記したこと、③特別基金の中に、初めて「農業開発費」を組み込んだこと、および④州政府間と地方政府間の各々の水平的配分の基準に、極めて詳細な加重値を設定したこと、である。この勧告案は、2004年9月にオバサンジョ大統領の承認を得た後、翌2005年1月に国会でも承認されて、少なくとも2012年度末まで実施されてきた歳入配分方式である<sup>74)</sup>。

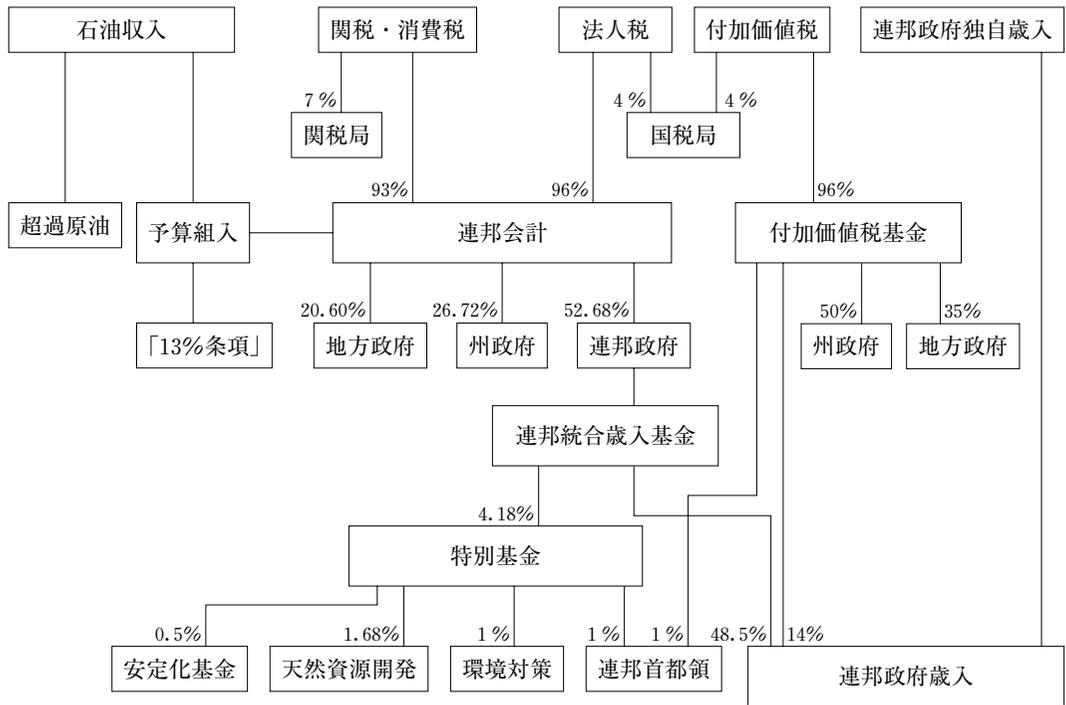
なお、「13%条項」について付言しておく、第23表に見られるように、ナイジャー・デルタを中心とする産油9州に対して、原油および天然ガスの各々の産出実績量に応じた「指数」(加重値)が毎月、細かく設定されている。この指数に応じて、天然ガス収入を含む「石油収入」の13%が配分されることになる。また同表から、原油および天然ガスともに、産出量のおよそ92%がアクワ・イボム、デルタ、リヴァーズ、およびバイェルサの4州から派生していることが分かる。これまで繰り返し述べてきたように、これらの産油州を中心にして、「派生主義」が強く主張されてきたのである。最近では、「13%」を「25%」に増加させるべきであるとの、かなり強硬な主張さえ出てきている<sup>75)</sup>。

ところで、RMAFCは、その設立の当初から連邦政府や連邦財務省の政治的介入を嫌ってきたが、他方では、連邦財務省もまた、予算編成上の必要性から独自の歳入配分案を作成してきた。つまり、歳入配分案の作成において、RMAFCと連邦財務省との「二重権力構造」とも言うべきものが成立

74) RMAFC, *Fiscal Monitor*, pp. 16-17を参照。

75) "Oil, Gas Communities want Derivation raised to 25%," *Vanguard*, Lagos, 14<sup>th</sup> October, 2013を参照。

第3図 ナイジェリアにおける国家歳入の配分構造：2014年度予算案



(出所) Federal Ministry of Finance, *Citizens' Guide to the Federal Budget 2014*, Abuja, 2014, p. 8より作成。

しているが、連邦財務省は、例えば2014年度予算案において、第3図に見られるような歳入配分案を公表している<sup>76)</sup>。上述の2004年9月のRMAFCの勧告案と比較してみると、①連邦政府の取り分が47.19%から52.68%へと増加し、②各州政府の取り分が31.1%から26.72%に削減され、③各地方政府の取り分が15.21%から20.6%に増加している。ただし、④連邦政府の取り分の中には、特別基金として、天然資源開発費1.68%、環境対策費1%、連邦首都領の整備費1%、および安定化基金0.5%、合計4.18%が含まれているので、連邦政府の実質的な取り分は48.5%（上述のRMAFCの勧告案と比較して1.31%の増加）になる。特別基金を連邦政府の取り分の中に組み込んでいるという点では、2002年7月のオバサンジョ大統領による「行政令」に近い歳入配分方式になっている。

なお、2014年度予算案は、①原油の生産量を日産238万8300バレル、②原油価格をバレル当たり77.5ドル、③為替レートを1ドル当たり160ナイラ、④石油合弁事業会計への組込みを8,585億8800万ナイラ、および⑤国内総生産の成長率を6.75%になると想定して編成されており、国家の総歳入が10兆4533億9000万ナイラ（うち、石油収入が68.5%）、連邦政府の歳入が3兆7310億ナイラ、および同歳出が4兆6429億6000万ナイラの予算案で、連邦政府レベルでは当初から9,119億6000万ナイラの「赤字予算」が組まれている——ただし、「連邦会計」の規模は明記されていない——。

76) 2014年度予算案については、Federal Ministry of Finance, *Understanding Budget 2014*, Abuja, 2014, pp. 1-11; Do., *Citizens' Guide to the Federal Budget 2014*, Abuja, 2014, pp. 1-29を参照。

第24表 ナイジェリアにおける国家歳入の配分と連邦政府の財政構造：2006～2010年

(単位：10億ナイラ、%)

	2006		2008		2010	
A. 総歳入	6,069	(100.0)	7,866	(100.0)	7,304	(100.0)
a. 石油収入	5,287	( 87.1)	6,530	( 83.0)	5,396	( 73.9)
石油利潤税・ロイヤルティー・他	2,038	( 33.6)	2,812	( 35.7)	1,945	( 26.6)
原油・天然ガス輸出	2,074	( 34.2)	2,251	( 28.6)	1,696	( 23.2)
原油国内販売	1,172	( 19.3)	1,463	( 18.6)	1,746	( 24.0)
その他	3	( 0.0)	4	( 0.1)	9	( 0.1)
b. 非石油収入	782	( 12.9)	1,336	( 17.0)	1,908	( 26.1)
法人税	245	( 4.0)	417	( 5.3)	657	( 9.0)
付加価値税	230	( 3.8)	405	( 5.2)	563	( 7.7)
関税	178	( 3.0)	281	( 3.6)	309	( 4.2)
連邦政府独自収入	33	( 0.5)	114	( 1.4)	154	( 2.1)
その他	96	( 1.6)	119	( 1.5)	225	( 3.1)
B. 控除	-3,105	(100.0)	-3,935	(100.0)	-3,438	(100.0)
a. 石油収入関連	-2,723	( 87.7)	-3,261	( 82.9)	-2,394	( 69.6)
合併事業会計	-528	( 17.0)	-579	( 14.7)	-963	( 28.0)
原油売上高予備会計	-1,422	( 45.8)	-1,728	( 44.0)	-616	( 17.9)
その他	-773	( 24.9)	-954	( 24.2)	-815	( 23.7)
b. 非石油収入関連	-382	( 12.3)	-674	( 17.1)	-1,044	( 30.4)
付加価値税会計	-221	( 7.1)	-388	( 9.9)	-540	( 15.7)
その他	-161	( 5.2)	-286	( 7.2)	-504	( 14.7)
C. 連邦歳入	2,964	—	3,931	—	3,866	—
D. 移転収入	700	(100.0)	1,637	(100.0)	1,365	(100.0)
a. 原油売上高予備会計	637	( 91.0)	1,107	( 67.6)	886	( 64.9)
b. 歳入増加分	—	—	462	( 28.2)	439	( 32.2)
c. その他	63	( 9.0)	68	( 4.2)	40	( 2.9)
E. 連邦会計	3,664	(100.0)	5,568	(100.0)	5,231	(100.0)
a. 連邦政府	1,707	( 46.6)	2,339	( 42.0)	2,455	( 46.9)
b. 各州政府	865	( 23.6)	1,456	( 26.1)	1,266	( 24.2)
c. 各地方政府	668	( 18.2)	1,208	( 21.8)	962	( 18.4)
d. 「13%条項」 <sup>1)</sup>	424	( 11.6)	565	( 10.1)	548	( 10.5)
F. 付加価値税会計	221	(100.0)	388	(100.0)	540	(100.0)
a. 連邦政府	33	( 15.0)	58	( 14.9)	81	( 15.0)
b. 各州政府	111	( 50.2)	194	( 50.0)	270	( 50.0)
c. 各地方政府	77	( 34.8)	136	( 35.1)	189	( 35.0)
G. 上記配分合計	3,885	(100.0)	5,956	(100.0)	5,771	(100.0)
a. 連邦政府	1,740	( 44.8)	2,397	( 40.2)	2,536	( 43.9)
b. 各州政府	976	( 25.1)	1,650	( 27.7)	1,536	( 26.6)
c. 各地方政府	745	( 19.2)	1,344	( 22.6)	1,151	( 19.9)
d. 「13%条項」 <sup>1)</sup>	424	( 10.9)	565	( 9.5)	548	( 9.6)
H. 連邦政府歳入	1,937	(100.0)	3,193	(100.0)	3,089	(100.0)
a. 連邦会計交付金	1,740	( 89.8)	2,397	( 75.1)	2,536	( 82.1)
b. 連邦政府独自収入	33	( 1.7)	114	( 3.5)	154	( 5.0)
c. その他	164	( 8.5)	682	( 21.4)	399	( 12.9)
I. 連邦政府歳出	2,038	(100.0)	3,240	(100.0)	4,194	(100.0)
a. 経常支出	1,390	( 68.2)	2,117	( 65.3)	3,109	( 74.1)
人件費	629	( 30.9)	1,081	( 33.4)	1,564	( 37.3)
一般経費	259	( 12.7)	457	( 14.1)	982	( 23.4)
債務返済	249	( 12.2)	381	( 11.7)	416	( 9.9)
対外債務	118	( 5.8)	59	( 1.8)	40	( 1.0)
国内債務	131	( 6.4)	322	( 9.9)	376	( 9.0)
移転 <sup>2)</sup>	253	( 12.4)	198	( 6.1)	147	( 3.5)
b. 資本支出	553	( 27.1)	961	( 29.7)	884	( 21.1)
c. 移転	95	( 4.7)	162	( 5.0)	201	( 4.8)
ナイジャー・デルタ開発委員会	30	( 1.5)	60	( 1.9)	45	( 1.1)
国家司法評議会	35	( 1.7)	58	( 1.8)	91	( 2.2)
普通教育委員会	30	( 1.5)	44	( 1.3)	46	( 1.1)
その他	—	—	—	—	19	( 0.4)
J. 連邦政府財政収支	-101	—	-47	—	-1,105	—
K. 連邦政府財政金融	101	(100.0)	47	(100.0)	1,105	(100.0)
a. 対外借入	—	—	47	(100.0)	75	( 6.8)
b. 国内借入	45	( 44.6)	151	(321.3)	1,110	(100.5)
c. 国営企業民営化収入	—	—	—	—	6	( 0.5)
d. 移転等	56	( 55.4)	-151	(-323.3)	-86	(-7.8)

(注) 1) 鉱産物産出州に対する配分。2) 連邦首都領への配分を含む。

(出所) Central Bank of Nigeria, *Annual Report and Statement of Accounts*, Abuja, 各年版より作成。

それでは、国家歳入は、実際にはどのように配分されてきたのであろうか。第24表は、2006～10年における国家歳入の配分実績と連邦政府の財政構造を示したものであるが、まず注目すべき点は、「連邦会計」に行き着くまでには、国家の「総歳入」から様々な控除や移転が行なわれ、連邦会計の規模は、総歳入の70%前後にまで削減されてしまう、という点である。また、連邦会計からの垂直的配分の実績値を見ると、連邦政府がおよそ42～47%、各州政府が24～26%、各地方政府が18～22%になっている。上述の RMAFC の2004年9月の勧告案と比較してみると——中央銀行の資料では「特別基金」の位置付けが異なるので、直接的な比較はできないが——、連邦政府への垂直的配分はおおよそ RMAFC の勧告通りであるが、各州政府への配分が5%前後減少し、逆に各地方政府への配分が3～7%前後増加している。石油収入に対する「13%条項」への配分については8～10%前後であり、いずれの年も13%には達していない。さらに、各地方政府への配分について言えば、例えば、2010年度には総額で1兆1510億ナイラに達しているが、歳出の大半は各行政の人員費や間接費などに使われ、経済・社会・共同体などの開発費に支出されるのは、およそ30%前後になってしまう<sup>77)</sup>。「石油収入」の恩恵が末端の人々にまで到達するには、長い道程を経ねばならないのである。

なお、同上表から連邦政府の財政構造を見てみると、歳入の75～80%が連邦会計からの交付金に依存しており——独自収入は2～5%にすぎない——、歳出では人員費と一般経費の2項目だけで44～61%を占めて、財政収支としては赤字体質が続いている。とりわけ、2010年度は1兆1050億ナイラ的大幅赤字を記録し、その大半を国内借入で賄うという構造になっている。他方、2010年度の各州政府の財政構造について言えば、36州に連邦首都領を加えた全体の歳入3兆1625億ナイラのうち、独自収入は7,579億ナイラにすぎず、歳入の76%は連邦会計からの交付金や原油売上高予備会計からの移転収入などに依存している。加えて、各地方政府の財政構造について見ても、2010年度において、774地方政府全体の歳入1兆3592億ナイラのうち、独自収入はわずか262億ナイラにすぎず、実に歳入の98%を連邦会計からの交付金やその他の助成金などに依存している<sup>78)</sup>。

こうして、連邦政府、州政府、地方政府、共同体、そして連邦首都領という、ナイジェリア連邦国家の全ての構成単位の財政が、「石油収入」に決定的に依存しているのである。国家歳入、すなわち石油収入の配分・再配分が、単なる経済問題ではなく、政治問題化する所以がここにあると言えよう。

## 結びにかえて——財政連邦主義の功罪——

これまで見てきたように、ナイジェリアは、植民地時代を含めると実に70年近くの歳月をかけて、国家歳入の配分問題を議論してきた。この問題を検討する特別委員会は、1946年の「フィリップソン委員会」から1979年の「オキグボ委員会」まで合計で8回も設置され、その後は、恒常的な検討委員会である、NRMAFCあるいはRMAFCがその任務を引き継いでいる。これに対して、歴代の連邦政権は、軍政・民政を問わず、検討委員会の勧告が提案されるたびに——宗主国側の意向がほぼ実現した、植民地時代を別として——、必ずと言ってよいほど修正を加えて、連邦政権側に有利に

77) 地方政府の財政収支については、Central Bank of Nigeria, *Annual Report 2011*, Abuja, 2011, pp. 277–279 を参照。

78) 州政府、地方政府の財政構造については、*Ibid.*, pp. 272, 277を参照。

なるような歳入配分政策を実施してきた。

この「修正」を巡る論争の構図は、それ自体ではかなり単純である。すなわち、第一に、石油収入を中心とする国家全体の歳入を連邦政府・州政府・地方政府という「三層構造」——「共同体」を加えれば、「四層構造」と言ってもよい——に如何に垂直的に配分するのか、第二に、多数の州政府、地方政府、共同体、さらには連邦首都領に対して、如何なる基準をもって水平的に再配分するのか、という問題に集約される。

だが、一歩その中に踏み込むと、事態はそれほど単純ではない。「垂直的配分」においては、主として、①連邦政府が50%以上の配分を確保してよいのか否かという「50%の壁」、あるいは、②連邦政府が最初に必要な配分を確保し、その後に各州政府や各地方政府などに配分するという「最初の請求者」の是非を巡って争われてきたが、その背後には、ナイジェリアの「連邦制」を如何に形成していくのかという、抜き差しならぬ理念の相違があったように思われる。すなわち、強固な中央政府に指導された「統合的な連邦制」なのか、あるいは、各州政府および各地方政府に相応の権限を移譲する「緩やかな連合体」なのか——、こうした議論は、とりわけ「石油収入」という莫大な現実の分け前を眼前にして、現在でも続いている。

他方、「水平的配分」においては、とりわけ配分基準の設定とその加重値を巡って、実に多様な議論が争われてきた。そのキーワードを改めて拾ってみると、派生主義、均等配分、人口数、人口密度、国民的利益、均等的発展、社会開発、必要性、地理的特殊性、財政の同等化、および域内増収努力などが挙げられる。これらの基準の幾つかは、内容的にはほぼ同義のものも含まれているが、「その実態を判断するための、信頼しうる客観的な統計・資料が存在しない」との理由から、これらの基準を否定しきった「アボヤデ専門委員会」の勧告がひときわ印象的である。また、同委員会が「派生主義は、国民的統合にとっては、害毒以外の何物でもない」と断言した点も、「石油収入」の争奪戦に明け暮れてきた歴史を持つ、ナイジェリアの現実を見据えた発言であろう。

「国民的利益」や「国家全体の発展」を標榜しつつも、結局のところ、各々の出自の共同体・部族・宗教・そして個人などの利害を優先させざるをえない、という現実がある。その最大の理由は、歴代の政権担当者とその親近者が石油収入の大半を我が物にしてきたという拭い難い不信感が、人々の中に残っているからである。こうした中にあるのは、均等配分や人口数という「形式的な基準」の方が、結局のところ、より現実的な歳入配分政策の基本方針になってくるのかも知れない。ただし、人口数を基準にする限り——その統計自体、信憑性に乏しいが——、南部のナイジャー・デルタから派生する石油収入のほぼ半分が、非産油地域の北部諸州に配分されることを意味する。それ故に、他方では、「13%条項」の規定という、派生主義に対する一定の譲歩も行なっており、ということになるのであろう。

ただし、配分方法や配分比率それ自体に議論が集中するあまり、「如何なる連邦国家を形成していくのか」という最も重要な基本的理念の検討が、これまで十分には行なわれて来なかったように思われる。この問題は、「植民地遺制」と言えばそれまでであるが、しかし、政治的独立後のナイジェリアは、すでに半世紀以上も国家運営を経験してきたはずである。

それにも拘わらず——極めて皮肉なことに、民政移管が実現したとりわけ「第四共和政」以降において——、南部の産油地域では、ナイジャー・デルタ解放運動(Movement for the Emanicipation of the Niger Delta, MEND)を始めとする武装集団による石油施設の破壊、盗油、身代金目当ての誘拐事件などが多発化してきた。さらに、ボルノ州などの北東部地域では、イスラーム原理主義集団のボコ・ハラム(Boko Haram)による女子中・高校生大量誘惑事件や住民の無差別的な大量殺

戮行為が発生している。これらを鎮圧しようとする国軍・警察部隊と武装集団との間で繰り広げられる「石油戦争」<sup>79)</sup>や「イスラーム戦争」は、石油大国ナイジェリア連邦国家の負の側面を如実に示す象徴的な出来事である。

本稿で考察してきた「財政連邦主義」の歴史的功罪について言えば、＜部族性＞や＜宗教性＞を超越する真の意味での＜国民的統合＞が未だ達成されておらず、また、いわば「原油に漂う貧困」が必ずしも解消されずに、むしろ貧富の格差が拡大していることを考えると、少なくとも現時点では、「功」よりも「罪」の部分の方が多いということになる。

(本稿は、平成26年度専修大学長期国内研究員に係わる研究成果の一部である)

---

79) ナイジャー・デルタにおける「石油戦争」については、室井義雄「ナイジェリアにおける石油戦争——国家・少数部族・環境汚染——」(専修大学社会科学研究所『月報』No. 622, 2015年4月, 所収) 1～88頁を参照。